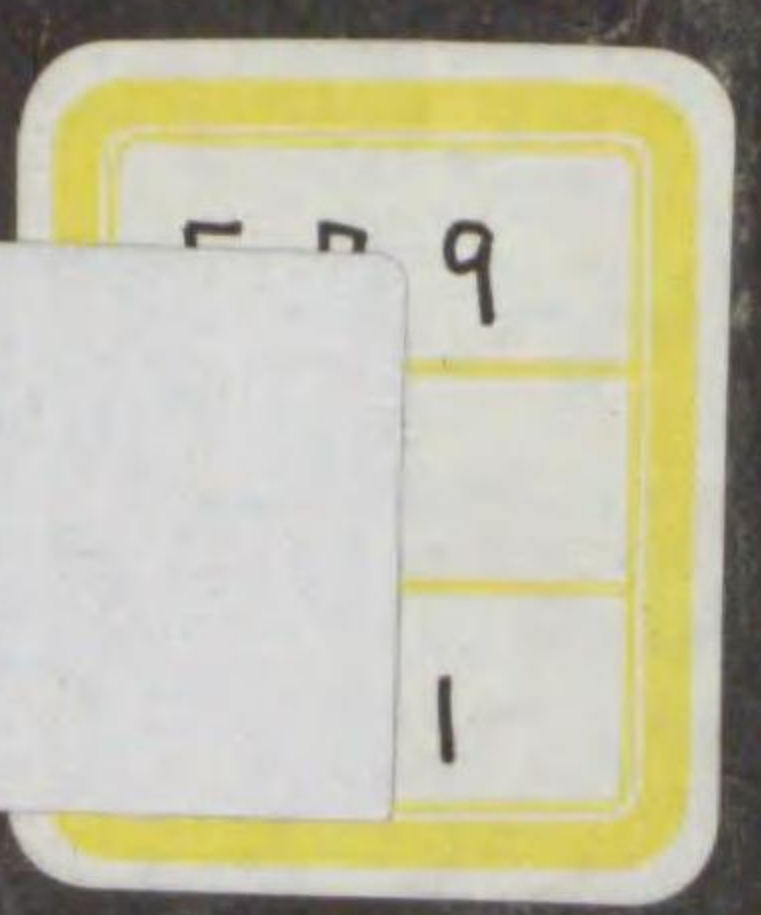


新逸新鉄道運送規程

579-111

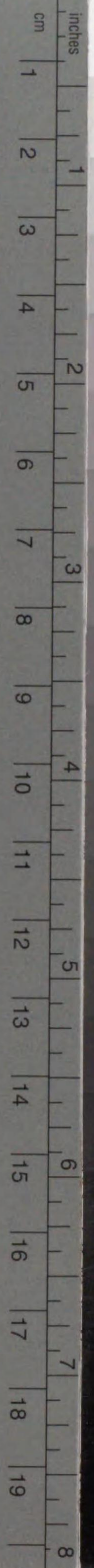
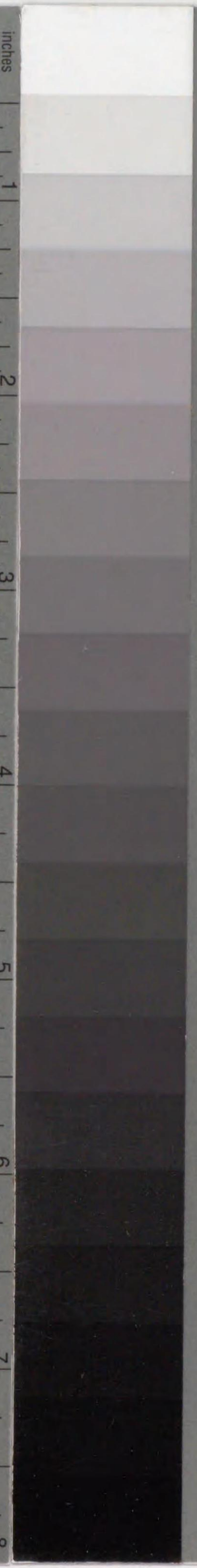


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

- A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak





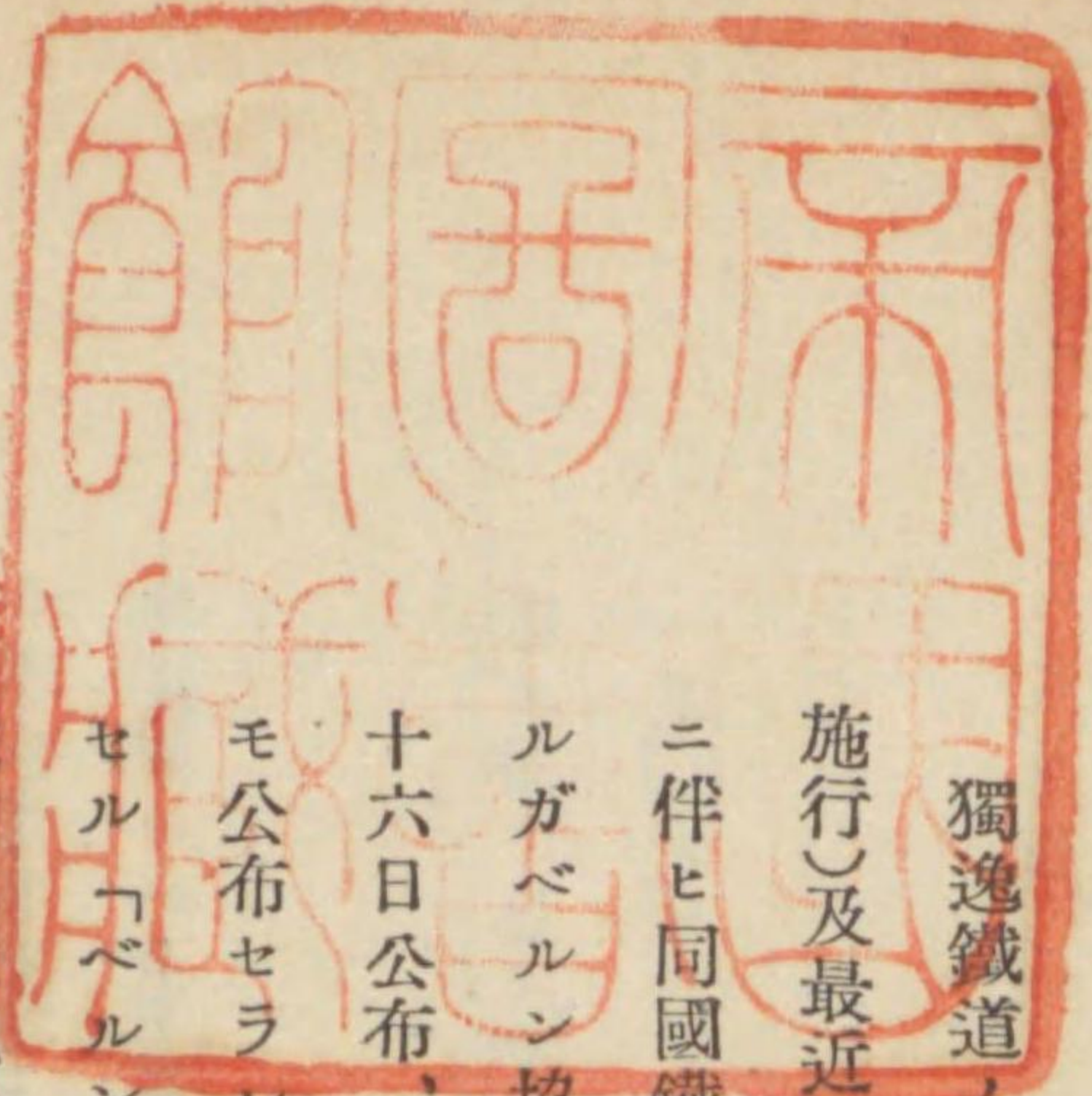
昭和三年九月

獨逸新鐵道運送規程

(一九二八年十月一日施行)

鐵道省運輸局





凡例

獨逸鐵道ノ運送法規ニ關シテハ曩ニ當局ヨリ「獨逸鐵道運送規程及施行規則」(一九二四年四月十五日改正施行)及最近「獨逸國有鐵道旅客及貨物運送取扱細則」ヲ出版シタルガ今般ベルン新國際協約ノ實施セララルニ伴ヒ同國鐵道運送規程ニ大改訂ヲ加フル必要生ジ爾來同國鐵道當局者ニ依リ改正規程草案審議セラレ居タルガ般ベルン協約ノ實施期日タル一九二八年(本年)十月一日ト共ニ可及的施行ノ必要上急速ニ完成シ本年五月十六日公布、六月一日ノ獨逸法律公報ニ發表セララルニ至レリ同日附テ以テ新鐵道運送規程ノ外附錄七種ヲモ公布セラレタルガ右ノ中附錄〇「條件附ニテ運送ヲ許容スル物品ニ關スル規則」ハ本年七月當局ヨリ出版セル「般ベルン協約」貨物編附屬書第一號ト略々相等シク且相當大部ニ互ルヲ以テ一先ヅ之ヲ省略シ今回ハ新鐵道運送規程ヲ他ノ附錄六種ト共ニ急遽翻譯シ上梓スルコトトセリ

昭和三年九月

運輸局國際課

寄贈本

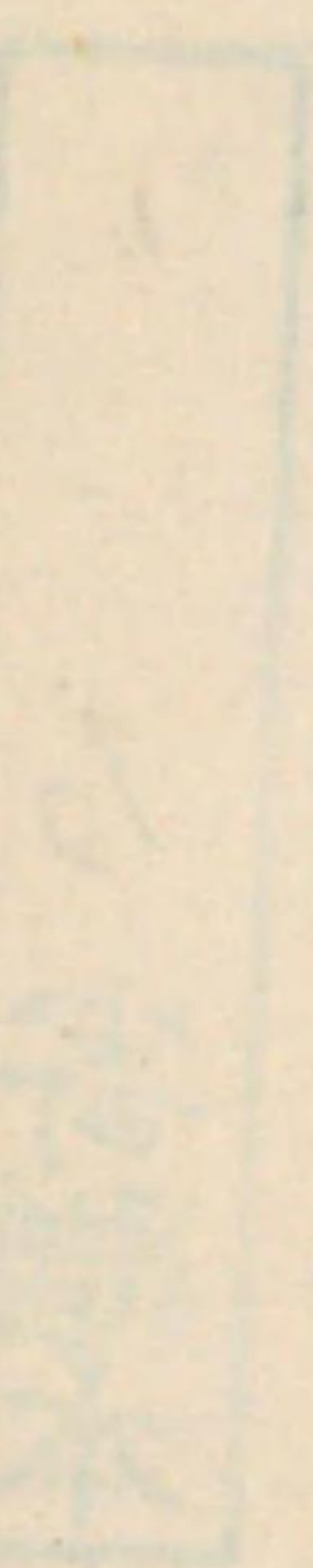
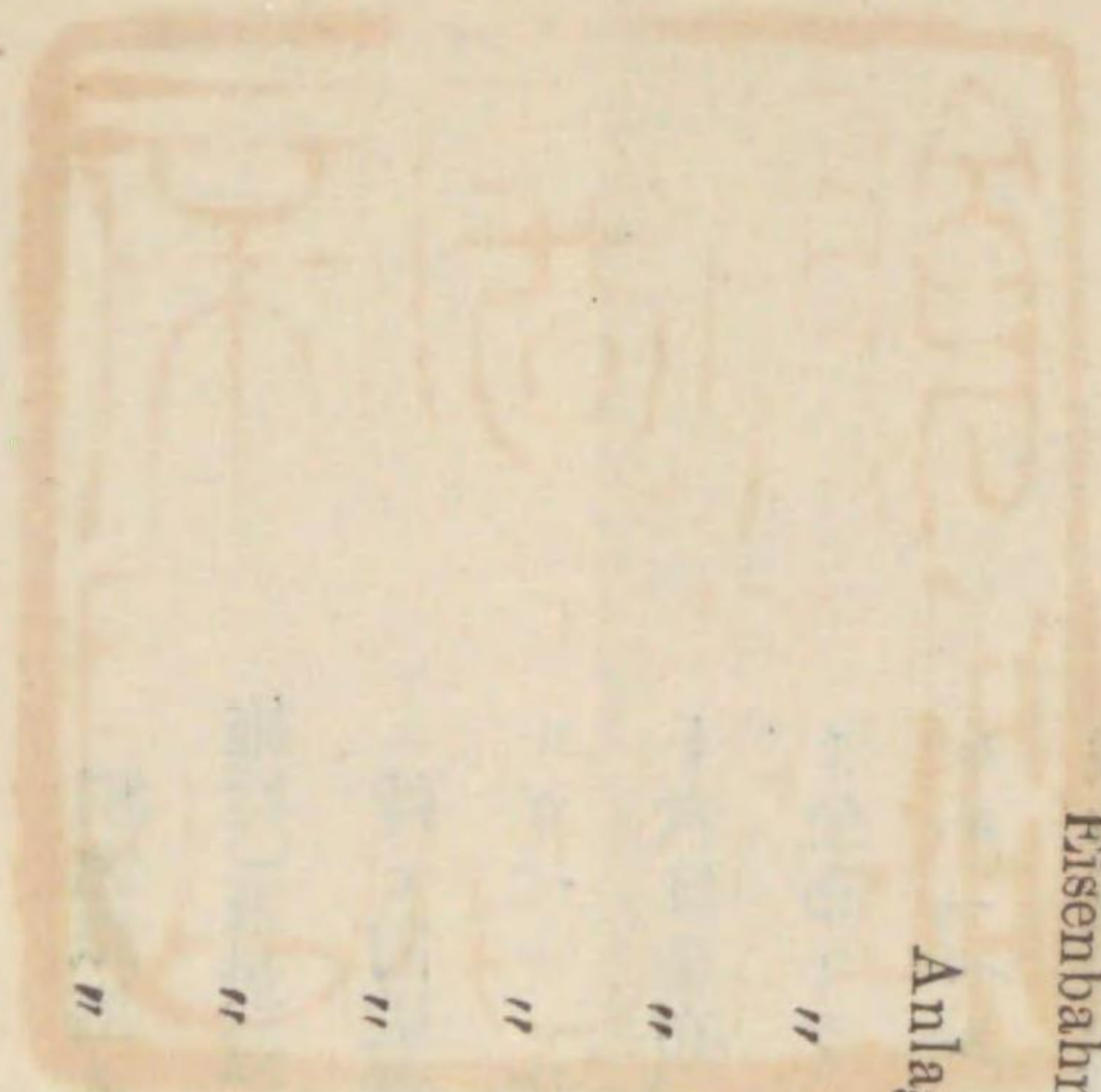




—Reichsgesetzbl. 1928 II S. 401 ff.—

Verordnung über die Einführung einer neuen Eisenbahn-Verkehrsordnung. Vom 16. Mai 1928.  
Eisenbahn-Verkehrsordnung (EVO). Gültig vom 1. Oktober 1928 ab.

- Anlage A. Leichenpass.
- " B. Nähere Bestimmung über die Beförderung von lebenden Tieren.
  - " C. Vorschriften über die nur bedingungsweise zur Beförderung zugelassenen Gegenstände.
  - " D. Frachtbrief.
  - " E. Eilfrachtbrief.
  - " F. Tierfrachtbrief.
  - " G. Allgemeine Erklärung über die Verpackung des Gutes.



### 獨逸新鐵道運送規程實施ニ關スル規定

(一九二八年五月十六日)

政府ハ一九一九年八月十一日獨逸憲法(獨逸法律公報第一三三三頁)第九十一條ニ基キ議會ノ協贊ヲ經テ左ノ規程ヲ制定ス

#### 第一條

一九〇八年十二月二十三日鐵道運送規程(獨逸法律公報一九〇九年第九三頁)ハ次ニ掲クル鐵道運送規程公布ニ依リ之ヲ廢止ス

#### 第二條

本規程ハ一九二八年十月一日ヨリ施行ス、交通大臣ハ右ノ實施期日迄ニ萬一生スヘキ運輸上ノ必要アルトキハ新規程附錄Cヲ一九二八年十月一日施行ノモノトシテ之ヲ變更スル權利ヲ有ス  
一九二八年五月十六日

伯 林

內閣總理大臣 ドクトル、マルクス  
交通大臣 ドクトル、ヴェー・コツホ

579-111



目次

第一章 序 則……………(一)

第一條 適用區域……………(一)

第二條 施行規則、例外規則、變更……………(一)

第二章 總 則……………(二)

第三條 運送ノ義務……………(二)

第四條 列 車……………(二)

第五條 係員ニ付テノ鐵道ノ責任……………(二)

第六條 貨率規則……………(三)

第七條 整理規則……………(三)

第八條 支拂貨幣……………(四)

第三章 旅 客 運 送……………(四)

第九條 時 刻 表……………(四)

第十條 運送ヲ拒絕シ又ハ條件附ニテ運送ヲ許容スル旅客……………(四)

第十一條 乘車賃、運賃割引……………(五)

第十二條 特別車及特別列車……………(六)



11

第十三條 乘 車 券……………(六)

第十四條 車室又ハ座席ノ豫約……………(七)

第十五條 乘車券ノ検査、割増金、入場券……………(七)

第十六條 待 合 所……………(八)

第十七條 禁煙室及婦人室……………(九)

第十八條 座席ノ指定……………(九)

第十九條 上級車乗換、乗車賃拂戻……………(一〇)

第二十條 列車ノ出發、旅客ノ乘遅レ……………(一一)

第二十一條 運送途中ニ於ケル處置……………(一一)

第二十二條 鐵道所屬物品ノ汚損及毀損……………(一二)

第二十三條 途中驛、途中下車……………(一三)

第二十四條 列車ノ遅延又ハ運轉中止、運轉支障……………(一三)

第二十五條 客車内ヘノ動物携帶……………(一三)

第二十六條 客車内ヘノ携帶手荷物持込……………(一四)

第二十七條 持込ヲ拒絶セラルル物品……………(一五)

**第四章 手荷物運送**……………(一六)

第二十八條 手荷物ノ概念……………(一六)

第二十九條 荷 造、符 號……………(一七)

第三十條 託送、手荷物證書……………(一八)

第三十一條 運 送……………(一九)

第三十二條 關稅、收稅又ハ其ノ他ノ行政廳ノ手續……………(二〇)

第三十三條 引 渡……………(二〇)

第三十四條 引 取 遅 延……………(二一)

第三十五條 手荷物ノ減失、減量又ハ毀損ニ對スル鐵道ノ責任……………(二二)

第三十六條 手荷物減失ニ對スル推定、紛失手荷物ノ再發見……………(二三)

第三十七條 引渡期間超過ニ對スル鐵道ノ責任……………(二三)

第三十八條 手荷物運搬人……………(二四)

第三十九條 手荷物ノ一時預……………(二四)

**第五章 小荷物運送**……………(二四)

第四十條 受 託……………(二四)

第四十一條 運 送……………(二五)

第四十二條 引 渡……………(二五)

**第六章 死 體 運 送**……………(二六)

第四十三條 託 送……………(二六)



第四十四條 運送……………(二七)

第四十五條 引渡……………(二六)

第四十六條 例外規定……………(二六)

第四十七條 其他ノ規定……………(二六)

第七章 生動物運送

第四十八條 託送……………(二六)

第四十九條 運送……………(三〇)

第五十條 引渡……………(三〇)

第五十一條 引渡期間……………(三一)

第五十二條 其他ノ規定……………(三一)

第八章 貨物運送

第五十三條 直通運送……………(三一)

第五十四條 運送ヲ拒絶シ又ハ條件附ニテ運送ヲ許容スル物品……………(三一)

第五十五條 運送狀ノ様式……………(三四)

第五十六條 運送狀ノ記載事項……………(三四)

第五十七條 運送狀ノ記載事項ニ對スル責任……………(三六)

第五十八條 託送貨物ノ内容検査、個數及重量ノ確定……………(三六)

第五十九條 貨車ノ積込、過積……………(四)

第六十條 増運賃……………(四)

第六十一條 運送契約ノ締結……………(四)

第六十二條 荷造、貨物ノ状態及符號……………(四)

第六十三條 引受……………(四)

第六十四條 貨物ノ一時保管……………(四)

第六十五條 關稅、收稅、警察及其他ノ行政廳ノ規則……………(四)

第六十六條 有蓋又ハ無蓋貨車ノ使用……………(五)

第六十七條 運送ノ種類及順序……………(五)

第六十八條 運賃ノ計算……………(五)

第六十九條 運賃ノ支拂……………(五)

第七十條 運賃追納及返還……………(五)

第七十一條 後拂代金引換、前渡代金引換……………(五)

第七十二條 荷送人ノ運送契約變更ノ指圖……………(五)

第七十三條 運送ノ障碍……………(五)

第七十四條 引渡期間……………(五)

第七十五條 運送狀ノ引受、引渡……………(五)



六

第七十六條 着驛ニ於ケル貨物ノ再検査……………(六)

第七十七條 配 達……………(六)

第七十八條 荷受人ニ對スル貨物到着ノ通知……………(六)

第七十九條 配達セサル貨物ノ引取……………(六)

第八十條 引渡ノ障礙、引取遅延……………(六)

第八十一條 貨物ノ減量、毀損又ハ滅失ノ確認……………(七)

第八十二條 貨物ノ滅失、減量又ハ毀損ニ關スル鐵道ノ一般責任……………(七)

第八十三條 特殊ノ危險ニ關スル責任ノ制限……………(七)

第八十四條 減量ノ場合ニ於ケル責任ノ制限……………(七)

第八十五條 貨物ノ滅失、減量又ハ毀損ニ對スル賠償額……………(七)

第八十六條 貨率規則ニ依ル賠償額ノ制限……………(七)

第八十七條 貨物滅失ノ推定、貨物ノ再發見……………(七)

第八十八條 延着ノ場合ニ於ケル賠償額……………(七)

第八十九條 引渡價格ノ申告……………(七)

第九十條 引渡價格ノ申告ニ對スル責任ノ範圍……………(七)

第九十一條 全部ノ損害賠償……………(六)

第九十二條 損害賠償ノ利息……………(六)

第九十三條 運送契約ニ因リテ生スル鐵道ニ對スル訴權ノ消滅……………(六)

第九十四條 運送契約ニ因リテ生スル訴權ノ時效……………(八)

第九十五條 運送契約ニ因リテ生スル權利ノ行使……………(八)

第九十六條 運送ニ關係セル多數鐵道ノ責任……………(八)

附 錄

附 錄 A 死體運送許可證……………

附 錄 B 生動物積込及運送取扱細則……………

附 錄 C 條件附ニテ運送ヲ許容スル物品ニ關スル規則(省略)……………

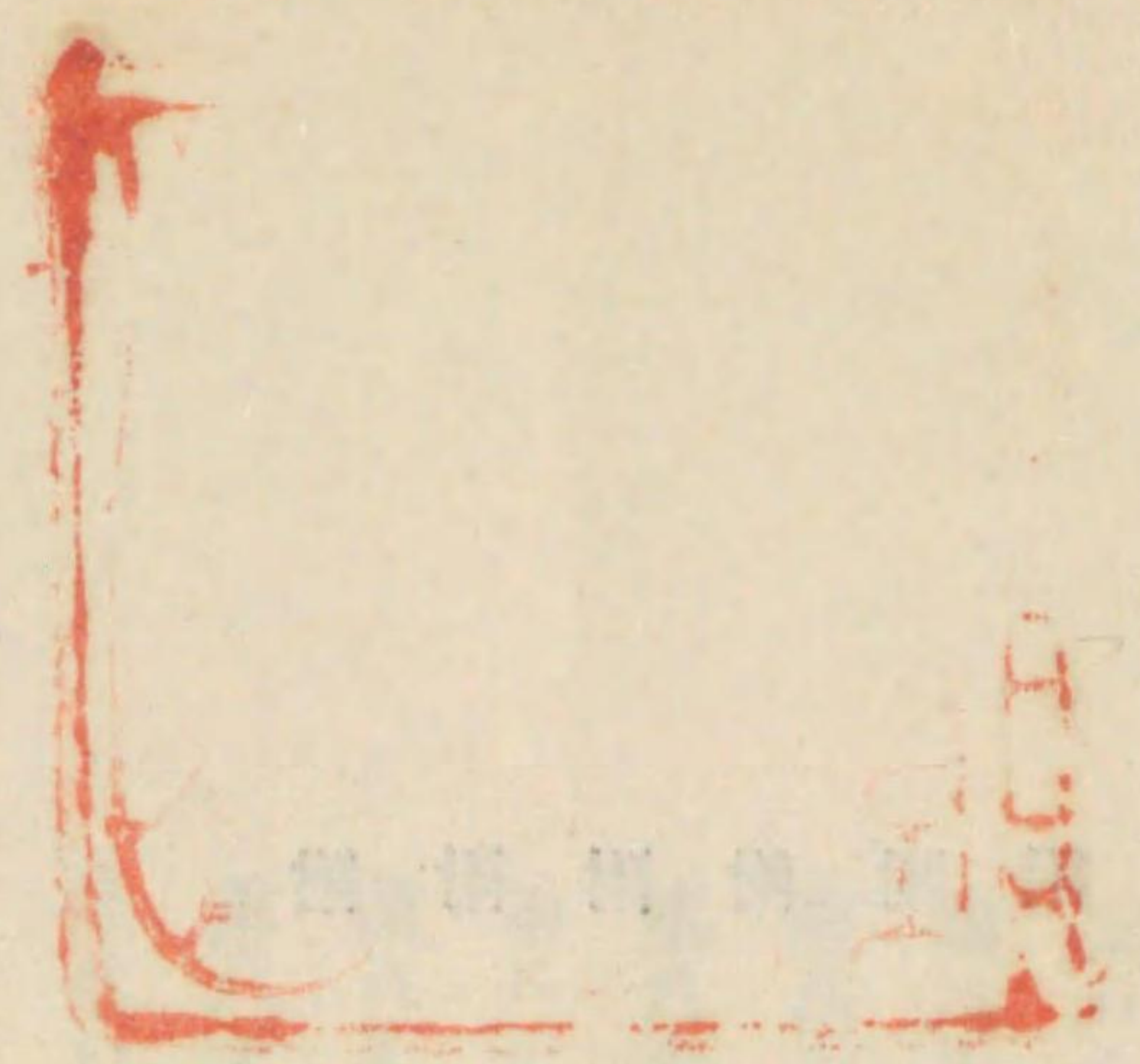
附 錄 D 普通便貨物運送狀様式……………

附 錄 E 急行便貨物運送狀様式……………

附 錄 F 生動物運送狀様式……………

附 錄 G 荷造ノ欠缺又ハ不完全ニ對スル一般明告……………





# 獨逸鐵道運送規程

## 第一章 序 則

### 第一條 適用 區域

(一) 鐵道運送規程ハ一般ノ運送ニ從事スル獨逸國ノ總ヘテノ鐵道ニ適用ス

〔註〕 ザール地域ノ鐵道ハ本區域ノ國家及國際法上ノ地位ヲ毀損スルコトナク當分ノ間本規程ノ意義ニ於ケル獨逸鐵道

ト看做サス  
東プロシア及他ノ獨逸地方相互間ノ運送ニ就テハ直通運送ニ關スル波蘭及ダンチヒ自由市間ニ締結セル協定ヲ適用

ス(一九二一年四月二十一日巴里邦際契約、獨逸法律公報一九二一年第一〇六九頁以下)

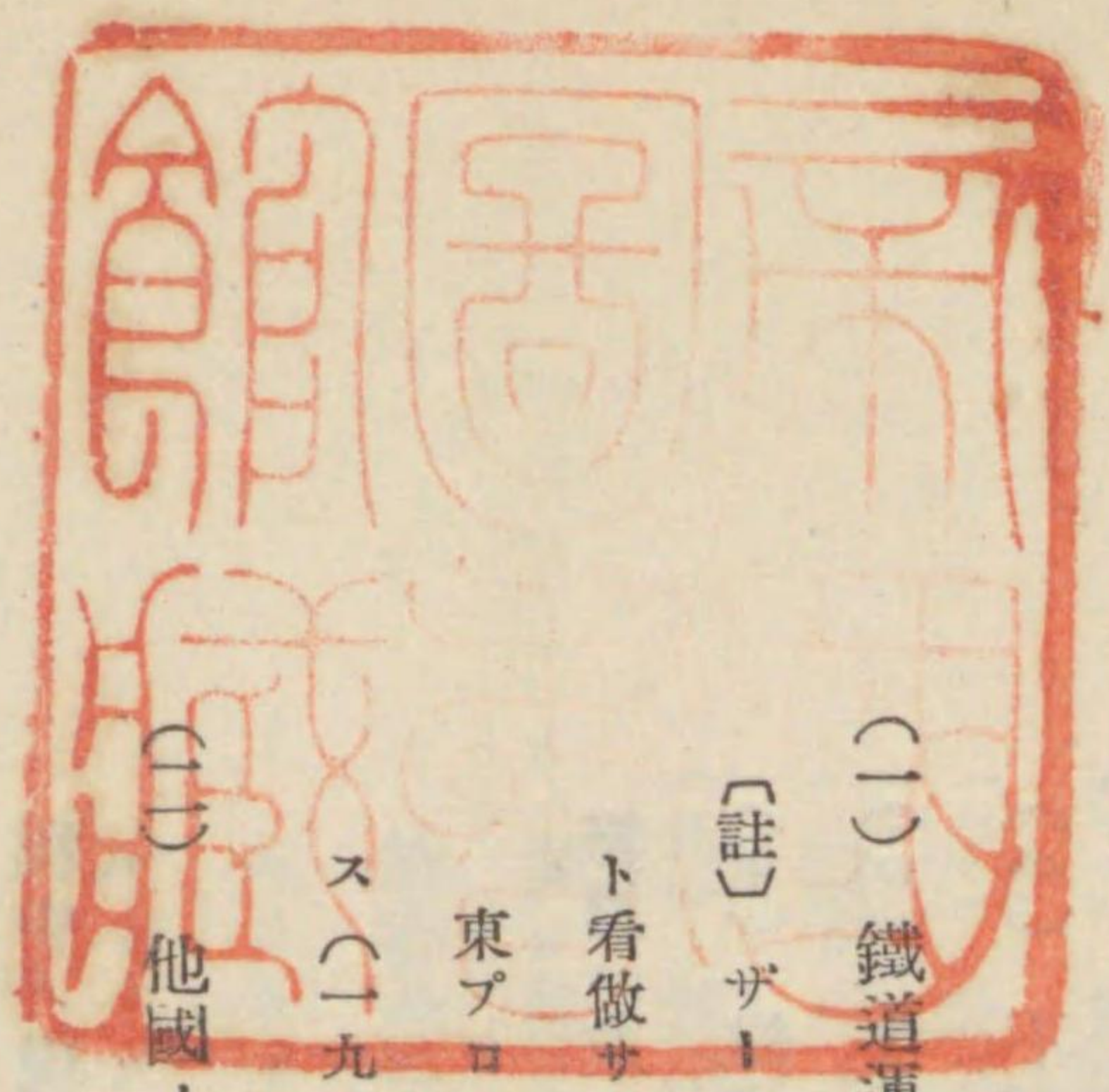
(三) 他國ノ鐵道トノ運送ニ關シテハ特別ノ規程ナキ限り本規程ヲ適用ス

### 第二條 施行規則、例外規則、變更

(一) 鐵道ハ交通大臣ノ認可ヲ受ケ施行規則ヲ定ムルコトヲ得

(二) 交通大臣ハ特別ノ事情ヲ斟酌シ或區間、驛、車輛、列車又ハ列車ノ種類並運送方法ニ關シ本規程ニ對スル例外規則ヲ認可スルコトヲ得

(三) 前記ノ施行規則及例外規則ハ賃率規則ニモ之ヲ適用ス但シ交通大臣ノ認可ヲ受ケタルコトヲ賃率規則ニ明記スルコトヲ要ス





- (四) 本規程中各個ノ規定ノ一時的變更ハ交通大臣之ヲ定ムルコトヲ得
- (五) 本規程附録ノ變更ハ交通大臣之ヲ定ム
- (六) 第四項及第五項ニ依ル變更ハ獨逸法律公報ニ公告スルモノトス
- (七) 鐵道賃率規則カ小鐵道、自動車、船舶又ハ航空區域ニ及ホストキハ當該區域ニ於ケル運送條件ハ交通機關ノ特質ニ適應シテ之ヲ定ムルコトヲ得、但シ滅失、減量又ハ毀損ニ對スル責任ハ航空區域ヲ除キ本規程中ノ規程ニ依ル

### 第二章 總 則

#### 第三條 運送ノ義務

鐵道ハ左ノ場合ニ於テノミ運送ヲ拒絶スルコトヲ得

- (イ) 鐵道ノ現行運送條件並其ノ他ノ一般ノ規則ヲ遵守セサルトキ
- (ロ) 普通ノ運送機關ヲ以テ運送シ得サルトキ
- (ハ) 不可抗力ト認ムヘキ事由ニ依リ運送ニ障礙アルトキ

#### 第四條 列 車

- (一) 運送ハ時刻表ニ定ムル定期列車又ハ必要ニ應シ運轉スル列車ニ依リ之ヲ行フ
- (二) 請求ニ依ル臨時列車ヲ仕立ツルヤ否ヤハ鐵道之ヲ決定ス

#### 第五條 係員ニ付テノ鐵道ノ責任

鐵道ハ其ノ係員及運送ヲ實行スル爲メニ使用スル其ノ他ノ者ニ付其ノ責ニ任ス

#### 第六條 賃 率 規 則

- (一) 鐵道ハ賃率規則ヲ作成シテ之ヲ運送契約ニ適用スヘキ總ヘテノ規定並運賃及附帶料金ヲ記載スベシ、賃率規則ハ所定ノ條件ヲ充ス場合ニハ何人ニ對シテモ平等ニ之ヲ適用ス
- (二) 賃率規則ニ違反スル運賃ノ割引又ハ其ノ他ノ特典ハ之ヲ禁止シ且無効トス
- (三) 公共若ハ公安ノ目的又ハ鐵道業務ノ爲メニスル運賃割引及其ノ他ノ特典ハ交通大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ設クルコトヲ得
- (四) 賃率規則ノ效力發生ニハ公示ヲ要シ少クトモ公示ノ期日ニ於テ其ノ效力ヲ生ス、但シ運賃ノ引上又ハ其ノ他ノ運送條件ノ加重ハ交通大臣ニ依リ公示期間ノ短縮ヲ許可セラレサル限り少クトモ公示後二ヶ月、旅客及手荷物運送ニ在リテハ少クトモ公示後二週間ヲ經過シタル後其ノ效力ヲ生ス、本認可ハ之ヲ公示スルコトヲ要ス、賃率規則カ單ニ一定ノ期間ニ限り實施セラレタルトキハ其ノ廢止ニ就テハ特ニ之ヲ公示スルコトヲ要セス

#### 第七條 整 理 規 則

- (一) 鐵道區域内ノ整理方法ニ關スル一般規則ニ付テハ鐵道建設及運轉規程第七十七條以下ヲ參照スヘシ
- (二) 旅客ト鐵道係員トノ爭議ニ付テハ發驛及着驛ニ於テハ監督官吏之ヲ裁決シ進行中ノ列車内ニ於テハ列車長之ヲ裁決ス
- (三) 抗告ハ上級廳ニ之ヲ提出スヘシ、右ハ口頭ヲ以テモ申出ツルコトヲ得



(四) 抗告ニ對シテハ成ルヘク速カニ決定ヲ爲スヘシ

### 第八條 支拂貨幣

鐵道ハ必要ト認ムルトキハ外國貨幣ノ換算相場ヲ驛内出札口ニ揭示スヘシ

## 第三章 旅客運送

### 第九條 時刻表

(一) 時刻表ハ其ノ實施前之ヲ公示シ且遲滞ナク各驛ニ之ヲ揭示スヘシ、變更ノ場合モ之ヲ公示シ揭示ノ時刻表ニ明記スルコトヲ要ス、時刻表ニハ列車種類、客車等級、出發時刻並主要接續驛及終端驛ニ於ケル列車ノ到着時刻及主要ナル接續列車ヲ明記スヘシ、所屬管理局區域内ノ揭示時刻表ハ淡黃色ニ、其ノ他ノ内國鐵道ノモノハ白色紙ニ印刷スヘシ、效力ヲ失ヒタル時刻表ハ撤去スヘシ

(二) 鐵道ハ必要ト認ムルトキハ驛及列車運行中ニ於テ接續列車ニ關スル通告ヲナスコトヲ要ス

### 第十條 運送ヲ拒絶シ又ハ條件附ニテ運送ヲ許容スル旅客

(一) 規則ヲ遵守セス、係員ノ指圖ニ從ハス又ハ不作法ヲ演シ同乗者ニ迷惑ヲ與フル者特ニ泥醉者ニ對シテハ其ノ運送ヲ拒絶スルコトヲ得、右ノ者ハ乘車賃金又ハ手荷物運賃ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

(二) 黒死病患者又ハ其ノ疑アル者ハ運送スルコトヲ得ス

(三) 癩病、虎列拉、發疹室扶斯、黃熱若ハ天然痘患者又ハ其ノ疑アル者ハ乘車驛所屬ノ鐵道醫カ運送ニ支障ナキコトヲ證明スル場合ニ限り特別車——癩病患者ニ對シテハ特別便所ヲ有スル隔離室ニ收容シ——ニ

テ之ヲ運送スヘシ、發疹室扶斯ニ罹レル者又ハ其ノ疑アル者ハ完全ニ隔離スヘシ

(四) 腸窒扶斯、實布桎利亞、赤痢、腦脊髓膜炎、鼻疽、猩紅熱、痲疹又ハ百日咳患者若ハ其他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ明ラカニ同乗者ノ迷惑トナルヘキ者ハ隔離室ニ收容スルコトヲ得ルトキニ限り之ヲ運送スヘシ

(五) 運送途中ニ於テ疾病ニ罹レル旅客ハ患者ヲ收容シ得ヘキ設備アル次驛迄運送スヘシ、乘車賃及手荷物運賃ハ第十九條ニ依リ通過區間ニ對シ總額ヨリ控除シテ之ヲ返還ス、同乗者ハ他ノ車室ニ移乗セシムヘシ

(六) 前各項ニ列記セル疾病ニ罹レル疑アル旅客ニ對シテハ鐵道ハ醫師ノ診斷書提出ヲ要求スルコトヲ得

(七) 特別車又ハ車室ニ對シテハ賃率規則所定ノ料金ヲ支拂フヘシ

(八) 手荷物ノ返還ニ付テハ第三十三條第三項、第五項及第六項ヲ參照スヘシ

### 第十一條 乘車賃、運賃割引

(一) 驛ニハ該地ヨリ出發スヘキ接續列車ニ對シ發賣スヘキ乘車券ノ價格ヲ記載セル賃率規則拔萃ヲ揭示スヘシ

(二) 賃率規則ハ急行列車及急速力ヲ有シ且安逸ナル他ノ列車使用ニ對シ割増金ノ有無及價格並寢臺車使用條件ヲ定ム

(三) 特ニ座席ヲ要セサル滿四歲以下ノ小兒ハ無賃ニテ運送ス、滿四歲以上滿十歲以下ノ小兒及特ニ座席ヲ要スル滿四歲以下ノ小兒ハ普通乘車賃ノ半額ニテ之ヲ運送スヘシ、年齢ハ旅行開始ノ日ヲ標準トス

(四) 其他ノ運賃割引ノ有無及價格ハ賃率規則ヲ以テ之ヲ定ム



## 第十二條 特別車及特別列車

申込ニ依リ編成スヘキ特別車又ハ特別列車ノ條件ニ付テハ賃率規則ヲ以テ之ヲ定ム

## 第十三條 乘車券

(一) 旅客ハ其ノ旅行ヲ開始スルトキ乗車券ヲ所持スルコトヲ要ス、賃率規則ハ此ノ點ニ關シ除外例ヲ設クルコトヲ得、乗車券記載事項ハ之ヲ運送ニ對スル標準トス

(二) 乗車券ニハ區間、列車種類、車輛等級及運賃ヲ記載スヘシ、數個ノ徑路又ハ運送方法ノ認めラルル場合ニ於テハ之ヲ明記スルコトヲ要ス

(三) 乗車券ノ有効期間ハ賃率規則ニ依リテ之ヲ定ム

(四) 乗車券ハ賃率規則ニ除外例ヲ設ケサル限り無記名ニシテ且旅行ノ開始セサルトキハ之ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得

(五) 出札口ハ驛ノ運輸量ノ分量ニ應シ適當ニ列車ノ出發時刻前ニ開クヘク右ハ少クトモ出發時刻十五分前タルコトヲ要ス

(六) 乗車券ノ發賣ヲ請求スル權利ハ列車ノ出發時刻五分前ニ消滅ス

(七) 鐵道ハ乗車賃ノ精算支拂ヲ請求スルコトヲ得

(八) 運送費用カ不正當ニ徵收セラレタルトキハ其ノ差額ヲ追徵シ又ハ返還スヘシ、鐵道ハ右ノ履行可能ナル場合ハ錯誤ヲ確認シタル上速カニ支拂義務者ニ追納ヲ要求シ又ハ返還請求者ニ過徵額ヲ返還スヘシ、追納又ハ返還ヲ要求スル權利ハ乗車券ノ通用期間經過後一年以内ニ履行セサルトキハ消滅ス

## 第十四條 車室又ハ座席ノ豫約

(一) 運轉又ハ運輸上ノ差支ナキ場合ニハ賃率規則所定ノ金額ヲ支拂ヒ請求スル旅客ニ對シ車室全部ノ貸切ヲ爲ス、豫約ハ少クトキ列車ノ出發時刻三十分前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

(二) 車室貸切料ハ其ノ車室内ノ座席數ニ對スル乗車賃以内トス、車室内ニハ支拂ヒタル乗車券ニ相當スル人員ノミヲ乗車セシムルコトヲ得

(三) 豫約ノ車室ハ之ヲ明示シ置クヘシ

(四) 或列車ニ關シ特定ノ座席ヲ豫約シ得ルヤ否ヤ及條件ニ付テハ賃率規則ヲ以テ之ヲ定ム

## 第十五條 乗車券ノ検査、割増金、入場券

(一) 旅客ハ係員ノ請求アリタルトキハ何時ニテモ検査ノ爲メ乗車券ヲ呈示シ旅行終了ノ際ハ之ヲ係員ニ交附スヘシ

(二) 有效ノ乗車券ヲ所持セスシテ正ニ出發セムトスル列車ニ乗車シ又ハ數個ノ座席ヲ占ムル者ニ對シテハ本人及當該座席ヲ占有スヘカリシ旅客ニ對スル座席ニ對シ賃率規則所定ノ料金ヲ支拂フヘシ

(三) 其他ノ場合ニ於テ無効ノ乗車券ヲ所持スル旅客ハ其ノ通過シタル區間ニ對シ若シ乗車驛カ即時明瞭ニ證明セラレサルトキハ列車ノ通過シタル全區間ニ對シ普通乗車賃ノ倍額少クトモ三「ライヒスマルク」ヲ支拂フヘシ、車掌又ハ列車長ニ對シ其ノ請求ヲ俟タスシテ有效ノ乗車券ヲ所持セサルコトヲ申出タル者ハ普通乗車賃ノ外五〇「ライヒスマルク」ノ割増金ヲ支拂フヘシ但シ普通乗車賃ノ倍額ヲ超エサルモノトス、本項ニ付テハ第十九條第一項ヲモ参照スヘシ



- (四) 即時支拂ヲ拒絕スル旅客ハ下車セシムルコトヲ得、下車セシメラレタル者ハ乗車賃又ハ手荷物運賃ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス
- (五) 乗降場ノ隨意出入ヲ禁止スル驛ニ於テハ有效ノ乗車券ヲ所持セサルモノハ入場券ヲ購求スルニ非サレハ出入禁止区域内ニ立入ルコトヲ得ス、本券ハ入場ノ際之ヲ呈示シ出場ノ際之ヲ交附スヘシ、入場券ヲ以テ列車内ニ出入スルコトヲ得ス、有效ノ證明書ヲ所持セスシテ驛ノ出入禁止区域内ニ立入りタルモノハ五〇「ライヒスペンニヒ」ヲ支拂フヘシ
- (六) 鐵道ハ交通大臣ノ認可ヲ受ケ公平ノ立場ニ於テ本條第二項、第三項及第五項ニ掲クル徵收金額ノ全部又ハ一部ヲ免除スヘキ場合ハ貨率規則ヲ以テ統一的ニ之ヲ定ムルコトヲ得
- (七) 金額ノ追徴ヲ爲シタルトキハ其ノ證明書ヲ交附スヘシ

第十六條 待 合 所

- (一) 交通頻繁ナラサル驛ニ於テハ待合所ハ少クトモ列車出發時刻三十分前ニ又交通頻繁ナル驛ニ於テハ少クトモ列車出發時刻一時間前ニ之ヲ開クヘシ
- (二) 接續驛ニ在リテハ到着シタル直通旅客ハ自己ノ乗車スヘキ列車ノ出發迄乘繼クヘキ鐵道ノ待合所ニ留マルコトヲ得、但シ其旅客ハ午後十一時ヨリ午前六時迄ノ間ニ於テハ自己ノ爲メ待合所ノ開放ヲ請求スルコトヲ得ス、最終列車ノ到着ヨリ始發列車ノ出發迄ノ時間カ五時間以内ナルトキニ限り接續驛又ハ列車カ終夜停留スル驛ノ待合所ハ直通旅客ノ爲メ之ヲ開放スルコトヲ要ス
- (三) 第十條ニ掲クル者ニ對シテハ待合所ニ留マルコトヲ拒絕スルコトヲ得

- (四) 待合所内ニ於テハ喫煙ヲ禁スルコトヲ得、禁止ニ違反スル者ハ二「ライヒスマルク」ヲ支拂フコトヲ要ス

第十七條 禁煙室及婦人室

- (一) 車輛等級ニ付テハ適當ニ禁煙室ヲ設クルコトヲ要ス、其他ノ車室ニ於テハ喫煙スルコトヲ得、一等、二等及三等各一車室ノミヲ備フル列車ニ在リテハ同車室内ニ於テ同乗者ノ同意アルトキニ限り喫煙スルコトヲ得、區劃シタル車室ヲ有セサル車輛ヲ連結セル列車内ニ在リテハ必要ト認ムルトキハ喫煙セサル者ノ爲メニ別席ヲ設クル様取計フコトヲ要ス
- (二) 鐵道ハ必要ト認ムルトキハ婦人室ヲ設クルコトヲ得、婦人室ニハ其ノ室ニ乗車スル婦人ノ許諾アルトキト雖モ男子ヲ乗車セシムルコトヲ得ス、十歳未満ノ小兒ヲ同伴スルコトハ差支ナシ、他ノ車室滿員トナリタルトキハ車掌ハ婦人室ニ男子ヲ乗車セシムルコトヲ得
- (三) 禁煙室及婦人室ハ標札ヲ以テ之ヲ表示スヘシ、標札ニ依リ喫煙ヲ禁セル上記車室内及通路ニ於テハ同乗者ノ同意アルトキト雖モ喫煙スルコトヲ得ス、右ニ違反セル者ハ二「ライヒスマルク」ヲ支拂フコトヲ要ス

第十八條 座席ノ指定

- (一) 車掌ハ旅客ノ座席ヲ指定スル權利ヲ有シ又旅客ノ請求アルトキハ之ヲ指定スル義務ヲ負フ
- (二) 座席ヲ離レ特ニ其旨ヲ明示セサル旅客ハ座席占有ノ權利ヲ失フモノトス
- (三) 二等及三等ノ旅客カ其ノ乗車券ノ等級ニ相當スル座席ヲ得ルコト能ハサルトキハ直近ノ上級車ニ尙空



席アルトキハ成ルヘク當該座席ヲ指定スヘシ、當該座席ヲ指定セラレ上級車ニ乗車シタルモノハ自己ノ所持スル乗車券ニ相當スル等級車ニ座席ヲ得ルニ至ルマテ乗車賃差額ヲ支拂フコトナク運送セララルモノトス、直近ノ上級車ニ於テモ尙空席ヲ得サルトキハ下級車ニ乗車シテ乗車賃差額ノ拂戻ヲ受クルカ又ハ未通過區間ノ乗車賃及手荷物運賃ノ拂戻ヲ受ケ旅行ヲ見合スコトヲ得、旅客ハ其他ノ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第十九條 上級車乗換、乗車賃拂戻

- (一) 賃率規則ニ特別ノ規定ナキ限り旅客ハ運賃差額ヲ支拂ヒ上級車又ハ乗車賃ノ高キ列車ニ乗換フルコトヲ得、本項ニ付テハ第十五條第三項ヲ準用ス
- (二) 乗車券カ未タ使用セラレサルトキハ本條第四項及第五項ニ掲クル支拂乗車賃ノ差額ヲ留保シ其ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得、乗車券カ乗降場入場ノ用ニ供セラレタルトキハ此外入場券ノ料金ヲ差引クモノトス
- (三) 乗車券カ旅客ノ死亡、疾病又ハ天災若ハ其ノ他避クヘカラサル事由ノ爲メニ部分的ニ使用セラレタルトキハ本條第四項及第五項ニ掲クル支拂總額及通過區間ニ對スル普通乗車賃トノ差額ヲ留保シ之カ拂戻ヲ爲スヘキモノトス
- (四) 座席券ノ料金ハ拂戻ヲ爲ササルモノトス
- (五) 拂戻金額中ヨリ冊子式ニ依ル乗車券ノ製作費、乗車券發賣ニ關シ支拂ヒタル仲介料、拂戻額送達ニ關スル郵税並乗車賃ノ百分ノ十以内ニシテ二十「ライヒスベンニヒ」以上ノ料金及乗車賃ニ「ライヒスマルク」以内ノモノハ之ヲ控除ス、本金額ハ使用開始前ノ乗車券カ發賣地ニ於テ發行當日ニ返戻セララルトキハ之ヲ控除スルコトヲ得ス

ハ之ヲ控除スルコトヲ得ス

- (六) 紛失セル乗車券ニ付テハ拂戻ヲ爲ササルモノトス
- (七) 拂戻請求ノ權利ハ右カ乗車券ノ通用期間ノ經過後六ヶ月以内ニ鐵道ニ對シ請求セラレサルトキハ消滅ス
- (八) 賃率規則ハ旅客ニ對シ不利トナラサル例外規定ヲ定ムルコトヲ得、割引運賃ニ依ル乗車券ニ付テハ賃率規則ハ拂戻ヲ拒絶シ又ハ或ル特定ノ條件ヲ定ムルコトヲ得、第十一條ニ掲クル小兒乗車券ハ本規程ノ意義ニ於ケル割引運賃ニ依ル乗車券ト看做サス
- (九) 手荷物運賃ノ拂戻ニ付テハ第三十三條第五項ヲ參照スヘシ

第二十條 列車ノ出發、列車ノ乘遅レ

- (一) 列車出發ノ合圖アリタル後ハ何人ト雖モ乗車スルコトヲ得ス
- (二) 列車ノ出發時刻ニ遅レタル旅客ハ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ス
- (三) 旅客カ其ノ後ニ出發スル列車ニ對シテ所持ノ乗車券カ當然效力ヲ有セサルモノニ乗車セントスルトキハ遲滞ナク乗車券ヲ監督官吏ニ提出シ其ノ列車ニ對シテ有效ナル旨ノ記載ヲ受クヘシ、此場合乗車券ノ通用期間ハ必要ト認ムルトキハ一日延長セシムルコトヲ得、上級又ハ下級車ヲ連結セル列車ニ乗車スルトキハ差額ハ之ヲ追徴シ又ハ拂戻スヘシ、割引運賃ニ依ル乗車券ニ對シ賃率規則ハ例外規定ヲ設クルコトヲ得
- (四) 手荷物ノ返還ニ關シテハ第三十三條第三項、第五項及第六項ノ規定ヲ適用ス

第二十一條 運送途中ニ於ケル處置



(一) 旅客カ車窓ノ開閉、通風装置又ハ扉ノ開閉、燈火遮光又ハ暖房使用其他ニ關シ了解セサルトキハ車掌之ヲ處理ス

(二) 列車カ例外ニ驛外ニ於テ長時間停車スルトキハ旅客ハ特ニ列車長ノ許諾ヲ得タルトキニ限り下車スルコトヲ得、旅客ハ即時ニ線路外ニ出テ列車長ノ爲シタル最初ノ合圖ト同時ニ再ヒ乗車スルコトヲ要ス

第二十二條 鐵道所屬物品ノ汚損及毀損

旅客ハ鐵道ノ施設物、車輛又ハ備品ヲ汚損シタルトキハ清掃費用ヲ辨償スヘシ、此等物件ヲ毀損シタル者ハ旅客ニ責任ナキトキト雖モ之カ賠償額ヲ負擔スヘシ、鐵道ハ即時ノ支拂又ハ擔保ノ提供ヲ請求スルコトヲ得、鐵道ハ損害賠償ニ對シ一定々率ヲ定ムルコトヲ得、當該率ハ標札ヲ以テ揭示スルコトヲ要ス

第二十三條 途中驛、途中下車

(一) 列車カ驛ニ到着シタルトキハ其ノ驛名又ハ乗換アルトキハ其ノ旨並停車時間四分以上ナルトキハ其ノ時間ヲ、尙出來得ル限り時刻表ニ依ル停車時間ノ短縮ヲモ喚呼スヘシ、旅客カ途中驛ニ於テ下車シ得ヘキ度數其ノ時間並條件ニ付テハ賃率規則之ヲ定ム

第二十四條 列車ノ遅延又ハ運轉ノ休止、運轉支障

(一) 列車ノ發着ノ遅延又ハ運轉休止ニ對シテハ旅客ハ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ス  
(二) 列車ノ遅延ノ爲メ他列車トノ接續ヲ逸シ又ハ列車運轉ノ全部又ハ一部ヲ休止シタルトキハ旅客ハ未タ通過セサル區間ニ對スル乗車賃及手荷物運賃ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得  
(三) 前項ノ場合ニ於テ旅客カ前途ノ旅行ヲ止メ次ノ最適ノ列車ニテ途中下車ヲ爲サスシテ發驛ニ引返ス

トキハ鐵道ハ何等ノ控除ヲ爲サスシテ乗車賃及手荷物運賃ヲ拂戻シ且旅客ヲ其ノ復路ニ對シ無賃ニテ送還スヘシ、旅客ハ其ノ旅行ヲ止メタル驛ニ到着後及發驛ニ歸着後直チニ監督官吏ニ乗車券ヲ提出シテ其ノ旨申出ツルニ非サレハ此請求權ハ喪失スルモノトス、前記兩驛ハ此ノ申出ニ對シテ其ノ證明書ヲ交付スヘシ

(四) 旅客カ乗車賃拂戻及無賃返還ノ請求ヲ拋棄シ其ノ旅行ノ繼續ヲ欲スルトキハ當該旅客ハ其ノ手荷物ト共ニ追納金ヲ支拂ハス同一線路又ハ他ノ線路上ヲ着驛ニ速カニ到着シ得ヘキ次便ノ旅客列車ニ乗車スルコトヲ得但シ鐵道相互間ノ求償ヲ妨ケス

(五) 第三項及第四項ニ依ル送還又ハ繼續ヲ行フ列車ニ旅客ノ往路ノ乗車券ニ相當スル等級ナキトキハ當該旅客ハ次ノ高キ等級ヲ使用スヘシ、必要ト認ムルトキハ乗車券面ノ通用期間ヲモ延長スヘシ

(六) 鐵道ハ賃率規則又ハ時刻表ヲ以テ或ル列車又ハ列車種類ヲ前項ノ補助的使用ニ供セサルコトヲ定ムルコトヲ得

(七) 事變其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ依リ或ル區間ニ於ケル列車ノ運轉ヲ妨ケラレタルトキハ鐵道ハ列車ヲ運轉シ得ヘキ區間迄又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ旅客ヲ運送スヘシ

(八) 鐵道ハ賃率規則ヲ以テ其ノ他ノ特典ヲ定ムルコトヲ得

(九) 十五分以上ニ渉ル列車遅延及運轉支障ハ之ヲ揭示スヘシ

第二十五條 容車内へノ動物ノ攜帶

(一) 旅客ハ動物ヲ攜帶シテ容車ニ乗車スルコトヲ得ス、但シ小犬及其ノ他ノ小動物ハ警察規則ニ抵觸セス



且同乗者ノ異議ナキ場合ハ許客ス、小動物ハ膝上ニ載セ得ヘキ程度ノモノタルコトヲ要ス、寢臺車及食堂車内ニハ動物ヲ携帶スルコトヲ得ス、本規程ニ違反シ客車、寢臺車又ハ食堂車ニ携帶セル動物ハ該車ヨリ下車セシムヘシ

(一) 犬ハ其持主ニ特別室ヲ與ヘ得ルトキハ其ノ大小ヲ問ハス之ヲ携帶スルコトヲ得

(二) 容車内ニ携帶セル犬ニ對シテハ旅客自ラ監視スヘシ

(四) 其他ノ場合ニ於テハ犬ハ特別ノ車室ニテ運送スルトキハ旅客ハ之ヲ携帶スルコトヲ得、特別ノ車室ナキトキ又ハ空室ナキトキハ其ノ運送ヲ請求スルコトヲ得ス、犬ノ積卸並接續驛ニ於ケル積換ハ旅客自ラ之ヲ爲スヘシ、着驛ニ到着後直ニ引取ラサルトキハ鐵道ニ於テ之ヲ保管スル義務ナシ

(五) 如何ナル動物ニ對シ運送料金ヲ支拂フヘキヤハ賃率規則ヲ以テ之ヲ定ム、其ノ支拂ニ對シテハ旅客ニ證明書ヲ交附スヘシ、旅客カ右ノ證明書ヲ所持セスシテ有貨動物ヲ携帶スル場合割増金ヲ支拂フヘキヤ否ヤハ賃率規則之ヲ定ム、本項ニ付テハ第十五條第四項及第六項並第二十四條ヲ準用ス

(六) 鐵道ハ本條ノ規定ニ依リ運送セラレタル動物ニ對シテハ自己ノ過失アル場合ノミ其ノ責ニ任ス

第二十六條 客車内ニ携帶手荷物ノ持込

(一) 容易ニ携帶シ得ル物品(携帶手荷物)ハ關稅、收稅、警察其ノ他ノ行政廳ノ規則ニ違反セサル限り無貨ニテ之ヲ客車内ニ持込ムコトヲ得

(二) 一等車、二等車及三等車ニ在リテハ旅客ハ自己ノ座席ノ上方及下方ノ場所ニ限り携帶手荷物ヲ置ク爲メ之ヲ使用スルコトヲ得、旅客ハ總量二十五基瓦迄ノ携帶手荷物ノミ之ヲ持込ムコトヲ得、一個ノ重量ニ

十五基瓦以上ノ携帶手荷物ハ多數ノ旅客カ共ニ旅行スルトキト雖モ許容セス、座席ノ指定ナキ旅客ハ其ノ携帶手荷物ノ運搬ニ付テハ係員ノ指圖ニ從フヘシ

(三) 四等車ニ在リテハ歩行者一人ニテ携帶シ得ル手工具、籠、囊又ハ背囊等ニ納ムル背負荷物モ亦之ヲ車内ニ持込ムコトヲ得、鐵道ハ右物品ノ携帶ニ對シテ特定列車又ハ車輛ヨリ之ヲ分離スルコトヲ得、旅客ハ右物品ノ總量五十基瓦迄ヲ携帶スルコトヲ得、一個ノ重量五十基瓦以上ノ物品ハ多數ノ旅客カ共ニ旅行スルトキト雖モ許容セス

(四) 第二項及第三項ノ規定ニ牴觸スル携帶手荷物トシテ携行スル物品ハ小荷物車ニテ運送シ着驛迄保管スヘシ、右ノ物品ハ旅客カ乗車シタル驛ヨリ、又着驛カ疑念ヲ抱キ直ニ確認セサルトキハ列車ノ出發驛ヨリノ手荷物運賃ノ外十「ライヒスマルク」ノ割増金ヲ徴收スヘシ、但シ右ハ普通手荷物運賃ノ倍額ヲ超ユルコトヲ得ス、本項ニ付テハ第十五條第四項及第六項ヲ準用ス

(五) 車内ニ持込ミタル物品ハ旅客自ラ之ヲ監視スヘシ、鐵道ハ自己ニ過失アル場合ノミ其ノ責ニ任ス

第二十七條 持込ヲ拒絕セラルル物品

(一) 危險品特ニ裝填シタル武器、爆發性ノモノ、可燃性ノモノ又ハ腐蝕性ノ物品及同乗者ノ迷惑トナルヘキモノ又ハ車輛ヲ毀損セシムヘキモノハ客車内ヘ持込ムコトヲ得ス、賃率規則ハ之カ特典ヲ定ムルコトヲ得

(二) 本規定ニ違反スル者ハ必要ト認ムルトキハ乘事實及手荷物運賃ノ拂戻ヲ爲サスシテ下車セシムルコトヲ得、右ノ禁止ニ違反スル者ハ之ニ因リ生シタル損害ニ付其ノ責ニ任シ且事情ニ依リ鐵道警察法ノ所罰ヲ



受クルモノトス

- (三) 係員ハ第一項ノ規定ニ違反スヘキ疑アリト認メタル場合ニ於テハ持込物品ノ性質ヲ確ムル權利ヲ有ス
- (四) 公務ヲ執行スル爲メ又ハ行政廳ノ認可ヲ受ケ銃器ヲ携帯スル者ハ小銃裝填用彈藥ヲ持込ムコトヲ得、特別ナル車輛又ハ車室内ニテ囚人ヲ伴ヒ之ト共ニ旅行スル看守ハ裝彈シタル銃器ヲ携帯スルコトヲ得

## 第四章 手荷物運送

### 第二十八條 手荷物ノ概念

- (一) 旅客ハ旅行靴、手提籠、行李、旅行囊、背囊、帽子箱、手函其他之ニ類似ノ容器ニ荷造セル物品ヲ手荷物トシテ託送スルコトヲ得
- (二) 旅客ハ次ノ物品ヲ特ニ他ニ規定ナキ限りハ荷造ヲ施サスシテ手荷物トシテ託送スルコトヲ得
  - (イ) 病人用携帯椅子、同運行椅子、病人用自動車、補助發動機付ノモノ共、寢椅子
  - (ロ) 小兒車
  - (ハ) 手車及手押車
  - (ニ) 一人及二人乗手押櫓及遊戲用櫓、雪靴及スケート用帆、長サ三米迄ノ水上ノ運行具
  - (ホ) 自轉車、補助發動機付ノモノ共、一人乗二輪自動自轉車、補助席付ノモノ共
  - (ヘ) 商品見本、見本ヲ入レタル靴
  - (ト) 籠又ハ其ノ他ノ容器ニ收納シタル樂器
- (チ) 芝居道具ニシテ其ノ性質、荷造、容積及重量カ之ヲ容易ニ手荷物車内ニ積ムコトヲ妨ケサルモノ
- (リ) 長サ五米迄ノ測量機械又手工用具

前項ニ掲クル託送物品ノ數量ハ賃率規則ヲ以テ之カ制限ヲ定ムルコトヲ得、發動機ニ依リ運轉スヘキ車輛ノ容器ハ運轉材料ヲ備フルコトヲ得

- (三) 其他ノ物品又ハ籠ニ收容シ託送セル動物ヲ手荷物トシテ取扱ハルヘキヤ否ヤ及其ノ取扱條件ニ付テハ賃率規則ヲ以テ之ヲ定ム

(四) 貨物トシテ運送スルコトヲ禁スル物品及第二十七條ニ掲クル物品ハ之ヲ手荷物トシテ託送スルコトヲ得ス、之ニ違反スルモノハ第六十條ニ規定スル増運賃ヲ支拂フヘシ、本項ニ付テハ第二十七條第三項ヲ準用ス

- (五) 第五十四條第二項(ロ)ニ掲クル物品ヲ手荷物トシテ取扱ハルヘキヤ否ヤ及其ノ取扱條件ニ付テハ賃率規則ヲ以テ之ヲ定ム

### 第二十九條 荷造、符號

- (一) 手荷物ハ規定ニ從ヒ託送スルコトヲ要ス、特ニ第二十八條ニ例外ヲ認メサル限り安全且堅固ニ荷造セルニ非サレハ其ノ託送ヲ拒絶スルコトヲ得、本規定ニ該當セス又ハ違反セル手荷物ヲ受託セルトキハ鐵道ハ手荷物證書ニ相當ノ記載ヲ爲スコトヲ得、右ノ記載アル手荷物證書ヲ受取リタルモノハ不完全ナル狀態ヲ承認シタモノト看做ス

- (二) 手荷物ニハ旅客ノ正確且消エサル様書キ付ケタル名宛(姓名、住所、所在地)ヲ取付クルコトヲ要ス



此外託送驛及到着驛名ノ記載ヲ要求スルコトヲ得、此等ノ明示ナキ手荷物ハ之ヲ拒絶スルコトヲ得、古キ符號（鐵道又ハ郵便運送符號若ハ鐵道運送符號ト紛レ易キ他ノ符號）ハ手荷物ヨリ撤去スルカ又ハ明瞭ニ之ヲ抹消スヘシ

第三十條 託送、手荷物證書

(一) 手荷物ハ乗車券購入ニ對シ定メラレタル期間内ニ手荷物取扱所ニ託送スヘシ、大驛ニ於テハ鐵道ハ或列車ニ對シ手荷物ハ其ノ出發時刻十五分前迄ニ受託スルヲ要ス、手荷物カ乗車券ノ提示ナクシテ受託サレ得ルヤ否ヤハ賃率規則ニ於テ統一のニ之ヲ定ムルコトヲ要ス

(二) 旅客ハ託送ニ際シ——手荷物ノ完全且正確ナル期間ノ引渡ヲ期スル爲メ——引渡價值（引渡利益）ノ申告ヲ爲スコトヲ得、此場合ハ賃率規則ニ依ル料金ヲ支拂フコトヲ要ス、第三十五條第三項ニ依ル賠償義務カ最高額ヲ定ムルトキハ此ノ限度ヲ超ユル引渡利益ノ申告ハ之ヲ許容セス

(三) 手荷物運賃ハ託送ノ際之ヲ支拂フヘシ、本項ニ付テハ第十三條第八項ヲ準用ス

(四) 旅客ニ對シテハ手荷物ノ受付ノ際運送ニ關スル規則ヲ記載セル手荷物證書ヲ交付スヘシ

(五) 手荷物證書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- (イ) 發着驛名
- (ロ) 必要ノ場合ハ徑路
- (ハ) 託送日及發送列車
- (ニ) 荷物ノ個數及重量

(ホ) 運賃額及諸料金ノ額

(ヘ) 第二項ニ依リ引渡價格ノ申告アリタルトキハ其ノ金額

(六) 自轉車、遊戲用具及檻ニ收納セル動物ノ受託ニ付テハ賃率規則ヲ以テ特別ナル規定ヲ定ムルコトヲ得

(七) 急迫ノ場合ニ於テ例外トシテ後ニ至リ託送手續ヲ爲スヘキコトヲ留保シテ手荷物ヲ運送シ又ハ手荷物取扱所ナキ驛ニ於テ手荷物ヲ受付ケタルトキハ受付ノ時ヲ以テ其ノ運送ヲ引受ケタルモノト看做ス、鐵道ハ旅客ニ受領證書ヲ交付スヘシ

第三十一條 運送

(一) 手荷物ハ所定徑路又ハ呈示セル乗車券ニ相當スル徑路ニ依リ運送ス、但シ直通運送ヲ爲シ得ルトキハ申込ニ依リ他ノ徑路ニ依リ運送ス

(二) 手荷物ヲ運送スヘカリシ列車カ荷送人ニ依リ指定セラレサルトキハ次ノ適當ナル列車ニテ運送ス、鐵道ハ手荷物ノ運送ヲ或ル列車種類又ハ列車ニ依ルコトヲ禁シ又ハ制限スヘキ權利ヲ有ス、此場合ノ規定ハ賃率規則又ハ揭示ヲ以テ之ヲ分表ス

(三) 手荷物カ運送途中ニ於テ他ノ列車ニ積換ヲ要スルトキハ繼送列車カ手荷物運送ヲ取扱ヒ且積換ニ充分ナル時間アルトキニ限り接續列車ニ依ル繼送ヲ要求スルコトヲ得、然ラサル場合ハ次ノ適當ナル列車ニ依リ繼送ス

(四) 特別ノ場合ニ於ケル手荷物ノ取扱ニ付テハ第十條第一項及第五項、第十五條第四項及第二十四條ヲ參照スヘシ



第三十二條 關稅、收稅又ハ其ノ他ノ行政廳ニ依ル手續

旅客ハ自己ノ手荷物ノ關稅、收稅及其ノ他ノ行政廳ノ手續ヲ自ラ爲シ且之ニ立會フヘシ、右ニ違反シタル爲メ生シタル損害ニ付テハ鐵道ヲ其ノ責ニ任セス、此場合ニハ鐵道ハ該手續ヲ爲サシメ之ニ因リテ生スル立替金ヲ賠償セシムル外賃率規則ニ依ル料金ヲ徵收スルコトヲ得

第三十三條 引 渡

- (一) 手荷物ハ手荷物證書ト引換ニ、若シ未拂ノ費用アルトキハ右ヲ徵收シタル後之カ引渡ヲ爲ス、鐵道ハ證書ノ所持者カ引渡ヲ受クル權利ヲ有スルヤ否ヤヲ確認スル義務ヲ有セス
- (二) 旅客ハ着驛ニ於テ引渡期間ノ經過後ハ手荷物ノ引渡ヲ請求スル權利ヲ有ス、引渡期間ハ手荷物ヲ運送シタル列車ノ到着後直チニ、必要ノ場合ハ關稅、收稅又ハ其ノ他ノ行政廳ノ手續完成ノ爲メ必要ナル期間經過シタルトキハ終了ス、要求アルトキハ賃率規則ニ依ル料金ヲ徵收シテ手荷物ノ再秤量ヲ爲スヘシ
- (三) 手荷物ハ宛先驛ニ於テノミ之カ引渡ヲ爲ス、但シ旅客カ適當ナル時期ニ手荷物ノ引渡ヲ請求シタル場合ニ於テ事情カ之ヲ許シ且關稅、收稅、警察又ハ其ノ他ノ行政廳ノ規定ニ牴觸セサルトキハ手荷物證書ト引換ヘ發驛ニ之ヲ返還シ又ハ途中驛ニ於テ引渡ヲ爲スコトヲ得、手荷物證書ノ外乘車券ノ提示ニ付テモ賃率規則ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得
- (四) 手荷物ヲ他驛ニ繼送シ得ヘキ條件ニ付テハ賃率規則ヲ以テ之ヲ定ム
- (五) 託送手荷物カ發驛ヲ離ルル以前ニ返還セラレタルトキハ支拂ヒタル手荷物運賃ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得、手荷物カ途中驛ニ於テ返還セラレタルトキハ運賃ノ拂戻ハ第十九條第三項及第七項ヲ準用シテ之ヲ請求ヲ爲スコトヲ得、此二ツノ場合ニ於テハ手荷物證書ニ對シ五十「ライヒ」ノ料金ヲ控除ス、賃率規則ハ例外規定ヲ設クルコトヲ得ルモ旅客ニ對シテ不利益ナルモノハ之ヲ定ムルコトヲ得ス
- (六) 手荷物證書ヲ提出スルコト能ハサルトキハ鐵道ハ受領ノ權利ニ付確實ナル證明アル場合ニ限り手荷物ノ引渡ヲ爲ス義務ヲ負フモノトス、此ノ場合ニ於テハ擔保ノ提供ヲモ請求スルコトヲ得
- (七) 手荷物カ適當ナル時期ニ引渡サレサルトキハ旅客ハ手荷物證書ニ請求ノ目的ヲ記載シ之カ證明ヲ請求シ且引取ノ請求ニ對シ費用ヲ要シタルトキハ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第三十四條 引 取 遲 延

- (一) 手荷物ヲ運送シタル列車ノ到着後二十四時間以内ニ之ヲ引取ラサルトキハ賃率規則ニ依ル保管料ヲ支拂フコトヲ要ス、前記ノ時期經過後二週間以内ニ引取ラサルトキハ鐵道ハ第八十二條第四項ノ場合ノミ其ノ責ニ任ス、鐵道ハ前記手荷物ヲ未タ支拂ハレサル費用アルトキハ右ヲ控除シ運送業者又ハ公設保管倉庫ニ對シ旅客ノ危險及費用ニ於テ之ヲ供託スルコトヲ得
- (二) 鐵道ハ前項ノ外保管料ヲ徵收セサル時期經過後三ヶ月ヲ經ルモ引取ラレサル手荷物ハ長期保管ニ因リ其ノ價格ヲ著ルシク減スヘキ虜アリ又ハ保管料カ手荷物ノ價格ヲ支辨スルニ足ラサルモノト認ムルトキハ豫メ何等ノ正規ノ手續ニ依ラス出來得ル限り高價ニ之ヲ賣却スル權利ヲ有ス、鐵道ハ手荷物證書ノ所持者ニ賣上金額ヨリ未タ支拂ハレサル諸費用アルトキハ右ヲ控除シテ其ノ處分ニ任スヘシ、賣上金カ此額ヲ辨償スルニ足ラサルトキハ託送者ハ未償還額ニ對シ後拂ヲ爲ス義務ヲ有ス
- (三) 鐵道ハ旅客ノ住所ヲ知り得ヘキ場合ニハ前項ノ手荷物賣却ニ付キ其旨通知スヘシ



第三十五條 手荷物ノ滅失、減量又ハ毀損ニ對スル鐵道ノ責任

- (一) 鐵道ハ手荷物ニ對シ本章ニ別段ノ定メナキ限り貨物ニ對スル責任ニ關スル規定(第八章)ニ從ヒ其ノ責ニ任ス、本項ニ付テハ第八十一條、第九十二條乃至第九十四條ニ至ル規定ヲ準用ス
- (二) 手荷物ノ滅失、減量又ハ毀損ニ對シ鐵道カ賠償義務ヲ有スル場合ハ手荷物ニ損害アリト認メタルトキハ損害ノ證明ヲ要セスシテ風袋込重量ニ基瓦ニ付十「ライヒスマルク」迄ノ賠償額ヲ請求スルコトヲ得
- (三) 運轉上特別ノ事情アルトキハ鐵道ハ交通大臣ノ認可ヲ受ケ賃率規則ヲ以テ手荷物ノ滅失、減量又ハ毀損ニ對シ支拂フヘキ賠償額ノ最高限度ヲ定ムルコトヲ得、第五十四條第二項(ロ)ノ物品ニ對スル損害賠償額ノ制限ニ關シテハ第八十六條第三項ヲ準用ス、鐵道ノ故意又ハ重大ナル過失ニ基因スル場合ニハ鐵道ハ最高賠償額ノ制限ヲ主張スルコトヲ得ス
- (四) 手荷物ノ滅失ニ付テハ右カ引渡期間ノ經過後二週間以内ニ着驛ニ於テ引渡ヲ請求セラレタルトキノミ鐵道其ノ責ニ任ス

第三十六條 手荷物滅失ノ推定、手荷物ノ再發見

- (一) 不着手荷物ハ引渡請求ノ翌日ヨリ一週間ヲ經過シタルトキハ滅失シタルモノト看做ス
- (二) 手荷物カ後ニ至リテ發見セラレタルトキハ旅客ノ住所ヲ知り得ヘキ場合ニハ其旨ヲ通知スヘシ、旅客ハ其ノ通知ヲ受ケタル後一ヶ月以内ニ在リテハ國內ノ一驛ニ於テ其ノ手荷物ノ無料引渡ヲ請求スルコトヲ得、旅客ハ其ノ受取リタル賠償金ノ中ヨリ引渡期間ノ超過ニ對シ支拂ハルヘキ損害賠償額アルトキハ右ヲ控除シタル殘額ヲ拂戻スヘシ、發驛ニ於テ返還ヲ要求スル場合ニハ拂戻金ヨリ最初ニ支拂ヒタル手荷物運賃ヲ控除ス

第三十七條 引渡期間超過ニ對スル鐵道ノ責任

- (一) 引渡期間超過ノ場合ニ於テ之ニ因リテ損害ノ生シタルコトヲ證明シタルトキハ鐵道ハ引渡ノ請求ヲ受ケタルトキヨリ起算シ一週間ヲ限り二十四時間又ハ其ノ未滿毎ニ引渡遅延ノ手荷物ノ風袋込重量一基瓦ニ付四十「ライヒスマルク」迄ノ賠償金ヲ支拂フヘシ
- (二) 引渡利益ノ申告アルトキハ引渡期間超過ノ場合ニ於テ左ノ金額ヲ請求スルコトヲ得
  - (イ) 損害カ引渡期間超過ニ因リテ生シタルコトヲ證明セサルトキハ引渡ノ請求ヲ受ケタルトキヨリ起算シ一週間ヲ限り二十四時間又ハ其ノ未滿毎ニ及申告額ノ範圍内ニ於テ風袋込重量一基瓦ニ付二十「ライヒスマルク」
  - (ロ) 損害カ引渡期間超過ニ因リテ生シタルコトヲ證明シタルトキハ申告額ニ達スル迄ノ賠償額
- (三) 引渡利益ノ申告額カ第一項ニ認ムル賠償額ヨリモ小ナルトキハ右ノ金額ヲ請求スルコトヲ得
- (四) 本賠償ハ滅失ノ場合ニ爲サレタル損害賠償ト共ニ之ヲ請求スルコトヲ得ス、減量ノ場合ニ於テ本賠償金ハ其ノ喪失セサル部分ニ對シテ支拂フモノトス、毀損ノ場合ハ本賠償金ハ毀損ニ因ル賠償金ト共ニ之ヲ支拂フモノトス

第三十八條 手荷物運搬人

- (一) 驛ハ必要ト認ムルトキハ驛構内ニテ旅客ノ指定スル地點迄手荷物又ハ携帶手荷物ヲ運搬スヘキ手荷物



運搬人ヲ配置ス

(一) 手荷物運搬人ハ職掌ヲ附シテ認識ニ便シ且運搬料金表及執務心得ヲ携帯スヘシ、要求アルトキハ料金表ヲ提出スヘシ、手荷物ヲ引受ケタルトキハ手荷物運搬人ハ自己ノ番號ヲ記シタル符票ヲ旅客ニ交附スヘシ

(二) 運搬料金表ハ手荷物受付所及手荷物引渡所並ニ手荷物一時預所ニ揭示スルコトヲ要ス

(三) 手荷物運搬人ニ引渡シタル手荷物及携帯手荷物ニ對シテハ鐵道ハ自己ニ託送セラレタル手荷物ニ對スルト同一ノ責任ヲ負フモノトス

第三十九條 手荷物ノ一時預

(一) 必要ノ存スル驛ニ於テハ手荷物及携帯手荷物ノ一時預ヲ爲シ得ヘキ設備ヲ爲スヘシ、料金ハ揭示ニ依リ之ヲ公示スヘシ

(二) 鐵道ハ此ノ場合ニ於テ保管者トシテノ責ニ任ス、賃率規則ハ此ノ責任ニ付其ノ最高限度ヲ定ムルコトヲ得

(三) 本條ニ付テハ第三十四條第二項及第三項ヲ準用ス

第五章 小荷物運送

第四十條 受 託

(一) 小荷物車ヲ以テ運送シ得ヘキ物品ハ賃率規則ニ定ムル細則ニ從ヒ小荷物トシテ受託ス

(二) 小荷物ニハ一個毎ニ正確ニ記シタル荷受人ノ名宛並發驛及着驛ヲ記載セルモノヲ附スヘシ、右ノ明示ナキ小荷物ハ受託ヲ拒絕スルコトヲ得、古キ符號(鐵道運送符號、郵便運送符號又ハ鐵道運送符號ト紛レ易キ他ノ符號)ハ荷物ヨリ撤去シ又ハ明瞭ニ抹消スヘシ、小荷物ヲ荷受人ニ配達スルコトヲ欲セサル場合ニハ一個毎ニ「自身引取」又ハ「驛留」ト附記スルコトヲ要ス

(三) 小荷物ハ鐵道力定メタル小荷物取扱所ニ於テ揭示ヲ以テ公示セル取扱時間内ニ託送スヘシ

(四) 鐵道ハ小荷物ノ受託ノ場合無料ニテ其ノ重量ヲ秤ルヘキ義務ヲ負フ、荷送人又ハ其ノ代理人ハ秤量ニ立會フコトヲ得

(五) 荷送人ノ請求アルトキハ小荷物ノ受託ニ對シ發鐵道所定ノ様式ニテ其ノ證明ヲ爲スヘシ

第四十一條 運 送

(一) 小荷物ハ手荷物同様ニ之ヲ運送ス、必要ノ場合ニハ其ノ運送ニ適合スル列車ニ依リ之カ運送ヲ爲ス、或列車ニ對シ小荷物ノ運送ヲ制限シ又ハ其ノ運送ヲ爲ササルトキハ之ヲ公示スヘシ

(二) 荷送人カ託送ノ場合運送ヲ爲スヘキ列車ヲ指定セサルトキハ其ノ小荷物ハ次ノ適當ナル列車ヲ以テ運送スヘシ

第四十二條 引 渡

(一) 荷受人ハ引渡期間ノ經過後ニ於テハ着驛ノ小荷物取扱所ニ於テ小荷物ノ引渡ヲ請求スル權利ヲ有ス、引渡期間ハ小荷物ヲ運送シタル列車ノ到着後引渡ノ準備及關稅、收稅又ハ其ノ行政廳ノ手續ヲ要スルトキハ右ニ必要ナル時間經過後直チニ終了ス



(一) 荷受人カ列車ノ到着後直チニ荷物ヲ引取ラス且其ノ荷物ニ對シ驛留ノ指圖ナキトキハ着鐵道ノ賃率規則ニ從ヒ荷受人ニ對シ荷物到着ノ通知ヲ爲シ又ハ之ヲ配達スルモノトス、自身引取ノ指圖アル荷物ニ付テハ必ス荷受人ニ對シ其ノ到着ノ通知ヲ爲スヘシ、通知又ハ配達ハ第七十七條及第七十八條ニ於テ急行便貨物ニ付規定シタル期間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

## 第六章 死體運送

### 第四十三條 託送

- (一) 死體ハ鐵道ノ見込ニヨリ之ヲ旅客運送用列車或ハ貨物運送用列車ニテ運送ス、急行列車ニ依ル運送ハ之ヲ拒絕スルコトヲ得
- (二) 死體ノ運送ハ列車ノ始發驛ニ在リテハ少クトモ列車ノ出發六時間前ニ又他ノ驛ニ在リテハ少クトモ十二時間前ニ申出ルコトヲ要ス
- (三) 死體ハ一個毎ニ密閉シタル堅牢ナル金屬製容器ニ收納シ更ニ之ヲ木製ノ容器ニ納メテ移動セサル様嚴重ニ荷造スルコトヲ要ス
- (四) 託送ノ際鐵道ニ對シ所屬官廳ノ作成シタル附錄Aノ様式ニヨル死體運送許可證ヲ提出スヘシ、許可證ハ死體引渡ノ際之ヲ荷受人ニ交附ス、死體運送許可證ノ相互承認ヲ協定シタル外國ヨリ到着スル死體ニ關シテハ所屬外國官廳ノ發行シタル死體運送許可證ヲ有效トス、死體運送許可證ハ運送區間ノ全部ニ對シテ其ノ效力ヲ有ス

- (五) 死體ハ急行便貨物運送狀ヲ以テ託送スヘシ
- (六) 積込ハ荷受人ニ於テ之ヲ爲スヘシ
- (七) 死體運送ニハ代金引換ヲ附スルコトヲ得ス
- (八) 運賃ハ託送ノ際之ヲ支拂フヘシ
- (九) 品目ヲ詐リテ死體ヲ託送シタルモノハ託送驛ト着驛トノ間ノ運賃差額ヲ追納シ且増賃金トシテ運賃總額ノ四倍ヲ支拂フヘシ

### 第四十四條 運送

- (一) 死體ハ有蓋貨車ニテ運送スヘシ、死體ニ附屬セサル貨物ハ其ノ積合セテ禁ス、同時ニ同一發驛ヨリ同一着驛ニ運送セラルル多數ノ死體ハ一車ニ積合ハスコトヲ得、周圍ヲ閉塞シタル棺車ニ納メテ託送セル死體ハ無蓋貨車ニテ運送スヘシ
- (二) 死體ニハ附添人ヲ附スヘシ、附添人ハ乗車券ヲ購求シテ同一列車ニ乗車スルコトヲ要ス但シ到着ノ通知ヲ受クルトキハ直ニ之ヲ引取ルヘキ旨ヲ言明スル荷受人ノ書面又ハ電報ヲ荷受人ヨリ託送驛ニ供託スル場合ニハ附添人ヲ要セス、埋葬場又ハ火葬場宛ニテ運送スル場合ニハ此ノ言明ヲ要セス
- (三) 死體ハ已ムコトヲ得サル事由アルニ非サレハ途中積換ヲ爲スヘカラス、成ルヘク迅速ニ且中斷ナク之ヲ運送スヘシ、一驛ニ於テ已ムヲ得ス長時間停車スルトキハ死體ヲ積載シタル車輛ハ成ルヘク之ヲ側線上ニ置クヘシ、附添人ナキ死體ヲ豫定ノ列車ニテ運送スルコト能ハサルトキハ支障ノ生シタル驛ハ無料ニテ荷受人ニ電報ヲ以テ其ノ運送ヲ爲スヘキ列車ヲ通知スヘシ



第四十五條 引 渡

- (一) 附添人ナキ死體カ着驛ニ到着シタルトキハ遲滞ナク荷受人ノ費用ニヨリ電報、電話又ハ特使ヲ以テ之ヲ荷受人ニ通知スヘシ。附添人アル死體ニ付テハ此ノ通知ヲ爲サス
- (二) 死體ノ引渡ハ第三十三條第二項ニ定メタル時期ニ於テ之ヲ請求スルコトヲ得
- (三) 死體ノ引取ニ對シ荷受人ハ其ノ證明ヲナスコトヲ要ス
- (四) 荷受人ハ着驛ニ列車ノ到着後六時間以内ニ死體ノ取卸及引取ヲ爲スヘシ、荷受人カ之ヲ怠ルトキハ鐵道ハ所轄警察署ニ其ノ死體ヲ引渡スコトヲ得、死體カ午後六時以後ニ到着シタルトキハ前記ノ期間ハ其ノ翌日午前八時ヨリ之ヲ起算ス、引取期間經過ノ場合ニハ鐵道ハ賃率規則所定ノ車輛留置料ヲ徴收スルコトヲ得
- (五) 荷受人ハ關稅、衛生警察及其ノ他ノ行政廳ノ規則ヲ遵守スヘシ

第四十六條 例外 規定

- (一) 託送地ノ埋葬場ニ宛テタル死體ノ運送ニ關シテハ鐵道ハ交通大臣ノ認可ヲ受ケ例外規定ヲ設クルコトヲ得
- (二) 警察署、刑務所、病院等ヨリ官公立專門學校ニ送致シ又ハ官公立專門學校ヨリ更ニ他所ニ送致スル死體ニハ附添人ヲ附スルコトヲ要セス、右ノ死體ハ密閉シタル箱ニ收納シテ託送シ無蓋車ニテ之ヲ運送スヘシ、硬質ノ貨物(木材、金屬等)又ハ堅固ナル荷造(箱、桶等ニ容レタル)ノ貨物ハ死體ト積合スコトヲ得、但シ死體ノ容器ニ損傷ヲ加ヘサル様注意スヘシ、食料品、嗜好品及其ノ原料並附録Cニ掲クル物品ハ

死體ト積合スコトヲ得ス、此ノ場合ノ運送ニ於テハ死體運送許可證ヲ要セス

第四十七條 其ノ他ノ規定

其ノ他ノ場合ニ於テ死體ノ運送ニ關シテハ貨物運送(第八章)ニ適用スル規定ヲ準用ス

第七章 生動物運送

第四十八條 託 送

- (一) 鐵道ハ生動物ヲ運送スヘキ列車ヲ公示スヘシ、少クトモ二十四時間前ニ豫メ申出アリタルモノノ外列車ニ之ヲ收容スル適當ノ場所ナキ場合ニハ運送ヲ拒絕スルコトヲ得
- (二) 日曜日及祭日ニハ生動物ノ受託ヲ爲サス、例外ノ場合ハ揭示ヲ以テ之ヲ公示ス
- (三) 病動物ハ獸醫カ運送ニ差支ナキコトヲ言明セサル限り之ヲ拒絕スルコトヲ得
- (四) 野獸ハ保安上鐵道カ定メタル條件ヲ充タス場合ニ限り鐵道ハ之ヲ運送スル義務ヲ負フ
- (五) 生動物ハ適當ノ時期ニ於テ、少ナクトモ列車ノ出發一時間前ニ積込ノ準備ヲ了スルコトヲ要ス
- (六) 荷送人ハ生動物ヲ積込ミ安全ニ之ヲ車内ニ收容シ且必要ナル繫縛具ヲ用意スルコトヲ要ス、此外荷送人ハ獸疫警察規則ヲ遵守シ之ニ必要ナル總ヘテノ添付書類ヲ準備スヘシ
- (七) 鐵道ハ生動物運送ノ附添人ヲ請求スルコトヲ得、荷送人カ附添人ヲ附セサルトキハ鐵道ハ賃率規則ニ依ル料金ヲ徴收シ鐵道自ラ之ヲ附スルコトヲ得、完全ニ鎖鑰ヲ施シタル持運ヒ得ヘキ容器ニ收納シタル小動物ノ託送ニ在リテハ附添人ヲ要求スルコトヲ得ス



- (八) 生動物ハ附録Fノ様式ニ依ル生動物運送狀ニ依リ檻、箱、籠、袋又ハ其ノ他ノ容器ニ收納シ急行便貨物運送狀ヲ以テスル託送ノ場合ニハ之ヲ受託スヘシ
- (九) 運賃ノ前拂ニ付テハ貨率規則ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得
- (十) 生動物ノ積込ニ關スル詳細ノ規定ハ附録B Iニ之ヲ掲ク

### 第四十九條 運送

- (一) 荷送人ハ運送徑路ヲ指定スルコトヲ得、鐵道ハ其ノ指定ニ從フコトヲ要ス、此ノ場合ニ於テハ鐵道ノ指定徑路ニ對スル運賃ヲ請求スルコトヲ得
- (二) 附添人ハ生動物ノ運送途中之ヲ監視シ且獸疫警察規則ヲ遵守スヘシ、荷送人ハ附添人カ運送途中ニ於テ指圖ヲ爲ス必要生シタルトキハ荷送人ニ代リテ之ヲ處理スヘキ權利アルコトヲ運送狀ニ言明スルコトヲ得、但シ運送狀カ二通作成セラレタルトキハ着驛又ハ荷受人ハ運送狀ノ副狀カ提出セラレ同狀面ニ變更ノ旨記載シアルトキノミ變更ヲナスコトヲ得(第六十條第五項及第六項並第七十二條第七項參照)
- (三) 監督官吏ハ附添人ノ要求アルトキハ小荷物車又ハ客車内ニ座席ヲ指定スヘシ、運轉上ノ危險ヲ避クル爲メ家畜室内ニ附添人ヲ置ク必要アリテ監督官吏又ハ列車長ノ要求アルトキハ附添人ハ同車内ニ留マルコトヲ要ス
- (四) 生動物ノ運送ニ關スル詳細ノ規定ハ附録B IIニ之ヲ掲ク

### 第五十條 引渡

- (一) 生動物カ着驛ニ到着シタルトキハ鐵道ハ遲滞ナク其ノ引渡準備ヲ了スヘシ、着驛ニ附添人ナキ生動物ノ到着後引受ノ權利アル者ヨリ引取ノ申出ナキトキハ遲滞ナク且急行便貨物ニ關シ定メタル期間内(第七十八條第二項)ニ荷受人ニ對シ到着ノ通知ヲ爲スヘシ
- (二) 荷受人ハ通知カ到着セル時(第七十八條第三項)ヨリ遅クトモ二時間以内ニ、萬一通知ヲ爲ササルトキ(第七十八條第五項)ハ引渡準備終了後遅クトモ二時間以内ニ動物ノ取卸及引取ヲ爲スヘシ、生動物カ引受期間内ニ引取ラレサルトキハ鐵道ハ處分權利者ノ危險及費用ニ於テ之ニ飼料ヲ給與シ又引續キ之ヲ車内若ハ驛ニ止ムル場合ニハ貨率規則所定ノ留置料ヲ徴收スルコトヲ得、引取期間ハ荷送人、荷受人又ハ附添人カ遲滞ナク其ノ手續ヲ爲ス場合ニハ關稅、收稅及其ノ他ノ行政廳ノ手續執行中ハ其ノ進行ヲ停止ス

### 第五十一條 引渡期間

- (一) 生動物運送狀ニ依リ受託セル動物ノ引渡期間ハ貨率規則カ短期間ヲ定メサル限り  
 百五十貨率適用基米迄ノ距離ニ於テハ 一日  
 百五十以上三百貨率適用基米又ハ其未滿毎ニ更ニ 一日  
 ヲ加フ

- (二) 引渡期間ハ午前中ニ出發スル列車ニ託送セラレタルモノハ正午十二時ヲ以テ初マリ、午後ニ出發スル列車ニ託送セラレタルモノハ翌日ノ夜半ニ其ノ進行ヲ開始ス、此ノ期間ハ其ノ終了前ニ着驛ニ於テ引渡準備ヲ了シタルトキハ右ヲ遵守シタルモノトス
- (三) 引渡期間ハ第七十四條第七項ニ規定シタル場合ノ外動物ノ飲料水給與驛ニ停車中ハ其ノ進行ヲ停止ス
- (四) 旅客列車ニテ運送スル馬匹及犬ノ引渡ハ第三十三條第二項ニ定メタル時期ニ於テ之ヲ請求スルコトヲ



得、但シ途中驛ニ於テ他ノ列車ニ積換ヲ要スル馬匹ニ在リテハ積換後ノ運送ニ付テハ接續列車ニ依ラス次ノ適當ナル列車ヲ要求スルコトヲ得

(五) 檻、箱、籠、袋其ノ他ニ收納セル動物ニ關シテハ急行便貨物ニ對シテ定メタル引渡期間(第七十四條)ヲ適用ス

(六) 荷送人カ第四十九條第一項ニ依リ特別ナル徑路ヲ指定シタルトキノ引渡期間ノ計算ニ關シテハ指定徑路ノ貨率適用距離ヲ適用ス

### 第五十二條 其ノ他ノ規定

其ノ他ノ場合ニ於テ生動物ノ運送ニ關シテハ貨物運送ニ關スル規定(第八章)ヲ準用ス

## 第八章 貨物運送

### 第五十三條 直通運送

鐵道ハ各驛及貨物取扱所相互間ニ其ノ運送權ニ基キ貨物ノ直通運送ヲ引受クヘキ義務ヲ負フ

### 第五十四條 運送ヲ拒絕シ又ハ條件附ニテ運送ヲ許容スル物品

(一) 左ノ物品ハ第二項ニ例外ヲ認メサル限り運送ヲ拒絕ス

(イ) 郵便託送物品

(ロ) 法令又ハ公ノ秩序ヲ保ツタメ運送ヲ禁止セル物品

(ハ) 爆發シ易キ物品、爆發シ易キ材料ヲ含ム物品即チ

一 爆破物、特ニ爆破藥及發射藥、點火スルモ爆發セス又ハ動搖及摩擦ニ對シニ硝化ベンゾール以上ノ感度性ヲ有セサルモノハ爆發物ト認メス

二 彈藥

三 點火子及花火其ノ他

四 壓縮及液化瓦斯

五 水トノ接觸ニヨリ可燃性瓦斯又ハ支燃性瓦斯ヲ發生スル物質

(二) 自然燃焼ノ虞アル物品

(ホ) 嫌忌スル物品及惡臭ヲ發スル物品

(二) 左ノ物品ハ條件附ニテ運送ヲ許容ス

(イ) 爆發シ易キモノ、自然燃焼ノ虞アルモノ、嫌忌スヘキ又ハ惡臭ヲ發スル物品(第一項(ハ)乃至(ホ))

並附錄C III乃至Vニ特ニ列記セル可燃性液體及附錄Cニ認ムル條件ヲ具フル有毒物及腐蝕劑

前記ノ物品ハ附錄Cニ於テ許容セラルルトキノミ相互又ハ他ノ貨物ト積合スヘシ、右ハ驛留ノ指圖ヲ爲スコトヲ得ス

(ロ) 金銀塊、白金、紙幣、貨幣及有價證券、公用重要書類、公文書、寶石、純眞珠、特ニ高價ナルレ、ス、刺繡、其ノ他貴重品、美術品、繪畫、彫刻物、鑄金物、骨董品

前記物品ニ對スル運送條件ハ貨率規則ヲ以テ之ヲ定ム

(ハ) 運送ニ關係セル鐵道ノ設備上又ハ運轉上、積込或ハ運送ニ困難ナル貨物



前記ノ貨物ハ特ニ協定セル條件ヲ以テ運送スルコトヲ得

(三) 自己ノ車輪ニテ運轉シ得ヘキ鐵道車輛

前記ノ車輪ハ走行可能ノ狀態ニ在ルコトヲ要ス、機關車、炭水車、汽動車ハ専門ノ知識ヲ有シ且之カ取扱ヲ爲シ得ヘキ荷送人ノ代理人ヲ添乗セシムルコトヲ要ス

第五十五條 運送狀ノ様式

(一) 託送貨物ニハ運送狀ヲ添付スルコトヲ要ス、普通便貨物ノ運送狀ハ附録Dノ様式ニヨリ又急行便扱及特別急行便貨物ニ對シテハ附録Eノ様式ニ從フヘシ、特別急行便貨物ノ託送ノ際ハ急行便貨物ノ運送狀ノ「所定又ハ許容セラルヘキ明告」ノ欄ニハ「特別急行便貨物」ト記載スルコトヲ要ス

(二) 運送狀ハ交通大臣ニ依リ定メラレタル品質ノ書字ニ適スル白色紙ヲ使用スヘシ、各貨物取扱所ハ賃率規則所定ノ定價ニテ運送狀ヲ發賣スル義務ヲ負フ

(三) 運送狀ニハ其ノ規則ニ適合スル證トシテ内國鐵道ノ檢印ヲ捺捺スルコトヲ要ス、運送狀ノ檢印捺捺ニ付テハ賃率規則ニ定ムル料金ヲ徵收ス、少ナクトモ百枚以上ノ運送狀ヲ同時ニ提出スルニ非サレハ捺捺ヲ拒絕スルコトヲ得

(四) 運送狀中太線ヲ以テ圍ミタル部分ハ鐵道ニ於テ記入シ其ノ他ハ荷送人ニ於テ記入スヘシ

(五) 一定ノ土地ノ間ニ於ケル定時ノ運送及他交通機關トノ直通貨物ノ運送ニ關シテハ交通大臣ハ前項規定ノ例外規則ヲ設クルコトヲ認可スルコトヲ得

第五十六條 運送狀ノ記載事項

(一) 運送狀ニハ左記事項ヲ記載スルコトヲ要ス

(イ) 運送狀作成ノ地及年月日

(ロ) 貨物ノ引渡サルヘキ驛名又ハ貨物取扱所(到着驛)

右ノ記載ハ成ルヘク賃率規則ニ適合スルモノナルコトヲ要ス

(ハ) 貨物ノ引渡サルヘキモノノ氏名、所在地及必要ノ場合ニハ住所又ハ營業所、荷受人ノ宛先ニ付テハ尙電報略號及電話番號ヲモ附記スルコトヲ得、荷受人トシテハ單一ノ個人ノ外、組合、法人又ハ官公署ヲモ記載スヘシ、荷受人ノ氏名ヲ表ハササル名宛例ヘハ「何某ノ指圖人ニ」又ハ「運送狀副狀ノ所持人ニ」ノ如キ記載ハ之ヲ許サス

(ニ) 貨物ノ性質、重量又ハ發鐵道ノ規定ニ適合スル記載(但シ第五十八條第三項及第四項參照)

此外小口扱貨物ニ在リテハ數量、荷造ノ明細、記號、番號又ハ此ノ代用トシテ貨物ハ荷受人名宛ヲ有スル旨ノ記載

荷送人ニ於テ積込ヲ負擔スル貨物ニ在リテハ貨車ノ番號、所有記號、積載重量(私有貨車ニ在リテハ自重共)ノ外有蓋事無蓋車ノ別

賃率規則及附録Cニ列記セル貨物ニ付テハ記載事項ハ右ニ掲クル品名ニ依リ、其ノ他ノ貨物ニ在リテハ商取引上ノ慣用セラルル品名ヲ記載スヘシ、賃率規則ハ之カ特典ヲ定ムルコトヲ得

荷送人カ賃率規則又ハ貨物ノ商取引上慣用セラルル品名以外ノ他ノ品名又ハ特別ナル記載ヲ附記セントスルトキハ運送狀ノ「記載事項」欄ニ括弧ヲ附シ又ハ運送狀ノ裏面ニ右ノ記載ヲ爲スベシ



運送狀ノ表面所定欄ニ貨物ノ品名及重量ノ記載上不足アルトキハ裏面ヲ使用スヘシ、必要ト認ムル場合ハ運送狀ト同形ノ補箋ヲ運送狀ニ固着セシメ特ニ署名スヘシ、運送貨物ノ總重量ヲ記載スルトキハ運送狀ノ相當欄ニ之ヲ記載スヘシ

(ホ) 荷送人ノ氏名、商號並住所又ハ營業所ノ外必要ト認ムルトキハ電報略號及電話番號ト共ニ署名スヘシ、荷送人トシテハ單一ノ個人ノ外、組合、法人又ハ官公署ヲ記載スルコトヲ要ス  
右ノ外該當スヘキ事項アルトキハ

(ヘ) 運送狀副狀作成ノ申出アリタルコト(第六十一條第五項乃至第七項)

(ト) 關稅、收稅、警察其ノ他ノ行政廳ノ定ムル添附書類ニシテ運送狀ニ添附シ又ハ或ル特定ノ場所ニ供託スヘキ旨ノ記載(第六十五條第一項)

(チ) 荷送人ノ負擔スヘキ費用ノ記載(運賃支拂濟記入、第六十九條)

(リ) 貨物ノ負擔スヘキ代金引換金額又ハ前渡代金引換ノ金額(第七十一條)

(ヌ) 「驛留」ノ記載、必要ト認ムルトキハ第七十八條第五項ニ依リ荷受人ヘノ通知省略ノ旨ノ記載、但シ第五十四條第二項(イ)ヲ参照スヘシ

(ル) 引渡利益申告額(第八十九條)

(二) 運送狀ニハ右ノ外左ノ記載及明告ヲナスコトヲ得

(イ) 關稅又ハ收稅手續ノ行ハルル驛名又ハ稅關或ハ稅務署ノ表示(第六十七條第二項)

(ロ) 荷送人又ハ荷送人ノ指定セル代理人カ關稅又ハ收稅手續ニ立會フヘキ旨ノ記載(第六十五條第五項

及第六項)、關稅手續處理ノ申込(第六十五條第三項)

(ハ) 急行便貨物及特別急行便貨物ニ在リテハ運送徑路ノ記載(第六十七條第二項)

(ニ) 無蓋貨車又ハ有蓋貨車ニ依ル運送ノ申込(第六十六條)

(ホ) 鐵道カ發驛又ハ着驛ニ於テ重量若ハ數量ヲ確ムヘキ旨ノ申込(第五十八條第三項及第四項並第七十六條)

(ヘ) 着驛ヨリ到着地迄ノ間ニ於テ同所ニ貨物運送ノ設備アル驛又ハ荷扱所ナキトキ小鐵道又ハ他ノ運送機關ニ依ル貨物繼送ニ關スル規則(第七十五條第六項)

(ト) 第六十二條第二項(荷造不完全)、第五十九條第一項及第七十五條第七項(積込及取卸ニ關スル協定)第六十四條(一時的保管)、第八十條第二項(引渡障礙ノ場合ノ通知)、第八十六條第一項(責任制限ニヨル割引運賃ノ適用)ニ關スル明告

(チ) 生動物運送ニ付テハ第四十九條第一項及第二項ニヨル明告

(三) 運送狀ニ前項以外ノ明告ヲ附シ又ハ他ノ記載物件ノ添附ハ本規程又ハ交通大臣ノ認可ヲ受ケ賃率規則ニ之ヲ定ムルカ或ハ差支ナキコトヲ明告スルニ非サレハ之ヲ許容セス、明告及記載物件ハ運送業者ノミニ許容ス

(四) 運送狀様式カ記載ニ關シ特ニ空欄ヲ設ケス且賃率規則モ別段ノ定メヲ爲ササル場合ハ「所定又ハ許容スヘキ明告」欄ニ記載スヘシ

(五) 運送狀ノ裏面ニハ作成者ノ商號ヲ印刷スルコトヲ得、此ノ外同所ニ運送ノ行ハルヘキ荷受人ニ對シ簡



單ナル通知ノ文言ヲ記入スルコトヲ得、例ヘハ「何某發送」、「何某ノ委託ニ依リ」、「何某ノ處分ニ任ス」、「何某ニ轉送」、「何船積込」、「何船陸揚」、「何地へ輸出」、「何某ノ保險ニ附ス」ノ如シ、鐵道ハ本記載ニ對シ何等ノ責任及義務ヲ負擔セス

(六) 貨切扱貨物ニ付テハ特別ナル運送狀ヲ添付スヘシ、但シ貨物カ積込ニ際シ一車以上ヲ要スルモノト認メタルトキ及貨率規則カ同一運送狀ヲ以テ多數ノ車輛ノ引受ヲ許容スルトキハ此限リニ非ラス

(七) 左ノ貨物ハ一通及同一運送狀ヲ以テ託送スルコトヲ得ス

(イ) 其ノ性質カ積合セニ不利益ヲ生スヘキ貨物

(ロ) 積合セテオナストキハ關稅、收稅、警察其ノ他ノ行政廳ノ規則ニ違反スヘキ貨物

(ハ) 荷送人ノ積込ヲ負擔スル貨物ト共ニ積合セラルル鐵道ニ依リ積込マルヘキ貨物

(八) 條件附ニテ運送ヲ許容スル貨物(第五十四條第二項)ハ特別ナル運送狀ヲ以テ託送スヘシ、但シ積合セ又ハ附録Cニ依リ他貨物トノ同一荷造ヲ許容スルトキハ此ノ限リニ非ラス、但シ普通便貨物運送狀ニ在リテハ條件附ニテ運送ヲ許容セラルル貨物ハ特書シ「條件附」ナル附加ヲナシテ之ヲ明示スヘシ

(九) 運送狀ニ於ケル荷送人ノ記載ハ總テ獨逸語ニテ明瞭ニ消スコト能ハサル綴文字ヲ以テ書キ入ルヘシ、右ハ印刷、押捺又ハタイプライターヲ以テ之ヲオナスモ妨ケナシ、運送狀ノ副狀ハ複寫スルコトヲ得、第五項ニ依ル記載ハ外國語ニ依ルモ差支ナシ

(十) 書キ加ヘ又ハ掻キ消シテ爲シ又ハ上貼リシタル運送狀ハ之ヲ受付ケス、記入事項ノ訂正ハ荷送人ノ署名ニ依リ之ヲ證明シタルトキノミ之ヲ許容ス、貨物ノ個數又ハ重量ニ關スル場合ハ此外正當ナル數量ヲ綴

文字ヲ以テ再記入スヘシ

第五十七條 運送狀ノ記載事項ニ對スル責任

(一) 荷送人ハ運送狀ニ記入セラレタル表示及廣告ノ正確ナルコトニ對シ其ノ責任シ右カ不正當、不正確不完全又ハ不許容ナルニ因リ生スル結果ハ總テ之ヲ負擔ス(但シ第六十條第三項(イ)及第七十條第二項參照)

(二) 荷送人ノ責任ハ貨物取扱所ニ於テ荷送人ノ依頼ニ因リ運送狀ニ記載セル場合ト雖モ變更セス

第五十八條 運送貨物内容ノ検査、個數及重量ノ確定

(一) 鐵道ハ何時ニテモ運送貨物カ運送狀ノ記載ト一致スルヤ否ヤヲ検査スルコトヲ得、此ノ検査ニ對シテハ料金ヲ徴收スルコトヲ得ス、記載事項ノ検査ニハ發驛ニ於テハ荷送人、又着驛ニ於テハ荷受人ヲ呼出スヘシ、權利者カ出頭セサルトキ又ハ途中驛ニ於テ検査ヲ行フトキハ二人ノ證人ヲ立會ハシムヘシ、此場合他ノ證人ノ立會ナキトキニ限リ鐵道係員ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得、運送狀ノ記載カ不正當ナルコトヲ發見シタルトキカ確認ノ爲メニ生シタル費用ハ鐵道ニ對シテ之ヲ賠償スヘシ、検査ノ結果カ運送狀ノ記載ト異ナレルトキハ其旨ヲ運送狀ニ記入スヘシ、検査カ發驛ニ於テ行ハレタルトキハ運送狀副狀ニモ其旨記載スヘシ

(二) 鐵道ハ貨物ノ引渡後ト雖モ右カ不正當ナル疑アル場合ハ運送狀記載事項ノ正確ナルコトノ證明ヲ要求スルコトヲ得、荷送人及荷受人ハ之カ爲メ鐵道ニ對シ帳表及其ノ他根據トナルヘキモノヲ閱覽ニ供スヘシ

(三) 鐵道カ積込ムヘキ小口扱貨物(第五十九條第一項)ニ在リテハ鐵道ハ引受ノ際無料ニテ其ノ個數及重



量ヲ検査スル義務ヲ負フ、荷送人又ハ其ノ代理人ハ之ニ立會フコトヲ得、荷送人カ重量ヲ運送狀ニ記入シ右ニ其ノ再検査ヲ申出サルトキハ鐵道ハ秤量ヲ省略シ又同種類ノ貨物ニ在リテハ抜検査ニ依リ秤量スルコトヲ得

(四) 前項以外ノ貨物ニ在リテハ荷送人カ運送狀ニ於テ之ヲ申出タルトキハ鐵道ハ其ノ重量及個數ヲ検査スル義務ヲ負フ但シ備附ノ秤量裝置ニ於テ不十分ナルカ又ハ貨物ノ性質若ハ運轉上ノ事情ニ因リ個數ノ検査ヲ爲スコト能ハサル場合ハ此限ニ非ラス、重量ハ運送狀ニ其ノ記載ナキトキハ荷送人ノ申出ナキ場合ト雖モ鐵道ニ於テ之ヲ検査ス、右ノ検査ニ對シテハ貨率規則ニ依ル料金ヲ支拂フヘシ、重量ノ検査ヲ發驛ニ於テ之ヲ爲スコト能ハサルトキハ他驛ニ於テ之ヲ行フモノトス

(五) 荷送人ハ託送ノ際發驛ニ於テ個數及重量ヲ検査スル場合ニハ之ニ立會ヲ請求スルコトヲ得、荷送人カ此ノ請求ヲ爲サス又ハ其ノ通知ヲ受クルモ検査ニ立會ハスシテ其ノ申出ニ依リ再ヒ検査ヲ爲シタルトキハ荷送人ハ重ネテ貨率規則ニ定ムル料金ヲ支拂フヘシ

(六) 鐵道ハ秤量臺ニテ荷送人ノ積込ミタル貨切扱貨物並小口扱貨物ノ重量ヲ検査スルコトヲ得、此場合貨車ノ自重ハ貨車ノ側板ニ記載シアル標記自重ヲ以テ其ノ標準ト爲スコトヲ得、但シ運轉上ニ差支ナキ場合ニハ空車ノ重量検査ニ關スル處分權利者ノ申出ニ應スヘシ、此ノ場合料金ヲ徵收スルヤ否ヤ及其ノ金額ニ付テハ貨率規則ヲ以テ之ヲ定ム

(七) 重量及個數ヲ検査シタルトキハ鐵道ハ運送狀ニ之ヲ證明スヘシ、發驛ニ於テ此検査ヲ爲ストキハ運送狀副狀ニモ其ノ證明ヲ記載スヘシ

### 第五十九條 貨車ノ積込、過積

(一) 貨物ノ積込ハ鐵道ニ於テ若ハ荷送人ニ於テ積込ムヘキヤ否ヤハ本規程ニ別段ノ定メナク又ハ運送狀ニ荷送人ト鐵道トノ間ニ特別ノ協定アル旨ヲ記載セサルトキハ貨率規則ノ規定ニ依ル

(二) 貨物ノ積込ニ關シテハ貨車ノ標記積載重量ヲ標準トス、貨物ノ自然ノ性質上運送ノ途中天候ノ影響ヲ受ケテ其ノ重量カ貨車ノ負荷車ヲ超過スル虞ナキトキハ其ノ標記負荷力ニ達スル迄ノ貨物ヲ積込ムコトヲ得、但シ負荷力ヲ超過スル積荷(過積)ハ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ許サス、積込ミ得ヘキ重量ヲ表示シ獨逸國ノ貨車ニ於ケル積載重量ニ相當スル標記ノミヲ有スル外國ノ貨車ニ在リテハ百分ノ五以内迄其ノ標記重量ヲ超過スルコトヲ得

(三) 發驛ニ於テ荷送人ノ積込ミタル運送貨物カ過積ナルコトヲ發見セルトキハ鐵道ハ荷送人ニ過積貨物ノ取卸ヲ要求スルコトヲ得、右カ發驛ニ於テ直チニ實行セラレス又ハ途中驛ニ於テ過積ヲ發見セルトキハ鐵道ハ荷送人ノ危險ニ於テ過積貨物ヲ取卸スコトヲ得、取卸シタル過積貨物ハ之ヲ倉庫ニ保管シ荷送人ノ指圖ヲ求ムヘシ、右ハ相當期間内ニ指圖ナキトキハ第八十條第三項乃至第五項ヲ適用ス

(四) 貨車ニ殘留セル貨物ニ對シテハ發驛ヨリ着驛迄ノ運賃ヲ計算スヘシ、過積貨物ニ對シテハ發驛ヨリ途中驛迄ノ主タル運送貨物ノ貨率ニ從ヒ通過シタル區間ノ運賃ヲ計算スヘシ、荷送人ノ指圖ニ依リ取卸貨物ノ先送又ハ送還ヲナストキハ右ハ特別ナル運送貨物トシテ處理シ貨率規則所定ノ運賃ヲ計算スヘシ

(五) 取卸、積込、保管、貨車留置ニ對シテハ貨率規則所定ノ料金ヲ支拂フヘシ

### 第六十條 增運賃



(一) 不正當、不正確又ハ不完全ナル記載、重量、個數、種類(第五十六條第一項(ニ)參照)、使用貨車ノ積載重量ノ不正當ナル表示又ハ過積或ハ附録Cニ規定セル保安規則ヲ遵守セサルトキハ荷送人ハ過失ノ有無ニ不拘左ノ規定ニ依リ運賃差額アルトキハ之ヲ支拂フ外増運賃ヲ支拂フベシ

(イ) 第五十四條第一項(ハ)乃至(ホ)及第二項(イ)ニ掲クル物品カ不正當、不正確又ハ不完全ナル記載ノ下ニ託送セラレタルトキ又ハ附録Cニ規定セル保安規則ヲ遵守セサルトキノ増運賃ハ發送貨物ノ風袋込重量一基瓦ニ付

第五十四條第一項(ハ)乃至(ホ)ノ運送ヲ拒絶スル物品並附録C I(イ)ニ掲クル爆發物ニ在リテハ十二「ライヒスマルク」

附録C I(ロ)、I(ハ)及I(ニ)ニ掲クル彈藥、點火子及花火、壓縮及液化瓦斯ニ在リテハ八「ライヒスマルク」附録C I(ホ)ニ掲クル水トノ接觸ニヨリ可燃性瓦斯又ハ支燃性瓦斯ヲ發生スル物質並同IIニ掲クル自然燃焼ノ虞アル物品及同IIIニ掲クル可燃性液體ニ在リテハ四「ライヒスマルク」

附録C IV、V及VIニ掲クル有毒物、腐蝕劑、惡臭ヲ發スル物品及嫌忌スル物品ニ在リテハ五十「ライヒスベンニヒ」

(ロ) 前項ニ規定スル場合以外ノ不正當、不正確又ハ不充分ナル記載若ハ荷送人ノ積込ミタル貨物ニシテ不正當ナル個數及重量ノ記載又ハ種類(第五十六條第一項(ニ))並使用貨車ノ積載重量ノ不正當ナル表示ノ場合ニハ之ニ因リテ運賃ノ不足ヲ生セルトキハ發驛ヨリ著驛迄ノ品目不正表示ニ基キ計算シタル運賃ト正當ノ計算ニ依ル運賃トノ差額ノ二倍ヲ徵收ス、但シ最低徵收額ヲ一「ライヒスマルク」トス、異

等級ノ貨物ヲ一括シテ託送セラレタル場合ニ於テ甚シキ困難ナク其ノ各個ノ重量ヲ検査シ得ヘキトキハ之ニ依リテ徵收金額ヲ低減シ得ヘキ場合ニ限り各貨物ニ關シ別ニ計算シタル運賃ヲ以テ増運賃ヲ計算スベシ

(ハ) 貨車過積ノ場合ニハ第五十九條第二項ニ定ムル制限ヲ超過スル重量ニ對シ發驛ヨリ著驛迄ノ運賃ノ六倍ノ増運賃ヲ徵收ス、重量ニ依リ運賃ヲ計算セサル物品ニ對シテモ亦貨率規則ノ細則ニ從ヒ此ノ規定ヲ準用ス、同時ニ本規定ノ多數ニ違反スルトキハ(イ)乃至(ハ)ニ定ムル運賃ハ之ヲ併徵ス、之カ爲メ生シタル損害ハ賠償スヘキモノトス、他ノ法令又ハ警察規則ニ定ムル罰則ハ右ニ牴觸セス

(二) 公平ノ觀念ニ依リ第一項ニ定ムル増運賃ヲ免除シ又ハ低減スヘキ原則ハ貨率規則ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

(三) 左ノ場合ニハ増運賃ヲ徵收スルコトヲ得ス  
(イ) 荷送人カ記載ノ謬レルコトヲ證明シタルトキ  
(ロ) 荷送人カ運送狀ニ秤量記載方ヲ鐵道ニ依頼シタルトキ又ハ荷送人カ運送狀ニ檢量記載方ヲ依頼セル場合個數ノ不正當ナル表示ヲ爲シタルトキ

(ハ) 荷送人カ重量増加ハ天候ニ基因スルコトヲ證明スル場合ニ於テ過積ニ非サル運送中ノ重量増加  
(ニ) 荷送人カ積込ノ際標記積載重量ヲ超過セサリシコトヲ證明スル場合ニ於テ運送中天候ニ基因シテ生シタル過積

(四) 増運賃ハ運送契約ノ締結(第六十一條)ト同時ニ之ヲ支拂フヘキ義務ヲ生ス、荷送人ハ増運賃ヲ支拂フヘキ義務ヲ負フ、荷送人カ増運賃ヲ支拂フニ先立チ荷受人カ之ヲ支拂ヒタルトキニ限り鐵道ハ貨物ヲ荷



受人ニ引渡スヘキモノトス（第七十五條）、荷受人ハ運送狀ノ記載事項ニ從ヒ要求セラレタル低減賃率ノ適用條件ヲ遵守セサルトキハ荷送人ニ代リ之カ爲メ生スル増運賃ヲ支拂フ義務ヲ負フ

（五） 増運賃ノ額及徴收ノ理由ハ之ヲ運送狀ニ明示スヘシ

### 六十一條 運送契約ノ締結

（一） 運送契約ハ貨物取扱所カ運送狀ト共ニ貨物ヲ運送ノ爲メ受付ケタルトキニ成立ス、貨物取引所ハ其ノ日付印ヲ運送狀ニ捺捺シテ其ノ受付ヲ確認ス

（二） 日付印ハ貨物ノ全部ヲ受取り且荷送人ヨリ前拂ニテ支拂フヘキ金額ノ支拂ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク尙荷送人ノ要求アルトキハ其ノ面前ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

（三） 日付印ヲ捺捺シタル運送狀ヲ以テ運送契約ノ證左トス

（四） 荷送人カ積込ミタル貨物ノ重量及個數ニ關スル運送狀ノ記載ハ鐵道カ其ノ貨物ノ重量又ハ個數ヲ検査シ之ヲ運送狀ニ於テ確認シタル場合ニ限り鐵道ニ對スル證左トス

（五） 鐵道ハ荷送人ノ請求アルトキハ運送狀ト共ニ提出シタル運送狀副狀（副本）ニ運送ノ爲メ貨物ヲ受付ケタル日ヲ記入シテ貨物ノ受領ヲ證明スヘキ義務ヲ負フ、運送狀副狀ノ作成ハ捺印ニヨリ運送狀ニ之ヲ確認スヘシ

（六） 副狀ハ貨物ニ隨伴スル運送狀又ハ貨物引換證ノ價值ヲ有セス

（七） 荷送人ノ請求アルトキハ貨物ノ受領ハ他ノ形式例ヘハ領收簿ノ記入ニ對スル捺印等ニ依リ之ヲ證明スヘシ、此種ノ證明ハ運送狀副狀ノ價值ヲ有セス

### 第六十二條 貨物ノ荷造、狀態及記號

（一） 性質上荷造ヲ要スル貨物ハ滅失、減量及毀損並ニ、車輛又ハ他ノ貨物ニ對シ損害ヲ生スルコトナカラシムル爲メニ荷送人ニ於テ之ニ適當ナル荷造ヲ施スコトヲ要ス

（二） 荷送人カ前項ノ規定ニ從ハサルトキハ鐵道ハ其ノ引受ヲ拒絕シ又ハ荷送人カ運送狀ニ於テ荷造ノ缺ケタルコト又ハ不完全ナルコトヲ認ムヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得、荷送人カ同一貨物取扱所ヨリ荷造ヲ必要トスル同性質ノ貨物ヲ荷造ヲ施サス又ハ同上程度ニ不完全ナル荷造ニテ託送スルヲ例トスル場合ニ於テハ荷送人ハ附録Gノ様式ニ依ル一般明告ヲ提出スルコトヲ得、此場合ニ於テハ右ノ一般明告ヲ提出シタル旨ヲ運送狀ニ記載スルコトヲ要ス

（三） 荷送人ハ運送狀ニ於テ確認セラレタル荷造ノ缺ケタルコト又ハ不完全若ハ外面ニ現ハレサル荷造ノ不完全ニ因リテ生シタル結果ニ付其ノ責ニ任ス、尙荷受人ハ右ノ缺點ヨリ生シタル損害ニ付テハ鐵道ニ賠償スヘシ、外面ニ現ハレサル荷造ノ不完全ニ付テハ荷送人ニ惡意アル場合ニ限り荷送人ハ其ノ責ニ任ス

（四） 鐵道ハ損害ノ根跡明カナル運送貨物ヲ引受ケタルトキハ荷送人ヲシテ貨物ノ狀態ヲ特ニ運送狀ニ證明スルコトヲ要求スルコトヲ得

（五） 鐵道ハ其ノ引受及積込ニ多クノ時間ヲ要スル小口扱貨物（小鐵製品等）ニ關シテハ結束又ハ包裝シ之ヲ一括スルコトヲ要求スルコトヲ得

（六） 鐵道ハ第五十四條第二項（イ）ニ掲クル品目ニ屬セサルモノノ性質上運送中不快ヲ醸シ得ヘキ貨物ニ對シテハ交通大臣ノ認可ヲ受ケ賃率規則ヲ以テ荷造及積込ニ關スル統一的规定ヲ設クルコトヲ得



(七) 荷送人ハ小口扱貨物ニ對シ堅固、明瞭ニシテ他ノ貨物ト紛レサル方法ニ依リ記號ヲ付スヘシ、此ノ記號ハ運送狀ノ記載ト一致スルコトヲ要ス、古キ符號(鐵道運送符號郵便運送符號又ハ鐵道運送符號ト紛レ易キ其ノ他ノ符號)ハ之ヲ撤去シ或ハ明瞭ニ抹消スルコトヲ要ス

第六十三條 引 受

- (一) 鐵道ハ運送義務ノ一般制限(第三條)ノ場合ヲ除キ直チニ運送ヲ爲シ得ルトキニ限り運送ノ爲メ貨物ヲ引受クヘキ義務ヲ負フ、鐵道ハ所屬鐵道ノ設備及運送上運送ニ適合スル場合ノミ貨物ヲ引受クルモノトス、積込、積換又ハ取卸ニ特別ナル設備ヲ要スルモノハ當該驛ニ其ノ設備アル場合ノミ之カ引受ヲ爲ス
- (二) 已ムコトヲ得サル運轉上及公益上ノ事由ニ依リ必要ト認ムルトキハ鐵道ハ左ノ決定ヲナスコトヲ得
- (イ) 貨物ノ引受ハ全部又ハ一部之ヲ中止ス
- (ロ) 或ル運送ハ之ヲ拒絕シ又ハ特定條件ノ下ニ之ヲ許容ス
- (ハ) 或ル運送ハ他ニ優先シ運送ノ引受ヲ爲ス

此種ノ處置ハ揭示ヲ以テ公示シ且新聞紙ニテ其旨發表スヘシ、鐵道ハ右ノ制限ヲ以テスルモ尙運送シ得サル貨物ハ引受ヲ拒絕スルコトヲ得

- (三) 貨物ハ鐵道ニ於テ制定揭示シタル執務時間内ニ之ヲ託送スルコトヲ要ス、賃率規則ハ之カ特典ヲ定ムルコトヲ得、日曜日又ハ祭日ニ於テハ鐵道ハ貨物ヲ引受クルヲ要セス、若シ之カ引受ヲナス場合ハ揭示ヲ以テ其旨公示スヘシ
- (四) 荷送人ハ鐵道ノ積込ムヘキ運送貨物カ託送ノトキヨリ遅クトモ二十四時間内ニ終了シ得ル様之ヲ爲ス

ヘシ、荷送人カ運送狀記載ノ貨物全部ヲ此時間内ニ託送ヲ怠リ又ハ表示ノ不正當又ハ不完全ナルコトヲ指摘セラレタル運送狀ヲ右時間内ニ訂正シテ提出セス又ハ運賃支拂濟記事ノ記入アル場合ニ於テ前拂スヘキ運賃及料金ヲ同時内ニ支拂ハサルトキハ鐵道ハ當該貨物ヲ保管スルコトヲ得

- (五) 荷送人カ積込ムヘキ貨物ニ對スル貨車ノ準備ハ品名、大略ノ重量及著驛名ヲ通告シ一定ノ日ヲ定メテ荷送人ノ之ヲ請求スヘシ、貨車ヲ準備スルコト能ハサルトキハ成ルヘク其ノ旨ヲ請求者ニ無料ニテ通告スヘシ、書面ニテ約束シタル貨車ヲ適當ナル時期ニ準備セサルトキハ鐵道ハ無効トナリタル託送ノ費用少クトモ一日分ノ貨車留置料ニ相當スル金額ヲ賠償スヘシ、貨車ノ請求カ貨車準備前ニ取消サレタルトキハ貨車請求者ハ賃率規則所定ノ料金ヲ支拂フヘシ、貨車準備後積込ヲ爲サシテ之ヲ取消シ又ハ積込時間經過後積込ヲ爲ササル爲メ請求者ニ返還セラレタルトキハ準備ノ時期ヨリ賃率規則所定ノ貨車留置料ヲ支拂フヘシ、貨車ノ請求ニ際シ鐵道ハ一日分ノ賃率規則所定ノ貨車留置料ニ該當スル擔保金ヲ請求スルコトヲ得、請求者ハ特種型又ハ特定ノ積載重量ヲ有シ又ハ特定ノ積載面ヲ有スル貨車ヲ要求スルコトヲ得ス、但シ第六十三條ヲ參照スヘシ

- (六) 荷送人ニ於テ爲ス積込ハ通常貨物取扱所ノ執務時間内ニ之ヲ爲スヘシ、其ノ積込カ普通ニ終了スヘキ期間ハ賃率規則ヲ以テ之ヲ定ム、例外ノ場合ハ揭示ヲ以テ公示スヘシ、前記期間ヲ超過シ又ハ表示ノ不正當又ハ不完全ナルコトヲ指摘セラレタル運送狀ヲ積込期間内ニ訂正シテ提出セス又ハ運賃支拂濟記事ノ記入アル場合ニ於テ前拂スヘキ運賃及料金ヲ同期間内ニ支拂ハサルトキハ荷送人ハ賃率規則所定ノ貨車留置料ヲ支拂フヘシ但シ日曜日又ハ祭日ニ於テハ積込期間カ已ニ其ノ前日ノ午後二時ヲ經過セルトキノミ貨車



留置料ヲ支拂フヘシ、若シ日曜日及祭日ノ連續スル場合ニ於テハ最初ノ一日間ノ留置料ノミヲ徵收スルモノトス、積込期間ノ超過二十四時間以上ニ亘ルトキハ鐵道ハ荷送人ノ費用及危險ニ於テ貨物ヲ取卸シ自ラ之ヲ保管スヘシ、鐵道ハ當該貨物ヲ運送取扱人又ハ公設倉庫ニ供託スルコトヲ得

(七) 第四項及第六項ニ規定スル期間ハ日曜日祭日並荷送人カ遲滞ナク其ノ手續ヲ爲ス場合ニハ關稅、收稅警察其ノ他ノ行政廳ノ手續執行中其ノ進行ヲ停止ス

(八) 交通ノ秩序アル遂行ヲ妨クヘキ貨物ノ停滯セルトキハ鐵道ハ必要ノ程度マテ貨物積載期間並留置期間ヲ短縮シ或ハ貨車留置料、保管料及貨車取消ノ手数料ヲ増徴スルコトヲ得、尙第六項ニ於ケル貨車留置料ノ計算ニ關スル低減規定モ之ヲ無効トナスコトヲ得、右ノ處置ハ揭示ヲ以テ公示シ且新聞紙ニ其旨發表スヘシ

(九) 鐵道ハ揭示ニ依リ公示スル料金ヲ以テ驛ノ所在地域内又ハ其ノ附近地方ヨリ自ラ小口扱貨物ヲ取集メ又ハ運搬業者ヲシテ其ノ取集メヲ爲サシムルコトヲ得、此二ツノ場合ニ於テハ鐵道ハ商法第四百二十五條乃至第四百五十二條ニ依リ運送取扱人トシテノ義務ヲ負フ

(十) 荷送人ハ此施設ヲ利用シ又ハ自ラ貨物ヲ持込ミ若ハ他ノ運搬業者ヲシテ持込マシムルコトヲ得

(十一) 貨物ノ託送ヲ取扱フタメ鐵道ハ鐵道區域以外ニ荷扱所ヲ設クルコトヲ得

(十二) 鐵道ハ賃率規則又ハ揭示ニ依リ公示スル料金ヲ以テ發驛ニ於テ他ノ交通機關ヨリ直接ニ鐵道ヘ積換フヘキ貨物ヲ自ラ積換ヘ又ハ特殊ノ當業者ヲシテ其ノ積換ヲ爲サシムルコトヲ賃率規則ヲ以テ規定スルコトヲ得、此二ツノ場合ニ於テ鐵道ハ運送取扱人トシテノ義務ヲ負フ

### 第六十四條 貨物ノ一時保管

直チニ運送スルコト能ハサル貨物ニ在リテハ荷送人ノ請求アルトキハ鐵道ハ場所ノ許ス限り受領證ヲ發行シテ一時之ヲ保管スヘシ、荷送人ハ之ニ同意ノ旨ヲ運送狀ニ言明シ且其ノ副狀ニモ之ヲ記載スヘシ、此ノ場合ニ於テハ鐵道ハ運送契約締結ノ時迄(第六十一條第一項)ハ有賃保管ノ原則ニ依リ其ノ責ニ任ス、鐵道ハ保管ニ付キ賃率規則所定ノ保管料ヲ徵收スルコトヲ得、運送契約ハ貨物カ運送スルコトヲ得ルニ至リタルトキハ締結セララルモノトス、腐敗シ易キ貨物及第五十四條第二項ヲ掲クル物品ノ保管ハ之ヲ根絶スルコトヲ得

### 第六十五條 關稅、收稅、警察、其ノ他ノ行政廳ノ規則

(一) 荷送人ハ貨物ヲ荷受人ニ引渡ス前ニ關稅、收稅、警察其ノ他ノ行政廳ニ對シテ履行セラルヘキ手續ノ完了ニ必要ナル書類ヲ運送狀ニ添附スヘシ、當該書類ハ運送狀ニ各別ニ及正確ニ明示スヘシ、右書類カ運送狀ニ添附セラレスシテ國境貨物取扱所又ハ他ノ場所ニ寄託シタルトキハ運送狀ニ其ノ寄託セル場所ニ關スル記載ヲ爲スヘシ、鐵道ハ提出セラレタル書類ノ正確且充分ナルコトヲ檢査スルノ義務ナシ、荷送人ハ鐵道ニ過失アル場合ヲ除キ之等書類ノ欠缺、不充分又ハ不正當ニ因リテ生スヘキ一切ノ結果ニ付鐵道ニ對シ其ノ責ニ任ス、尙四十八時間以上ノ運送ニ於テ之レカ爲メニ生スル滯留ノ期間ニ對シ賃率規則所定ノ保管料及貨車留置料ヲ支拂フコトヲ要ス

(二) 鐵道ハ運送狀ニ記載セラレ且之ニ添附セラレタル書類ノ紛失又ハ不正當ナル使用ノ結果ニ付運送取扱人ト同シク其ノ責ニ任ス



- (二) 荷送人ノ請求スル手續カ關稅又ハ收稅官廳ニ依リ禁止セラレ又ハ實行スルコト能ハサル規定アルトキ又ハ關稅手續執行驛ニシテ同所ニ所轄稅關ナキトキハ鐵道ハ荷送人ノ希望スルモノト認メラルル手續ヲ了シ荷送人ニ其旨通知スヘシ
- (三) 荷送人ハ貨物ノ荷造及覆ヒニ關シテハ關稅及收稅規則ニ從フヘシ、鐵道ハ稅關及收稅廳ノ施シタル封印ノ破損シ又ハ不完全ナル運送貨物ヲ拒絶スルコトヲ得
- (四) 貨物カ運送途中ニ在ルトキハ關稅及收稅規則ハ處分權利者ニ對シ鐵道之ヲ行フ、荷送人カ運送狀ニ自ラ又ハ代理人ヲ以テ此ノ手續ニ立會フヘキ旨ヲ言明スルトキハ當該權利者ニ其ノ手續ノ行ハルヘキ驛ニ貨物ノ到着シタルコトヲ通知スヘシ、荷送人又ハ其ノ代理人ハ貨物ニ關シ必要ナル總ヘテノ説明ヲ爲スコトヲ得、但シ貨物ヲ占有シ又ハ自ラ右ノ手續ヲ爲スコトヲ得ス相當期間内ニ右ノ者出頭セサルトキハソノ出頭ヲ俟タス之カ手續ヲ爲スヘシ
- (五) 荷送人カ運送狀ニ於テ別段ノ定メヲ爲ササルトキハ荷受人ハ着驛ニ於テ關稅又ハ收稅手續ヲ爲ス權利ヲ有ス、荷受人カ右ノ權利ヲ行使セントスルトキハ荷受人ハ豫メ運送狀ヲ引取ルコトヲ要ス、荷受人カ賃率規則ニ定ムル期間内ニ運送狀ヲ引取ラサルトキ又ハ引取後賃率規則所定ノ期間内ニ關稅又ハ收稅手續ヲ爲ササルトキハ鐵道ハ事情ニ依リ自ラ手續ヲ履行スルカ又ハ第八十條ニ依リ處置スルコトヲ得、荷送人カ自ラ又ハソノ指定シタル代理人ヲシテ着驛ニ於テ關稅及收稅手續ニ立會フヘキコトヲ運送狀ニ言明シタルトキハ該權利者ニ貨物ノ到着ヲ通知スヘシ、相當期間内ニ右ノ者出頭セサルトキハソノ出頭ヲ俟タス手續ヲ爲スコトヲ得
- (六) 鐵道ハ第五項及第六項ニ依ル業務ヲ遂行スル場合ニハ運送取扱人ノ義務ヲ有ス、鐵道ハ右業務ニ對シ賃率規則所定ノ料金ヲ徵收スルコトヲ得、鐵道ハ此外關稅又ハ收稅手續ヲ自己ノ責任ヲ以テ處分權利者ノ費用ニ於テ運送取扱人ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得
- (七) 獨逸稅關區域ノ境界ヲ出入シ又ハ通過スル貨物ニ對シテハ荷送人又ハ荷受人ハ貨物運輸統計ニ關スル規則ニ規定スル申告書ヲ作成スヘシ、該申告書カ添付セラレサルトキハ鐵道ハ賃率規則所定ノ料金ヲ徵收シテ之ヲ作成シ記入スルコトヲ得、統計局ノ檢印ヲ有セサル申告書用紙ニハ鐵道ニ於テ賃率規則所定ノ料金ヲ徵收シ其ノ所定ノ様式ト符合スルヤ否ヤヲ檢査シ之ニ檢印ヲ施スヘシ

### 第六十六條 有蓋車又ハ無蓋車ノ使用

- (一) 荷送人ハ本規程又ハ關稅、收稅若ハ警察其ノ他ノ行政廳ノ規則ニ違反セス又ハ已ムコトヲ得サル運轉上ノ事由ニ因ラサル限りハ運送狀ニ於テ左ノ請求ヲ爲スコトヲ得
- (イ) 賃率規則カ無蓋貨車積ト定ムル貨物ヲ有蓋貨車ニテ運送スルコト
- (ロ) 賃率規則カ有蓋貨車積ト定ムル貨物ヲ無蓋貨車ニテ運送スルコト
- (二) 無蓋貨車トシテ認メラルル車輛ハ固定セル屋根ヲ有セサル構造ノモノナルコトヲ要ス
- (三) 有蓋貨車ニ依ル運送ニ關シテハ賃率規則ハ高率ノ運賃ヲ定ムルコトヲ得
- (四) 無蓋貨車用覆布ヲ賃貸スルヤ否ヤ及其ノ條件ニ付テハ賃率規則ヲ以テ之ヲ定ム

### 第六十七條 運送ノ種類及順序

- (一) 貨物ハ其ノ託送ノ種類(第五十五條第一項)ニ從ヒ普通便、急行便又ハ特別急行便貨物トシテ運送ス



- (一) 荷送人カ關稅又ハ收稅手續ヲ履行スヘキ驛又ハ關稅又ハ收稅手續執行地(第五十六條第二項(イ若)ハ急行便又ハ特別急行便貨物ニ在リテハ運送徑路(第五十六條第二項(ハ))ヲ運送狀ニ指圖スルトキハ鐵道ハ此ノ指圖ニ從フコトヲ要ス(但シ第六十五條第三項參照)鐵道ハ此場合ニハ其ノ指圖セラレタル徑路ニ對スル運賃及引渡期間ヲ計算スルコトヲ得
- (二) 貨物ハ已ムコトヲ得サル運轉上ノ事由又ハ公益上ノ事由ニ因リ例外ノ取扱ヲ爲ス場合ノ外運送ノ爲メ引受ケタル順序ニ依リテ運送スヘシ、此ノ規定ニ違反スルトキハ之ニ因リテ生シタル損害ニ付鐵道ハ賠償ヲ爲スヘシ

第六十八條 運賃ノ計算

- (一) 鐵道ハ運賃計算ニ際シ受託ノ日ニ於テ有效ナル貨率規則ニ依リ生スヘキ最低額ノ運賃ヲ徵收スヘシ、鐵道ハ運賃、附帶料金及増運賃ニ關シ貨率規則ニ定ムル金額ヲ運送狀ニ記載スヘシ
- (二) 鐵道ハ本規程又ハ貨率規則ノ規定ニ依リ貨物ヲ倉庫ニ保管スルトキハ貨率規則所定ノ保管料ヲ徵收スルコトヲ得
- (三) 前項金額ノ外鐵道ハ自己ノ立替ヘタル現金、例ヘハ關稅及租稅、貨物保存ノ爲メニ必要ナル勞務ニ要シタル費用、統計費及郵稅ノ如キ立替金ニ限りテ計算スルコトヲ得、此等ノ金額ハ運送狀ニ明記シ成ルヘク其ノ證憑書類ヲ添付スヘシ
- (四) 鐵道ハ現金立替金ニ對シ右カ持込荷馬車賃、運賃、郵稅ニ關スルモノヲ除キ貨率規則所定ノ料金ヲ徵收スルコトヲ得

收スルコトヲ得

第六十九條 運賃ノ支拂

- (一) 荷送人ハ貨物託送ノ際運賃ヲ支拂ヒ又ハ荷受人拂ト爲スヘキヤニ付其ノ選擇權ヲ有ス
- (二) 發驛ノ認定ニ依リ腐敗シ易キ虞アリ又ハ其ノ價格若ハ性質カ運賃ノ十分ナル擔保ト爲スニ足ラサル貨物ニ對シテハ運賃ノ前拂ヲ請求スルコトヲ得、又普通運賃ニ對シ低減シタル貨率ニ依リ運送スヘキ貨物ニ關シ鐵道ハ貨物託送ノ際運賃ヲ支拂フヘキヤ又ハ荷受人拂ト爲シ得ヘキヤニ付貨率規則ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得
- (三) 荷送人ハ貨物ノ性質上必要ナル費用又ハ運賃ヲ或ル任意ノ驛迄又ハ一一定金額ヲ前拂運賃トシテ引受ケルコトヲ得
- (四) 荷送人カ運賃ヲ支拂フトキハ其ノ旨ヲ運送狀ノ相當欄ニ言明スヘシ(運賃支拂濟記入)、運賃支拂濟記入ニ制限ヲ加ヘサルトキハ荷送人ハ發驛ニ於テ貨物引受前ニ生シタル總ヘテノ運賃及諸費用ヲ貨率規則ノ原則ニ從ヒ支拂フヘキ義務ヲ負フ、運賃支拂濟記入ハ運送ノ爲メニスル貨物ノ引受後ニ生シタル料金及立替金ニハ關係ナシ、此等ノ支拂ヲモ荷送人ニ於テ引受ケントスルトキハ運送狀ニ特ニ其ノ旨ヲ言明スヘシ
- (五) 運賃總額及其ノ他ノ費用ノ支拂ヲ荷送人カ運送狀ニ依ル規則ノミニ依ラスシテ之ヲ引受ケタルトキ右ハ荷受人拂ノモノト看做ス
- (六) 發驛ハ運送狀ノ外其ノ副狀ニモ荷送人カ引受ケタル金額ヲ詳記スヘシ
- (七) 運賃支拂濟記入ニ依リテ荷送人ニ支拂フヘキ金額ヲ貨物託送ノ際精算スルコト能ハサルトキハ發驛ハ



其ノ概算額ニ相當スル擔保ヲ請求スルコトヲ得、荷送人ニ於テ引受ケタル關稅費用等ニ付テモ亦同シ

第七十條 運賃ノ追納及返還

(一) 運賃、増運賃、附帶料金及其他ノ費用ニシテ不正當又ハ未徵收ノ場合ニハ運賃差額ヲ追納又ハ返還スヘシ、鐵道ハ過誤ヲ確認シタル後ハ遲滯ナク追納義務者ニ追納ヲ請求シ又拂戻請求者ニハ過徵額ヲ返還スヘシ

(二) 荷送人カ運送狀ノ記載又ハ言明カ過誤ナルコトヲ證明シタルトキハ過拂運賃ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得

(三) 荷送人ハ運送狀ノ引取以前ニ於テハ不足額ヲ追納スヘシ、荷受人カ運送狀ヲ引取リタルトキハ荷送人ハ前拂ニ付運賃支拂濟記入又ハ本規程ノ特別規定若ハ賃率規則ニ依リ其ノ義務アルトキニ限り追納スヘシ其ノ他ノ場合ニ於テハ荷受人ニ於テ追納ノ義務ヲ負フモノトス

(四) 鐵道ニ對シ過拂ヲナシタルモノハ運賃、増運賃、附帶料金又ハ其他ノ費用並ニ引取ニ際シ過徵額ニ對スル返還ノ要求ヲナスコトヲ得

(五) 前項ノ要求ヲナストキハ運送狀ヲ提示スヘシ、荷送人カ過徵額ヲ支拂ヒタルトキハ荷送人ハ運送狀副狀ノ作成アリタル場合ハ右ニ基キ運賃差額ノ返還ヲ提議スルコトヲ得、鐵道ハ返還請求ノ完了ニ際シ運送狀原本ヲ提出シテ右ニ其ノ完了ノ旨ヲ記載スルコトヲ要求スルコトヲ得

(六) 運賃差額ハ第二項ニ依リ返還スヘキ例外ノ場合ヲ除キ返還請求ノアリタル日ヨリ要求ニヨリ百分ノ五ノ利息ヲ附スヘシ但シ運送狀ニ對シ一〇「ライヒスマルク」以下ノ金額ニ對シテハ利息ヲ附セス

(七) 賃率規則ニ例外ヲ認メサル限り運賃、増運賃、附帶料金又ハ其他ノ費用ノ拂戻ニ關スル委託ハ金額ヲ徵收シタル鐵道ニ對シテノミ之ヲ爲スコトヲ得、運賃カ一部タリトモ着驛ニ於テ支拂ハレタルトキハ拂戻ノ請求ハ着驛ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得、鐵道ニ對スル法定上ノ要求ニ關シテハ第九十六條第三項ヲ參照スヘシ

第七十一條 後拂代金引換及前渡代金引換

(一) 荷送人ハ貨物ニ其ノ價格ノ限度内ニ於テ後拂代金引換ヲ附スルコトヲ得、賃率規則ハ右ノ代金引換ヲ最低額迄ニ許容スヘキコトヲ規定スルコトヲ得

(二) 印章ヲ押捺シタル運送狀、其ノ副狀又ハ其他ノ規則ニ依リ許容セラルヘキ貨物ノ託送ニ關スル證明書ヲ以テ代金引換付託送ノ證トス、請求アルトキハ無料ニテ別ニ代金引換證ヲ交付スヘシ

(三) 荷送人ハ運送狀ニ鐵道ノ制定セル様式ニ依リ代金引換添附證ヲ添付スヘシ、大量貨物ノ發送ノ場合ハ鐵道ハ申出ニ依リ代金引換添附證ノ添附ヲ免除スルコトヲ得

(四) 荷受人カ代金引換金額ヲ拂込ミ右ノ旨發驛カ着驛ヨリ通知ヲ受ケタルトキハ鐵道ハ直チニ荷送人ニ代金引換金額ヲ支拂フヘシ、鐵道カ代金引換添附證ノ添附ヲ免除シタルニ因リ代金引換金額ヲ支拂フヘキ條件ハ右證書免除ノ申出決定ノ際之ヲ定ム(第三項參照)

(五) 代金引換額ヲ收受セスシテ貨物ヲ荷受人ニ引渡シタルトキハ鐵道ハ荷送人ニ對シ代金引換金額ヲ限度トシテ荷受人ニ對スル鐵道ノ要求ヲ留保シ損害額ヲ支拂フ義務ヲ負フ

(六) 代金引換ニ關スル鐵道ヘノ申出ハ之ヲ發驛ニ爲スヘシ、鐵道ニ對スル法定上ノ要求ニ關シテハ第九十



六條第三項ヲ参照スヘシ

(七) 鐵道ハ發驛ノ見込ニ於テ貨物ノ價格カ充分ニ擔保スルニ足ルモノト認メタルトキハ荷送人ニ對シ前渡

代金引換ヲ附スルコトヲ得、前渡代金引換金額ハ運送狀引取ニ際シ荷受人ヨリ之ヲ徵收ス

(八) 荷送人ハ代金引換又ハ申出ニ依ル前渡代金引換額ヲ運送狀相當欄ニ綴文字ヲ以テ記入スヘシ、此記載ハ數字ニ依ル記載ヲナス例外ノ場合ニモ亦同シ

(九) 代金引換又ハ前渡代金引換ニ依ル運送ニ對シ鐵道ハ賃率規則所定ノ料金ヲ徵收スル事ヲ得

### 第七十二條 荷送人ノ運送契約ノ變更

(一) 荷送人ハ左ノ場合ハ運送契約ヲ變更スル事ヲ得

(イ) 發驛ニ貨物ヲ返還スルトキ

(ロ) 途中驛ニ貨物ヲ留置スルトキ

(ハ) 着驛ニ貨物ヲ留置スルトキ

(ニ) 他ノ荷受人ニ貨物ヲ引渡ストキ

(ホ) 他ノ着驛ニ貨物ヲ引渡ストキ

(ヘ) 發驛ニ貨物ヲ送還セシムヘキトキ

(ト) 代金引換ヲ再付シ、高メ、低減シ又ハ中止スヘキトキ

(チ) 着拂金額ヲ荷受人ニ代リ荷送人自ラ支拂フヘキトキ

(二) 賃率規則ニ例外ヲ認メサル限り他ノ種類ノ指圖ハ許容セス、運送貨物ノ各部分ニ關スル特別ナル指圖

モ亦許容セス

(三) 指圖ハ賃率規則ヲ以テ統一的ニ定メラレタル書式ニ依リ發驛ニ之ヲ爲スヘシ、署名ハ印章又ハ印刷ヲ以テ之ニ代ウルコトヲ得

(四) 發驛ハ遲滞ナク指圖ヲ送致スヘシ、荷送人ノ申出ニ依リテハ賃率規則ニ定ムル條件ニ從ヒ電信又ハ電話ニテ之ニ爲スコトヲ得

(五) 鐵道ハ左ノ場合ニ限り運送契約變更ノ實行ヲ拒絕シ、延期シ又ハ他ノ異レル方法ニ依ルコトヲ得

(イ) 指圖カソノ實行ヲナスヘキ地ノ時間内ニ於テ實行スル餘裕ナキトキ

(ロ) 規定ニ依ル運送事務遂行ノ爲メ支障アルトキ

(ハ) ソノ實行カ法定上又ハ其ノ他ノ規定特ニ關稅、收稅、警察又ハ其ノ他ノ行政廳ノ規則ニ違反スルトキ

(ニ) 貨物ノ價格カ之ニ依リテ生シタル増額費用ヲ支辨スルニ足ラサルモノト認メラレ且右増額カ直チニ支拂ハレス又ハ擔保タリ難キトキ

之等ノ場合ニ於テハ荷送人ハ遲滞ナクソノ狀態ヲ通知スヘシ

(六) 着驛ニ運送貨物ヲ留置スヘキ荷送人ノ直接ノ申出ハ假ニ從フ事ヲ要ス但シ荷送人ハ相當ノ期間ニ於テ制規ノ指圖ヲ爲スヘシ、之ニ違反スル場合ニハ其ノ貨物ハ第七十五條ノ規定ニ依リテ之ヲ處分ス

(七) 運送狀副狀ヲ作成シタル場合ニハ荷送人ハ運送狀副狀ヲ提出シ且指圖ヲ之ニ記入スルトキニ限り指圖權ヲ有ス、運送狀副狀ノ提出ヲ請求セスシテ荷送人ノ指圖ニ從ヒタルトキハ鐵道ハ之ニ依リテ生シタル損



害ニ付荷送人ヨリ運送狀副狀ノ交附ヲ受ケタル荷受人ニ對シ其ノ賠償ノ責ニ任スルモノトス

(八) 鐵道ハ荷送人ノ資格ニ付相當證明ヲ要求スルコトヲ得

(九) 荷受人カ貨物ノ引取ヲ拒ム場合ニハ荷送人ハ運送狀副狀ヲ呈示スルコト能ハサルトキト雖完全ナル指圖權ヲ有ス(第八十條第一項參照)

(十) 荷送人カ代金引換ノ増額低減又ハ中止ヲ要求スルトキハ荷送人ハ若シ特別ナル代金引換證ノ作成ヲ受ケタルトキハ右ヲ呈示スヘシ、代金引換カ増額セラレ又ハ低減セラレタルトキハ代金引換證ハ荷送人ニ訂正ノ爲メ返戻スヘシ、代金引換ノ中止ノ場合ニハ引換證ヲ沒收ス

(十一) 荷送人カ運送貨物ヲ途中驛ニ留置又ハ着驛ニ留置ノ指圖ヲ爲シタルトキハ六時間以上ノ經過ニ對シ鐵道ハ賃率規則所定ノ留置料又ハ保管料ヲ徵收スルコトヲ得、其ノ遲滯カ二十四時間以上ニ互ルトキハ鐵道ハ荷送人ノ危險及費用ニ於テ貨物ヲ取卸シ之ヲ倉庫ニ保管スルコトヲ得

右ノ處分ヲ爲シタルトキハ荷受人ニ通知スヘシ、本項ニ付テハ第八十條第四項及第五項ヲ準用ス

(十二) 鐵道ハ運送契約ノ變更カ自己ノ過失ニ因ラサルトキハ其ノ實行ニ對シ之ニ因リテ生シタル附帶料金及其ノ他ノ費用ノ外賃率規則所定ノ料金を請求スルコトヲ得、着驛ノ變更又ハ送還ノ場合ノ運賃計算ハ賃率規則ヲ以テ之ヲ定ム

(十三) 荷送人ノ指圖權ハ着驛ニ貨物ノ到着後運送狀カ荷受人ニ引渡サレタルトキ又ハ荷受人カ第七十五條第二項ニ依リ鐵道ニ對シ自己ノ權利ヲ主張シタルトキヲ以テ消滅ス、此時期ヨリ鐵道ハ荷受人ノ指圖ニ從フヘシ、此義務ニ違反シタルトキハ鐵道ハ荷受人ニ對シソノ責ニ任スルモノトス

### 第七十三條 運送ノ障礙

(一) 迂回徑路ヲ有スル運送貨物ノ運送ニ障礙ヲ生シタルトキハ鐵道ハ増運賃ヲ追徵スルコトナクシテ右ノ徑路ニ依リ之ヲ着驛ニ送致スヘシ、此場合引渡期間ハ右ノ徑路ニ依リ計算ス但シ鐵道相互間ノ求償ヲ妨ケサルモノトス

(二) 他ニ經由スヘキ線路ナキ場合ニハ鐵道ハ荷送人ノ指圖ヲ求ムヘシ、荷送人ハ此場合ニ於テハ契約ヲ解除スルコトヲ得ルモ鐵道ニ過失ナキトキハ既ニ運送ヲ爲シタル區間ニ對スル運賃ノ外運送ノ準備及其ノ他ノ費用ニ對シ賃率規則所定ノ料金を鐵道ニ支拂フコトヲ要ス

(三) 荷送人ハ發驛ヲ介シテ指圖ヲ爲スコトヲ得、本項ニ付テハ第七十二條第五項ヲ準用ス

(四) 荷送人カ適當ノ期間内ニ實行スヘキ指圖ヲナササルトキハ第八十條ニ依ル手續ヲ爲スヘシ、荷送人ノ怠慢ニ依ル期間ニ付テハ賃率規則ニ依ル保管料及貨車留置料ヲ徵收ス

(五) 荷送人ノ指圖ノ實行前ニ運送上ノ障礙カ除去セラレタルトキハ指圖ヲ俟タス着驛ニ送致ス、右ニ關シテハ遲滯ナク荷送人ニ其旨通知スヘシ

### 第七十四條 引渡期間

(一) 引渡期間ハ賃率規則カ特ニ短期間ヲ定メサル限り左ノ通り之ヲ定ム

(イ) 普通便貨物

一 發送期間.....二日

二 輸送期間



賃率適用距離 百基米迄

以上賃率適用距離 二百基米又ハ其未滿毎ニ

(ロ) 急行便貨物

一 發送期間

二 輸送期間 賃率適用距離 三百基米又ハ其未滿毎ニ

(ハ) 特別急行便貨物

一 發送期間

二 輸送期間 賃率適用距離 三百基米又ハ其未滿毎ニ

特別急行便貨物ニ對スル引渡期間ハ其ノ運送ニ使用スル列車ニ關シ出來得ル限リ迅速ニ運送シタルトキハ引渡期間ハ遵守シタルモノトス

(ニ) 附録Cニ依ル條件附ニテ運送ヲ許容スル小口扱貨物ノ運送並ニ此等ノ貨物ヲ容レタル空容器或ハ長幅又ハ高カ普通ノ有蓋貨車ニ積載シ難キ小口扱貨物ノ運送ニアリテハ

(イ)乃至(ハ)ノ期間ノ二倍

(二) 發送期間ハ關係鐵道ノ數ニ拘ハラス一回ノミ之ヲ計算ス、輸送期間ハ發着驛間ノ全距離ニ依リテ之ヲ算定ス

(三) 鐵道ハ左ノ場合ニハ交通大臣ノ認可ヲ受ケ追加期間ヲ制定スルコトヲ得

(イ) 軌幅ノ異ナレル線路ヲ經由シ又ハ水路ヲ經由シテ運送スルトキ

(ロ) 荷扱所相互發着ノ運送ヲ爲ストキ

(ハ) 運輸ノ異狀ナル膨脹及作業ノ異常ナル困難等ノ非常ノ事情アル場合鐵道カ交通大臣ノ爾後ノ認可ヲ留保シテ追加期間ヲ定メタルトキ

(四) 第三項(イ)及(ロ)ノ追加期間ハ賃率規則ヲ以テ之ヲ定ム、第三項(ハ)ニ認ムル追加期間ハ特ニ之ヲ公示スルコトヲ要シ公示前ニ於テ之ヲ實施スルコトヲ得ス、公示ニ際シテハ認可ノ可否ヲ考慮スルコトヲ要ス

交通大臣ニ依ル爾後ノ認可カ却下セラレ又ハ追加期間公示後一週間以内ニ認可セラレサルトキハ右ノ制定ハ無効トス

(五) 引渡期間ハ午前中ニ引受ケタル貨物ハ正午十二時ニ、午後ニ引受ケタル貨物ハ夜半ヨリ之ヲ起算ス

(六) 引渡期間滿了前ニ貨物カ荷受人ニ引渡サレ又ハ荷受人ニ原因スル理由ニ依リ引渡サレサルトキハ引渡期間ヲ遵守シタルモノトス、着鐵道ノ規則ニ依リ又ハ荷受人ノ指圖ニ依リ引渡サレサル貨物ニ對シテハ引渡期間滿了前ニ荷受人ニ到着ノ通知ヲナシ且貨物ヲ引渡ス準備ヲ完了シタルトキハ引渡期間ヲ遵守シタルモノトス(第七十八條第三項)、鐵道カ配達ヲ爲サス且到着ノ通知ヲ要セサル貨物ニ對シテハ引渡期間滿了前ニ其ノ貨物ヲ着驛ニ於テ荷受人ニ引渡ス準備ノ完了シタルトキハ引渡期間ヲ遵守シタルモノトス

(七) 引渡期間ハ左記繼續中其ノ進行ヲ停止ス

(イ) 關稅、收稅、警察又ハ其ノ他ノ行政廳ノ要求スル手續完了ノ爲メニ生シタル滯留期間

(ロ) 荷受人ノ要求セル運送契約ノ變更ニ因リテ生シタル運送ノ遷延



- (ハ) 運送ノ着手又ハ繼續ヲ一時支障スル運輸ノ中斷ニシテ鐵道ノ過失ニ因ラサルモノ
- (ニ) 運送ノ着手又ハ繼續ヲ一時支障スル所轄官廳ノ規定スル拘束處分
- (ホ) 過積貨物ノ積卸ニ要スル時間
- (ヘ) 鐵道ノ過失ニ因ラスシテ生シタル貨物又ハ荷造ノ修理又ハ荷送人ノ積込ミタル運送貨物ヲ積換又ハ積直シテ爲ス爲メニ生シタル滯留期間
- (八) 貨物引受ノ翌日カ日曜日又ハ祭日ニ該ルトキハ午後ニ引受ケタル運送貨物ニ付テハ引渡期間ハ一日遅レテ其ノ進行ヲ始ム
- (九) 引渡期間ノ末日カ日曜日又ハ祭日ニ該ルトキハ運送貨物ニ付テハ引渡期間ハ翌週(業務日)ノ該當時ヲ以テ滿了ス

第七十五條 運送狀ノ引取、引渡

- (一) 鐵道ハ引渡ノ地ニ於テ運送契約ニ基キ支拂フヘキ金額及受領證ト引換ニ運送狀及貨物ヲ荷受人ニ引渡スヘシ、貨物ハ關稅又ハ收稅官廳ヘノ引渡カ若シ鐵道ノ構内ニアラサル場合ニ於テソノ取扱所又ハ倉庫ニ於テ稅關又ハ稅務署ニ對シ爲シタル引渡並本規程ニ從ヒ運送取扱人又ハ倉庫業者ニ對シテ爲シタル寄託ハ荷受人ニ對スル引渡ト同一ノ效力アルモノトス
- (二) 荷受人ハ引渡地ニ貨物ノ到着後ハ運送契約ニ因リテ生シタル義務ヲ履行スルト共ニ自己ノ爲ニスルト又他人ノ爲ニスルトト問ハス自己ノ名ニ於テ其ノ契約ニ因リテ生シタル權利ヲ鐵道ニ對シ行使スルコトヲ得、特ニ荷受人ハ鐵道ニ對シ運送狀及貨物ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得、此ノ權利ハ荷受人カ鐵道ニ對シ第

七十二條ノ規定ニ依リ爲シ得ヘキ反對ノ指圖ヲ爲シタルトキハ消滅ス

- (三) 運送狀及貨物ヲ受取リタルトキ荷受人ハ鐵道ニ對シ運送狀ノ記載ニ從ヒ支拂ヲ爲スヘキ義務ヲ負フ(但シ第七十條第三項參照)

- (四) 着鐵道ハ引渡ノ際運賃、増運賃、附帶料金、引換代金、前渡引換代金、關稅及其ノ他ノ金額等運送契約ニ因リテ生シタル總ヘテノ債權ヲ取立ツヘシ、着鐵道ハ此外必要ナル場合ニハ貨物ニ對スル質權ヲ行使スヘシ

- (五) 引渡地トシテハ第一項及第二項ノ意義ニ於テ第六項及第七十七條第一項ノ確定ヲ留保シ荷送人ヨリ指定セラレタル着驛ハ運送狀ニ他ノ着驛ヲ記載セルトキハ之ヲ引渡地ト看做ス

- (六) 運送狀ニ運送ノ繼續セララルヘキ着驛以外ノ到着地(第五十六條第二項(ヘ))ヲ記載シタルトキ又ハ第五十六條第一項(ロ)ノ規定スル着驛ニ違反スル貨物取扱所又ハ取扱所ノ存在セサル到着地ヲ記載セルトキハ鐵道ハ最終驛ヨリ到着地迄ノ繼續ヲ爲スタメ運送取扱人トシテノ義務ヲ有スルモノトス但シ鐵道カ其ノ係員又ハ特ニ指命シタル當業者ヲシテ到着地迄繼續ヲ爲サシメタルトキハ鐵道ハ本規程ノ規定ニ依リ運送業者トシテノ責任ヲ負フ

- (七) 本規程ニ別段ノ定メナク又荷送人ト鐵道トノ間ニ締結セル特別ナル協定ヲ運送狀ニ記載セサル限り鐵道又ハ荷受人ノ何レカ貨物ノ取卸ヲナスヘキヤハ賃率規則ヲ以テ之ヲ定ム

- (八) 鐵道ハ自己ノ取卸スヘキ小口扱貨物ヲ荷受人ヲシテソノ費用ニテ配達シ(第七十七條)又ハ荷受人ニ到着ノ旨ヲ通知スルコトヲ得、小口扱貨物ヲ荷受人ニ配達スヘキ驛ハ其ノ旨ヲ揭示ニ依リ公示スヘシ、其



ノ他ノ貨物ノ到着ニ付テハ荷受人ニ通知スヘシ(但シ第七十八條第五項參照)

(九) 鐵道ハ着驛ニ於テ鐵道車輛ニ依リ貨物ヲ賃率規則ニ依ル支拂ヲナシテ直接ニ他ノ運送機關ニ積換ヘ又ハ揭示ニ依リ公示セル料金ニ依リ其ノ係員又ハ特ニ指命シタル當業者ヲシテ積換フルコトヲ賃率規則ニ制定スルコトヲ得、此二ツノ場合ニ於テ鐵道ハ運送取扱人ノ義務ヲ負フ

(十) 鐵道ハ貨物ヲ引取ニ指定シタル場所ニ處理スヘシ

(十一) 貨物ハ引取リタル運送狀ヲ呈示シタルトキノミ之ヲ引渡スヘシ、鐵道ハ受領證以外ニ完全又ハ適當ナル引渡ニ關スル説明ヲ要求スルコトヲ得ス

(十二) 運送狀ニ記載セル多數ノ貨物ノ内引渡ノ際一部不足スルトキハ荷受人ハ受領證ニ不足セル旨ヲ記載スルコトヲ得

(十三) 荷受人ハソノ主張スル貨物ノ減量又ハ毀損ノ確認ニ對スル委託ノ完了(第八十一條參照)迄運送狀ノ引取後貨物ノ引受ヲ拒絶スルコトヲ得、貨物引受ノ際ノ留保ハ右カ鐵道ノ同意ヲ得タル場合ノミ其ノ效力ヲ有スルモノトス

(十四) 貸取扱貨物ニ在リテハ鐵道ハ必要ト認ムルトキハ貨車カ取卸ノ後處分權利者ニ依リ清掃セラレタル上返戻ヲ要求スルコトヲ得、右ノ手續ヲ怠リタルトキハ鐵道ハ清掃ニ對シ賃率規則所定ノ料金ヲ徴収スルコトヲ得

### 第七十六條 着驛ニ於ケル貨物ノ再検査

(一) 荷受人ハ運送狀ニ依リ着驛ニ於ケル再計算又ハ再検査ヲ委託(第五十六條第二項(ホ))シ又ハ荷受人

カ引渡ノ際驛ニ於テソノ面前ニテ再計算又ハ再検査ヲナスコトヲ要求シタルトキハ鐵道ハ備付ノ秤量器ニテ充分ニシテ且貨物ノ性質並運輸關係上差支ナキ限リソノ請求ニ應スヘシ

(二) 荷受人ハソノ委託セル再検査カ拒絶セラレタルトキハ附近地ニ於ケル適當ノ秤量器ニ依リ鐵道ノ代理人ノ面前ニテ再検査ヲナスコトヲ要求スルコトヲ得、荷受人ハ之ニ因リ生シタル費用及鐵道代理人ニ對スル手當ヲ支拂フヘシ

(三) 貸取扱貨物及荷受人ノ積込ミタル其ノ他ノ貨物ノ再検査ニ關シテハ第五十八條第六項ノ規定ヲ適用ス

(四) 再計算又ハ再検査ニ對シテハ未タ承認セラレサル鐵道ノ責ニ歸スヘキ差額(個數及重量ノ減少)ヲ確認シタルトキヲ除キ賃率規則所定ノ料金ヲ支拂フヘシ

(五) 荷受人ガ着驛ニ於テ運送狀ノ引取後鐵道カ運送狀ニ於テ内容及荷造ニ關シ再検査ヲナスヘキコトヲ記載シテ運送ヲ承認シタル旨ヲ要求シタルトキハ運輸上ノ事由及貨物ノ性質カ別段ノ困難ヲ來ササル限り荷受人ノ求メニ應スヘシ、再検査ニ關シテハ賃率規則所定ノ料金ヲ支拂フヘシ、荷受人ノ要求アルトキハ再検査ハソノ面前ニ於テ之ヲ爲スヘシ

### 第七十七條 配 達

(一) 鐵道ハ揭示ニ依リ公示スヘキ料金ヲ以テ驛所在地域内又ハ附近地方ノ居宅又ハ營業所迄小口扱貨物ヲ自ラ配達シ又ハ運搬業者ヲシテ之ヲ配達セシムルコトヲ得(第七十五條第八項)、此ノ二ツノ場合ニ於テ鐵道ハ本規程ノ規定ニ依リ運搬人トシテノ責ヲ負フ

(二) 貨物ヲ荷受人ニ配達スヘキ期間ハ賃率規則又ハ揭示ニ依リテ公示スヘシ



- (三) 鐵道ニ於テ配達ヲ爲ス驛ニ在リテモ荷受人ハ自ラ其ノ貨物ヲ引取り又ハ鐵道ノ指命シタル運搬業者以外ノ者ヲシテ引取ラシムルコトヲ得、荷受人ニ於テ此ノ權利ヲ行使セムトスルトキハ貨物ノ到着前貨物取扱所ニ對シ書面ヲ以テ其ノ旨申出ツヘシ、然レトモ鐵道ハ一般交通ヲ考慮シ此ノ權利ヲ一時的又ハ繼續シテ制限シ若ハ廢止スルコトヲ得、此ノ種ノ處分ハ交通大臣ノ認可ヲ受クルヲ要シ且揭示ヲ以テ之ヲ公示スヘシ、公示ニハ交通大臣ノ認可アリタルコトヲ表示スヘシ
- (四) 貨物ヲ驛構外ノ税關又ハ稅務署ノ場屋内ニ持込ムコトヲ要スルトキハ鐵道ハ荷受人カ自ラ引取ルコトヲ留保シタル場合ト雖費用ノ償還ヲ受ケテ自ラ持込ミヲ爲シ又ハ自己ノ責任ニ於テ處分權利者ノ費用ヲ以テ運送取扱人ヲシテ持込ヲ爲サシムルコトヲ得

**第七十八條 荷受人ニ對スル貨物到着ノ通知**

- (一) 貨物ノ到着ニ關スル通知(第七十五條第八項)ハ鐵道ノ選擇ニ依リ郵便、電話又ハ特使ニ依ル書面ヲ以テ引取期間ヲ示シテ之ヲ爲スモノトス、書面ニ依ル荷受人ノ請求アルトキハ貨物取扱所ハ特殊ノ通知方法ヲ協定スルコトヲ得
- (二) 到着ノ通知ハ普通便貨物ニ在リテハ到着後遅クトモ引渡準備完了ノ後直ニ之ヲ爲シ又急行便及特別急行便貨物ニ在リテハ到着後二時間以内ニ之ヲ爲スヘシ、業務日ノ午後六時以後又ハ日曜日若ハ祭日ニ到着シタル普通便貨物ニ在リテハ通知ハ翌日ノ業務日ニ之ヲ爲ス、急行便及特別急行便貨物ニ在リテハ業務日ノ午後六時以後又ハ日曜日若ハ祭日ノ正午以後ニ到着シタルトキハ通知ハ翌日ノ貨物取扱所ノ執務時間開始後二時間以内ニ之ヲ爲スヘシ

- (三) 左ノ場合ニハ到着ノ通知ヲ爲シタルモノト看做ス
  - (イ) 通知ノ發送後郵便ニ在リテハ四時間ヲ經過シ又電話ニ在リテハ一時間ヲ經過シタルトキ、特別ノ場合ニハ貨率規則ハ長期間ヲ定ムルコトヲ得
  - (ロ) 電話ヲ使用シタル場合ハ通話ノトキ
  - (ハ) 他ノ送達方法ニ在リテハ之ヲ手渡シタルトキ
  - (四) 通知ハ無料ニテ之ヲ作成ス、鐵道ハ其ノ送達ニ付實費ノ償還ヲ請求スルコトヲ得
  - (五) 荷受人カ書面ヲ以テ通知ヲ要セサル旨ヲ申出タル場合又ハ驛留貨物ニ在リテハ荷送人カ運送狀ヲ以テ貨物到着ノ通知ヲ特ニ指圖セサル場合又ハ事情ニ依リ不可能ナル場合ニ通知ハ之ヲ爲ササルモノトス
  - (六) 荷送人ノ積込ミタル貨車カ途中ニ於テ積換ヘタルトキハ到着ノ通知ヲ爲ス際荷受人ニ併セテ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

**第七十九條 配達セサル貨物ノ引取**

- (一) 鐵道カ取卸ヲ爲スヘキ貨物ハ貨率規則所定ノ期間内ニ於テ貨物取扱所ノ執務時間内ニ之ヲ引取ルヘシ、此ノ期間ハ貨物到着ノ通知ヲ爲シタルトキヨリ起算(第七十八條第三項)シ少ナクトモ二十四時間以上ナルコトヲ要ス
- (二) 荷受人カ取卸ヲ爲スヘキ貨物ノ取卸期間ハ貨率規則ヲ以テ之ヲ定ム、例外ノ場合ハ揭示ニ依リ之ヲ公示スヘシ、此ノ期間ハ貨物到着ノ通知ヲ爲シタル時ヨリ之ヲ起算ス、取卸ヲナスヘキ貨車カ相當ノ時期ニ於テ取卸ノ準備ヲ了ラサルトキハ取卸期間ハ其ノ準備ヲ了リタルトキヨリ之ヲ起算ス、鐵道ハ執務時間内



ニ於ケル取卸及引取ヲ請求スルコトヲ得

(三) 驛留貨物ニ在リテハ荷送人カ運送狀ヲ以テ貨物到着ノ通知ヲ特ニ指圖セサル場合、荷送人カ書面ヲ以テ通知不要ノ旨ヲ申出テタル場合又ハ通知カ事情ニ依テ不可能ナル場合ニハ引取期間ハ引渡準備完了ノ時ヨリ之ヲ起算ス

(四) 鐵道ハ日曜日及祭日ニハ貨物ノ引渡ヲ爲スコトヲ要セス、必要ト認ムルトキハ揭示ヲ以テ公示スヘシ

(五) 引取期間ハ日曜日及祭日並關稅、收稅、警察又ハ其ノ他ノ行政廳ノ手續ノ執行中右カ荷送人又ハ荷送人ノ怠慢ニ依ラサル限リ其ノ進行ヲ停止ス

(六) 所定ノ期間内ニ貨物ノ引取ヲ爲ササルトキハ貨率規則所定ノ保管料、又ハ貨車留置料ヲ支拂フヘキ義務ヲ生ス、又鐵道ハ荷送人カ相當ノ期間内ニ取卸ササル貨物ヲ荷送人ノ危險及費用ニ於テ取卸スコトヲ得

(第八十條第六項參照)、日曜日及祭日ニ對シテハ貨車留置料ハ取卸期間カ前日午後二時以前ニ終了シタル場合ニ限り之ヲ徵收ス、日曜日及祭日カ連續スル場合ニハ一日分ニ對シテノミ留置料ヲ支拂フヘシ

(七) 通知ヲ受ケタル荷受人カ貨物ノ引取申出後一時間内ニ貨物引渡ノ準備ヲ了ラサルトキハ鐵道ハ徒爲ニ歸シタル引取準備ノ費用ヲ賠償ス、荷受人ノ請求アルトキハ其ノ申出力徒爲ニ歸シタルコトヲ運送狀ニ證明スヘシ

(八) 貨物輻輳ノ爲メ運送ノ秩序ヲ亂ス虞アルトキハ鐵道ハ必要ニ應シ取卸期間及無賃保管期間ヲ短縮シ並貨車留置料及保管料ヲ引上クルコトヲ得、又貨車留置料ノ計算ニ關スル割引規定ハ停止スル事ヲ得、右ノ處分ハ揭示ヲ以テ之ヲ公示シ且新聞紙ニ其ノ旨發表スヘシ

### 第八十條 引渡ノ障礙、引渡ノ遅延

(一) 荷受人カ不明ナルトキ、荷受人カ引取ヲ拒ムトキ又ハ荷受人カ鐵道ニ於テ貨率規則ヲ以テ定メタル期間内ニ運送狀ヲ引取ラサルトキ(第六項參照)又ハ運送狀引取前ニ於テ其ノ他ノ引渡ノ支障ヲ生シタルトキハ着驛ハ遲滞ナク發驛ヲ介シ障礙ノ原因ヲ荷送人ニ通知シ且其ノ指圖ヲ求ムヘシ、荷送人ハ發驛ヲ介シテ指圖ヲナスコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ荷送人ハ運送狀副狀ヲ作成セルトキハ之ヲ呈示シ且右ニ其ノ指圖ヲ爲スコトヲ得(第七十二條第七項)荷受人カ貨物ノ引取ヲ拒絶スルトキハ荷送人ハ運送狀副狀ヲ呈示セスシテ指圖ヲ爲スコトヲ得

(二) 荷送人ハ自己ノ費用ニ於テ直接電信又ハ郵便ニ依リ通知スヘキコトヲ運送狀ニ證明スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ荷送人ハ貨率規則所定ノ條件ニ從ヒ直接着驛ニ指圖ヲ爲ス權利ヲ有ス、又荷送人ハ貨率規則所定ノ條件ニ從ヒ引渡ノ支障ヲ生シタル場合ニハ豫メ其ノ通知ヲ爲スコトナク貨物ヲ送還スヘキコトヲ運送狀ヲ以テ指圖スルコトヲ得、此ノ場合ニハ第七十二條第五項ヲ準用ス、右ノ指圖ナキトキハ貨物ハ荷送人ノ明示ノ同意ヲ得タルトキノミ之ヲ送還スルコトヲ得

(三) 荷送人ニ對シ通知ヲ爲スコト能ハサルトキ、荷送人カ指圖ヲ怠リタルトキ又ハ其ノ指圖カ實行シ難キトキハ鐵道ハ荷送人ノ危險及費用ニ於テ貨物ヲ倉庫ニ保管スルコトヲ得、鐵道ハ右ノ貨物ヲ未タ支拂ハレサル費用ヲ徵收シタル上荷送人ノ危險及費用ニ於テ運送取扱人又ハ倉庫業者ニ寄託スルコトヲ得

(四) 其ノ他鐵道ハ

(イ) 引渡スコト能ハサル貨物ニ在リテハ其ノ貨物カ速カニ腐敗シ易キトキ又ハ土地ノ狀況ニ依リ運送取



扱人ニ引渡シ又ハ倉庫業者ニ寄託スルコト能ハサルトキハ即時ニ

(ロ) 引渡スコト能ハス且荷送人カ引取ラサル貨物ニ在リテハ無料保管期間終了後一ヶ月ヲ經過シタルトキ又長時間ノ保管ニ依リ其ノ價格ニ著シキ減少ヲ來ス虞アリ又ハ保管費用カ貨物ノ價格ニ比シ多キニ失スルトキハ其以前ニ於テ別段ノ形式ヲ用フルコトナクシテ成ルヘク有利ニ之ヲ賣却スルコトヲ得、鐵道ハ賣却ノ實行前ニ於テ事情ノ許ス限リ荷送人ニ對シ賣却スヘキ旨ノ通知ヲ爲スヘシ、賣却ノ手續ヲ爲ス場合ニハ鐵道ハ立替現金ノ外貨率規則所定ノ料金を徴收スルコトヲ得

(五) 貨物ノ寄託又ハ賣却ヲ爲シタルトキハ鐵道ハ事情ノ許ス限リ荷送人ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ、此ノ通知ヲ怠リタルトキハ鐵道ハ損害賠償ノ義務ヲ負フ、賣上金ノ中ヨリ未收入ノ費用及賣却ニ伴フ立替金ヲ控除シ其ノ殘額ハ之ヲ荷送人ニ交附スヘシ、賣上金カ右金額ヲ支辨スルニ足ラザルトキハ荷送人ハ不足額ニ對シ追納ヲナス義務ヲ有ス

(六) 荷受人カ運送狀ノ引取ヲナス際荷受人カ貨率規則所定ノ期間内ニ貨物ヲ引取ラス又ハ其ノ他ノ引渡障礙ヲ生シタルトキハ鐵道ハ荷受人ノ費用ニ於テ右貨物ヲ倉庫ニ保管スヘシ、此ノ場合ニハ其ノ旨ヲ荷受人ニ通知スヘシ、本貨物ノ保管、運送取扱人又ハ公設倉庫ニ寄託並賣却ニ付テハ常ニ荷送人ノ代理トシテハ荷受人之ヲ爲シ得ル原則ノ下ニ第三項乃至第五項ノ規定ヲ適用ス

(七) 關稅又ハ收稅手續ヲ要スル貨物(第六十五條參照)ハ關稅又ハ收稅手續完了後ニ於テ運送取扱人又ハ公設倉庫ニ寄託シ若ハ賣却スルコトヲ得

(八) 着驛ニ於テ荷送人ノ何等指圖ナクシテ引渡障礙除去セラレ且荷受人ニ引取ノ準備ヲナシタルトキハ貨

物ハ荷受人ニ引渡スヘシ、爾後ノ引渡ニ付テハ荷送人ニ障礙ノ旨ヲ既ニ通知濟ノトキハ直接ニ之ヲ旨通知スヘシ

(九) 鐵道ハ自己ノ過失ニ因ラサル引渡障礙アリタルトキハ鐵道所定ノ規定ニ依リ生シタル結果ニ對シ其ノ爲メニ生シタル費用及立替金ノ外特ニ貨率規則ニ制定セル料金ヲ要求スルコトヲ得

第八十一條 貨物ノ減量、毀損又ハ減失ノ確認

(一) 鐵道カ貨物ノ減量若ハ毀損ヲ發見シ又ハ推測スルトキ又ハ處分權利者カ之ヲ主張スルトキハ鐵道ハ遲滞ナク貨物ノ狀態、必要ト認ムルトキハ貨物ノ重量並出來得ル限リ損害ノ金額及減量又ハ毀損ノ原因及時期ヲ確認シ之ニ關スル認定書ヲ作成スヘシ、貨物減失ノ場合ニ於テモ亦此ノ認定ヲ爲スヘシ

(二) 處分權利者ハ事件ノ公表又ハ證人ノ認證謄本ヲ要求スルコトヲ得

(三) 減量又ハ毀損ノ確認ニハ證人又ハ成ルヘク處分權利者ノ認證謄本ヲモ提出セシムヘシ

(四) 處分權利者ノ請求ニ依リテ爲シタル検査ノ結果何等ノ減量又ハ毀損ナキカ又ハ既ニ鐵道ノ承認セル以外ノ減量又ハ毀損ナキトキハ處分權利者ハ之ニ因リテ生シタル費用ヲ支拂フヘシ

(五) 荷送人又ハ荷受人ハ貨物ノ減量又ハ毀損ヲ公認鑑定人ヲシテ調査セシムルコトヲ得、此ノ調査ニハ鐵道ノ立會ヲ求ムヘシ、證據保全ニ關スル民事訴訟法ノ規定ハ本條ノ規定ニ依リ其ノ適用ヲ妨ケラルルコト

ナシ

第八十二條 貨物ノ減失、減量又ハ毀損ニ關スル鐵道ノ一般責任

(一) 鐵道ハ運送ノ爲ニスル貨物受託ノ時ヨリ其ノ引渡ノ時迄ニ貨物ノ減失、減量又ハ毀損ニ因リテ生シタ



ル損害ニ付キ其ノ責ニ任ス但シ損害カ處分權利者ノ過失、鐵道ノ過失ニ基因セサル處分權利者ノ指圖、外面ニ表ハレサル荷造ノ不完全又ハ貨物ノ自然的性質即チ内部ノ腐敗、消耗、漏泄（普通ノ滲漏）又ハ不可抗力ニ起因スル場合ハ此ノ限りニ非ラス

(二) 外面ニ表ハレサル荷造ノ不完全ニシテ運送狀ニ明示セサルトキハ鐵道ハ荷送人ガ惡意アルトキノミニ限り其ノ責任ヲ免除セラレヘシ

(三) 鐵道ハ引渡期間超過ニ因リテ生スル損害ニ付其責ニ任ス但シ鐵道カ避クヘカラサル且救フヘカラサル事情ニ基因スル超過ノ場合ハ此ノ限りニ非ラス

(四) 鐵道カ本規程又ハ賃率規則ノ規定ニ從ヒ貨物ヲ保管スルトキハ右ニ對スル注意ハ正規ノ商人トシテ之ニ任スヘキモノトス

第八十三條 特殊ノ危険ニ關スル責任ノ制限

(一) 鐵道ハ左ノ事由ニ伴フ危険ヨリ生スル損害ニ付テハ其ノ責ニ任セス

(イ) 本規程又ハ賃率規則ノ規定若ハ運送狀ニ記載セル荷送人トノ協定ニ依リ無蓋貨車ニテ運送スル貨物ノ損害

(ロ) 運送中ニ於ケル滅失、減量又ハ毀損ヲ防ク爲メ其ノ性質上荷造ヲ必要トスル貨物ヲ運送狀ニ記載セル荷送人ノ言明ニ依リテ荷造ヲ爲サス又ハ不完全ナル荷造ニテ託送シタル場合ニ於テハ荷造ノ缺點又ハ其ノ不完全ニ伴フ損害

(ハ) 本規程又ハ賃率規則ノ規定若ハ運送狀ニ記載セル荷送人トノ協定ニ依リ荷送人又ハ荷受人ニ於テ積

卸ヲ爲スヘキ貨物ノ損害

(ニ) 固有ノ性質上滅失、減量又ハ毀損即チ錆、内部ノ腐敗、非常ノ漏泄（異常ノ滲漏）、乾燥及消散シ易キ特別ノ危険アル貨物ノ損害

(ホ) 運送ヲ拒絶シ又ハ條件附ニテ運送ヲ許容セラルル物品ニシテ運送人カ不正當、不正確又ハ不完全ナル表示或ハ所定ノ注意處置ヲ遵守セサルニ因ル損害

(ヘ) 生動物ニ關シ其ノ運送ニ伴フ特別ノ危険ニ基因スル損害

(ト) 本規程、賃率規則又ハ運送狀ニ記載セル荷送人トノ協定ニ依リ附添人ヲ付スヘキ貨物（動物ヲモ含ム）ニ關シ其ノ發生ヲ防止スル爲メ附添人ヲ付シタル危険ニ基因スル損害

(二) 損害カ其ノ場合ノ事情ニ依リ第一項ニ列擧シタル危険ニヨリテ生シ得ヘキモノナルトキハ其ノ損害ハ此ノ危険ニ因リテ生シタルモノト推定ス

(三) 損害カ鐵道ノ過失ニ因リテ生シタルトキハ鐵道ハ本條各項ノ規定ニ基キ責任ノ免除ヲ主張スルコトヲ得ス

第八十四條 減量ニ關スル責任ノ制限

(一) 其ノ自然ノ性質上運送中通常減量ヲ生スヘキ貨物ニ在リテハ鐵道ハ左ノ許容限度ヲ超エル部分ニ限り減量ニ付其ノ責ニ任ス

(イ) 液體貨物、託送ノ際濕氣アル貨物及左ノ貨物ニ對シテハ其ノ重量ノ百分ノ二、摺リ磨キ又ハ挽キタル染料木、毛皮、獸脂、乾魚、生果、生野菜、革、皮屑、ホップ、角及蹄、生子ム



ヤニ、原形ノ骨、挽キテ粉トシタル骨、皮、乾シタル果物、調理シタル果物、馬毛、樹皮、鹽、羊毛、豚ノ剛毛、石鹼及硬化油、甘草、刻煙草、煙草ノ生葉、動物ノ臙、根

(ロ) 前記以外ノ他ノ總ヘテノ乾燥貨物ニ對シテハ重量ノ百分ノ一

(二) 一通ノ運送狀ニ依リ多數ノ貨物ヲ運送スル場合ニ於テ其ノ各個ノ重量ヲ運送狀ニ記載スルトキ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リテ之ヲ確定シ得ヘキトキハ減量ハ各個ノ貨物ニ對シ各別ニ之ヲ計算ス

(三) 減量カ其ノ場合ノ事情ニ依リ貨物ノ自然の性質ニ基因セサルトキ又ハ本條規定ノ許容限度カ貨物ノ自然の性質若ハ其ノ他ノ事情ニ相當セサルトキハ責任ノ制限ハ生セス

(四) 貨物カ全部減失シタル場合ニハ減量ハ之ヲ控除セス

(五) 本條ハ鐵道ノ責任免除ニ關スル第八十三條第一項(二)ノ適用ヲ防クルコトナシ

### 第八十五條 貨物ノ減失、減量又ハ毀損ニ對スル損害賠償額

(一) 運送契約ニ基キ貨物ノ減失、又ハ減量ニ對シ鐵道カ其ノ損害ヲ賠償スヘキ場合ニハ

取引場價格ニ依リ

取引場價格ナキトキハ市場價格ニ依リ

右二ツトモ缺クルトキハ商取引ノ價格ニ依リ

右モ尙缺クルトキハ普通一般價格ニ依リ

且運賃、關稅及其ノ他ノ費用ニシテ既ニ支拂ヒ又ハ未タ支拂ハサルモノト共ニ發送地ニ於テ運送ノ爲メ受託セル同種類同品質ノ貨物ニ付之ヲ賠償スヘシ

(二) 貨物毀損ノ場合ニハ第一項ニ掲ケタル價格ノ減少ニ對シ其ノ賠償ヲ爲スヘシ

(三) 高額ノ損害ヲ賠償スヘキ場合ニ付テハ鐵道ハ第九十條及第九十一條ノ場合ニ限り支拂ノ義務ヲ負フ

### 第八十六條 貨率規則ニ依ル損害賠償額ノ制限

(一) 鐵道ハ全運送區間ニ對スル運賃カ普通貨賃ヨリモ低廉ナル特別條件(例外貨率)ヲ以テ貨物ノ減失、減量又ハ毀損ニ對シ賠償スヘキ最高金額ヲ定ムルコトヲ得但シ右ノ最高金額ハ全運送區間ヲ通シテ適用セラルルコトヲ要ス、荷送人カ此種ノ例外貨率ヲ運送狀ニ制定スルコトヲ請求シタルトキハ鐵道ハ右制定最高金額ノミニ對シ其ノ責ニ任ス

(二) 貨物カ貨率規則ニ於テ前記ノ最高金額ヲ定メタル運送區間ノ一部ノミヲ運送セラレタルトキハ賠償ノ原因タル事實カ運送區間ノ當該區域内ニ發生シタルトキニ限り鐵道ノ責任制限ヲ生スルモノトス

(三) 此外鐵道ハ貨率規則ヲ以テ第五十四條第二項(ロ)ニ掲ケル物品ノ減失、減量又ハ毀損ニ對シ賠償スヘキ最高金額ヲ定ムルコトヲ得

(四) 高額ノ損害ヲ賠償スヘキ場合ニ付テハ鐵道ハ第九十條及第九十一條ノ場合ニ限り支拂ノ義務ヲ負フ

### 第八十七條 貨物減失ノ推定、貨物ノ再發見

(一) 處分權利者ハ引渡期間終了後一ヶ月以内ニ貨物カ引渡サレス又ハ引取ノ準備ヲ爲ササルトキハ別段ノ證明ヲ要セスシテ貨物ヲ減失シタルモノト推定スルコトヲ得

(二) 損害賠償ノ請求權者ハ減失貨物ニ對スル賠償金ヲ受領スル際其ノ受領證ニ於テ貨物カ賠償金支拂後三ヶ年以内ニ再ヒ發見セラレタルトキハ直ニ通知ヲ爲スヘキコトヲ請求スルコトヲ得、鐵道ハ此ノ請求ニ付



證明書ヲ交付スヘシ

(三) 再發見ノ通知受領後一ヶ月以内ニ在リテハ損害賠償ノ請求權者ハ自己ノ選擇ニ依リ運送狀ニ記載シタル發驛又ハ着驛ニ於テ貨物ノ無賃引渡ヲ請求スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ既ニ受領シタル賠償金ヨリ第八十八條及九十條ノ規定ニ依リ引渡期間ノ超過ニ對シ支拂フヘキ損害賠償金額ヲ控除シタル殘額ヲ還付スヘシ

(四) 其ノ他總ヘテノ場合ニ於テハ再發見シタル貨物ハ鐵道ニ於テ之ヲ自由ニ處分スルコトヲ得

### 第八十八條 延着ノ場合ニ於ケル賠償額

(一) 引渡期間超過ノ場合ニ於テハ鐵道ハ證明セラレタル損害ニ付運賃ノ額迄ノ賠償ヲ爲スヘシ

(二) 貨物滅失ノ場合ニ於テハ引渡期間超過ニ依ル特別ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

(三) 減量ノ場合ニ於テハ引渡期間超過ニ依ル賠償ハ運送貨物ノ滅失セサル部分ニ該當スル運賃額ニ對シ之ヲ爲スヘシ

(四) 毀損ノ場合ニ於テハ引渡期間超過ニ依ル賠償ハ必要ト認ムルトキハ第八十五條ニ認ムル賠償額ヲ加算ス

(五) 高額ノ損害ヲ賠償スヘキ場合ニ付テハ鐵道ハ第九十條及第九十一條ノ場合ニ限り支拂ノ義務ヲ負フ

### 第八十九條 引渡價格ノ申告(引渡利益)

(一) 荷送人ハ貨物ノ完全及適確ナル引渡ヲ期スルタメ——引渡價格(引渡利益)——ヲ運送狀ニ記載シテ之ヲ申告スルコトヲ得

(二) 引渡價格ハ運送狀ノ相當欄ニ綴文字ヲ以テ記載スヘシ

(三) 引渡價格ノ申告ニ關シテハ每十「ライヒスマルク」及十賃率適用基米ヲ單位トシテ之ヲ計算シ一單位ニ對シ〇・二「ライヒスペンニヒ」ヲ超過スルコトヲ得ス、十「ライヒスペンニヒ」未滿ノ端數ハ十「ライヒスペンニヒ」ニ切上クヘシ、發驛ヨリ着驛迄ノ運送區間ニ對スル最低額ヲ四十「ライヒスペンニヒ」トス

(四) 第八十六條ニ依リ損害ノ賠償額ニ付最高金額ノ制限アルトキハ引渡價格ノ申告額ハ此ノ金額ヲ超過スルコトヲ得ス

### 第九十條 引渡價格ノ申告アル場合ニ於ケル責任ノ範圍

(一) 荷送人ハ運送狀ニ於テ引渡價格ヲ申告シタルトキハ左ノ場合之カ請求ヲナスコトヲ得

(イ) 鐵道ノ損害賠償義務カ貨物ノ滅失、減量又ハ毀損ニシテ

一 第八十五條ニ認ムル損害賠償

二 申告額ノ限度内ニ於テ其ノ他ノ確認セラレタル損害賠償

(ロ) 引渡期間超過ニ依ル場合ニシテ

一 損害カ右ノ超過ニ依リテ生シタルコトヲ確認セラレタルトキハ引渡價格ノ限度迄

二 損害カ右ノ超過ニ依リテ生シタルコトカ確認セラレサルトキハ

一日ヲ含ム引渡期間超過ノ場合……………運賃額ノ五分ノ一

二日ヲ含ム引渡期間超過ノ場合……………運賃額ノ五分ノ二



- 三日ヲ含ム引渡期間超過ノ場合……………運賃額ノ五分ノ三
- 四日ヲ含ム引渡期間超過ノ場合……………運賃額ノ五分ノ四
- 右以上ノ引渡期間超過ノ場合ハ引渡價格ノ申告額ヲ超過セサル範圍ニ於テ運賃全額
- (二) 引渡期間超過ニ依リテ生スル損害ノ外鐵道ノ責任タル減量又ハ毀損ニ依ル損害カ鐵道ノ責ニ歸スヘキコトノ確認セラレタルトキハ左ノ場合之カ請求ヲナスコトヲ得
  - (イ) 第八十五條ニ認ムル損害賠償
  - (ロ) 申告額ノ限度内ニ於テ引渡期間超過ニ依リテ生スル損害ヲ含ム其ノ他ノ總ヘテノ損害賠償
  - (三) 引渡價格ノ總額カ引渡價格ノ申告額ヲ爲ササル場合ニ與ヘラレル損害賠償ヨリモ少ナキトキハ右ノ賠償額ヲ請求スルコトヲ得
  - (四) 高額ノ損害ヲ賠償スヘキ場合ニ付テハ鐵道ハ第九十一條ノ場合ニ限り支拂ノ義務ヲ負フ

**第九十一條 全部ノ損害賠償**

第八十五條、第八十六條、第八十八條及第九十條ノ場合ニ於テ損害カ鐵道ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタルトキハ全部ノ損害ニ對シ賠償スヘシ

**第九十二條 損害賠償額ノ利息**

鐵道ノ支拂フヘキ損害賠償額ニ付テハ要求ニヨリ賠償委託ノ日ヨリ百分ノ五ノ利息ヲ附ス但シ一通ノ運送狀ニ對シ十「ライヒスマルク」以下ノ全額ニハ利息ヲ附セス

**第九十三條 運送契約ニ因リテ生スル鐵道ニ對スル訴權ノ消滅**

- (一) 運賃カ右ニ附隨スル其他ノ債權ト共ニ支拂ハレ且貨物カ荷受人ニヨリ引取ラレタルトキハ運送契約ニ因リテ生スル鐵道ニ對スル一部ノ訴權ハ消滅ス
  - (二) 次ノ場合ニハ訴權ハ消滅セス
    - (イ) 鐵道ノ責ニ歸スヘキ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ニ對スル賠償請求權
    - (ロ) 延着ニ因ル損害賠償ノ請求カ荷受人ニ依ル引取ノ日ヲ含マサル一ヶ月以内ニ於テ第九十六條ニ依リ要求シ得ル鐵道ノ一ニ對シ書面ニテ申出テタルトキ
    - (ハ) 損害賠償ノ請求カ第八十一條ニ依リ引取前缺陷アルコトカ荷受人ニ依リ確認セラレ又ハ右ノ確認カ本規定ニ反シ鐵道ノ過失ニ因リ行ハレサリシトキ
    - (ニ) 得害賠償ノ請求カ荷受人ニ依ル引取ニ際シ缺陷カ外面ヨリ認メラレサリシトキ但シ次ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス
      - 一 荷受人ハ發見後遲滞ナク、遅クトモ引取後一週間以内ニ第八十一條ニ依ル損害ノ確認ヲ請求スルコト
      - 二 荷受人ハ右ノ缺陷カ貨物ノ受託後引渡迄ノ間ニ於テ生シタルコトヲ證明スルコト
- 鐵道カ缺陷ヲ發見後遲滞ナク且指定期間内ニ明示シタルトキハ確認ハ普通ノ狀態ニテハ鐵道ノ回答カ到着スヘキ時間ノ經過後遲滞ナク之ヲ爲スヲ以テ足ルモノトス
- (ホ) 不當ニ徵收セラレタル増運賃、不正當ナル運賃、料金及其ノ他ノ費用又ハ代金引換金額ノ徵收ニ對スル請求權



第九十四條 運送契約ニ因リテ生スル訴權ノ時効

八〇

- (一) 運送契約ニ因リテ生スル訴權ハ一年ノ時効ニ罹ル
- (二) 時効ハ左記ノ日ヨリ進行ス
  - (イ) 運賃、増運賃、附帶料金及其ノ他ノ費用又ハ代金引換金額ノ支拂又ハ拂戻ノ請求ニ在リテハ支拂ノ日、支拂ナカリシトキハ貨物託送ノ日
  - (ロ) 貨物ノ滅失ニ依ル損害賠償請求ニ在リテハ引渡期間満了ノ日
  - (ハ) 減量、毀損又ハ延着ニ依ル損害賠償請求ニ在リテハ引渡ノ日
  - (ニ) 税關ノ請求スル金額ニ對スル請求ニ在リテハ税關ノ請求シタル日
  - (三) 鐵道ニ對スル訴權ノ時効ハ一般法定上ニ依ル阻止ノ事由アル場合ヲ除キ書面ニ依ル通知ニ依ルモ時効ハ其ノ進行ヲ停止ス、鐵道カ其ノ請求ヲ拒絶シ右ニ關スル決定ヲ通知者ニ書面ニ依リ通告シ且添附書類ヲ返付シタル日ヨリ時効ハ再ヒ其ノ進行ヲ始ム、其ノ後ノ請求ハ時効ヲ停止セス
  - (四) 時効ノ中斷ニ關シテハ一般法定上ノ規則ニ依ル
  - (五) 貨物ノ滅失、減量又ハ毀損若ハ引渡期間超過ニ依ル鐵道ニ對スル訴權ハ時効ノ滿了後ニ在リテハ其ノ以前ニ滅失、減量、毀損又ハ引渡期間超過ノ旨ヲ鐵道ニ通告シ右通告カ鐵道ニ送致セラレタルトキニ限り相殺トナスコトヲ得、證據保全ノ爲メ裁判上ノ證據調ヲ申請シタルトキ又ハ荷送人ト荷受人若ハ第三取得者トノ間ニ貨物ノ滅失、減量、毀損又ハ引渡期間超過ニ關シテ生シタル訴訟ヲ鐵道ニ告知シタルトキハ此ノ申請又ハ告知ハ鐵道ニ對スル請求ト同一ノ效力ヲ有ス

(六) 本章ノ規定ハ鐵道カ故意ニ貨物ノ滅失、減量、毀損又ハ引渡期間超過ヲ故意ニ惹起シタル場合ニハ之ヲ適用セス、此外本規定ハ鐵道相互間ノ求償ヲ妨ケス(第九十六條)

第九十五條 運送契約ニ因リテ生スル權利ノ行使

- (一) 貨物ニ關スル處分權ヲ有スル者ニ限り鐵道ニ對スル運送契約ニ因リテ生スル權利ヲ行使スルコトヲ得(但シ第七十條第四項並第七十一條第四項及第五項參照)
- (二) 運送狀副狀カ作成セラレタルトキハ荷送人ハ其ノ副狀ヲ本狀ト共ニ呈示シタルトキニ限り運送契約ニ因リテ生スル權利ヲ行使スルコトヲ得、荷送人カ右ノ處置ヲナシ難キ狀態ニ在ルトキハ荷送人ハ荷受人カ之ニ同意シ又ハ運送狀ノ引取ヲ拒ミタルコトヲ證明スルコトヲ要ス
- (三) 裁判外ノ請求權ハ第九十六條第三項ニ屬スル鐵道ニ對シ書面ヲ以テ之ヲ行使スルコトヲ得但シ第七十條第七項及第七十一條第六項ニ定ムル場合ヲ除ク、運送狀カ荷受人ニ交付セラレタルトキハ本狀ヲ提出スヘシ、其ノ他ノ添附書類ハ鐵道ノ請求ニ依リ一般ニ信賴シ得ヘキモノノ寫ヲ提出スルコトヲ得、貨物ノ滅失、減量又ハ毀損ニ依ル損害賠償ノ場合ニ於テハ貨物ノ價格ニ關スル證明書ヲ添附スヘシ、鐵道ハ成ルヘク速ニ請求ヲ調査シ示談ノ調ハサルトキハ書面ヲ以テ其ノ決定ヲ請求者ニ通告スヘシ

第九十六條 運送ニ關係セル多數鐵道ノ責任

- (一) 發鐵道ハ自己ノ線路區間ノミニ使用シタルトキ他鐵道ノ線路區間ヲモ使用シタル場合トヲ問ハス貨物カ荷受人ニ引渡サル迄ノ運送實行ニ付其ノ責ニ任ス
- (二) 各後續鐵道ハ原運送狀ト共ニ貨物ヲ引受ケタルトキヲ以テ運送契約ニ參加シ運送狀ノ記載事項ニ從ヒ



テ運送ヲ爲スヘキ獨立ノ義務ヲ負フモノトス

八二

(三) 運送契約ニ因リテ生シタル請求ハ發鐵道又ハ着鐵道若ハ運送狀ト共ニ貨物ヲ引受ケタル最後ノ鐵道或ハ其ノ線路上ニ於テ損害ノ發生シタル鐵道ニ對シテノミ訴ノ手續ニ依リ之ヲ提出スルコトヲ得、此等ノ鐵道ノ間ニ於テハ原告ハ原告鐵道其ノ選擇權ヲ有ス、此ノ選擇權ハ訴ノ提起ニ因リテ消滅ス、反訴又ハ相殺ニ依リ右ノ訴訟カ同一運送契約ニ基クトキニ限り訴ヲ提起スル他ノ鐵道ニ對シテモ亦運送契約ニ因リテ生スル訴權ヲ行使スルコトヲ得

(四) 本條ノ規定ニ基キ關係鐵道ノ一ニ於テ損害賠償ヲ爲シタルトキハ其ノ鐵道ハ損害ノ發生ニ付其ノ責ニ任スヘキ鐵道ニ對シテ求償權ヲ有ス、其ノ責ニ任スヘキ鐵道ヲ確知スルコト能ハサルトキハ損害カ自己ノ線路上ニ於テ發生セサルコトノ確定ヲナシ難キ場合ニ限り各關係鐵道ハ其ノ運送ノ爲メ使用シタル線路延長ノ割合ニ應シテ其ノ損害ヲ分擔スヘシ、各鐵道ハ其ノ相互間ニ於ケル求償ニ關シ一般又ハ個々ノ場合ニ於テ各別ノ協定ヲ爲スコトヲ得

【前田譯】

## 附 錄



附 録 A  
(第四十三條)

死 體 運 送 許 可 證

年 月 日 於テ (場 所) (死亡原因) ニ  
依リ死亡セル 歳ノ (年齢) (身分、死亡者氏名、小兒ノトキハ兩親ノ身分) ノ制  
定規則ニ依リ納棺シタル死體ハ 鐵道ニ依リ 發 經  
由 迄埋葬ノ爲メ運送スヘキモノトス、死體運搬許可ノ上ハ其ノ管轄カ  
運送ニ關係アル總ヘテノ官廳ハ死體ヲ支障ナク且遲滞ナク繼送セラレンコトヲ  
希望ス

年 月 日  
( 印 ) (署 名)

死 體 運 送 許 可 證

年 月 日 於テ (場 所) (死亡原因) ニ  
依リ死亡セル 歳ノ (年齢) (身分、死亡者氏名、小兒ノトキハ兩親ノ身分) ノ制  
定規則ニ依リ納棺シタル死體ハ 鐵道ニ依リ 發  
經由 迄及 船舶ニ依リ 發 經由 迄埋  
葬ノ爲メ運送スヘキモノトス、死體運搬許可ノ上ハ其ノ管轄カ運送ニ關係アル  
總ヘテノ官廳ハ死體ヲ支障ナク且遲滞ナク繼送セラレンコトヲ希望ス

年 月 日  
( 印 ) (署 名)



附 錄 B (第四十八條第十項及第四十九條第四項)

生動物積込及運送取扱細則

一 積 込

第一條 積込設備、避難場所

- (一) 驛ハ賃率規則ニ依リ其ノ一部分タリトモ生動物運送ニ定メタル個所アルトキハ生動物ノ積込及取卸ノ目的ニ適合シ運送權ヲ行使シ得ル設備ヲ爲スコトヲ要ス
- (二) 木造ノ積込斜面階段ノ表面ニハ適當ナル間隔ヲ置キテ動物カ確カト立脚シ得ル角端ヲ圓メタル縁アル柵板ヲ備クルコトヲ要ス
- (三) 固着セル階段ノ表面ハ最大一對八ノ割合ニ依リ、若シ右カ取外シ得ル設備ノモノニ在リテハ最大一對三ノ割合ニ傾斜セシムヘシ
- (四) 積込橋ハ充分ナル幅ヲ有シ最小二十種ノ高サヲ有スル保護柵ヲ踏柵(第二項)ト共ニ其ノ兩側ニ備フヘシ、此ノ外動物ノ横ニ顛落ヲ防止スル方法ヲ講スヘシ
- (五) 定期ニ大量ノ生動物發送ヲ取扱フ驛及飲料水給與驛(第五條)又ハ其ノ附近ニ在リテハ動物ノ一時運搬ノ爲メニ圍繞セル場所(又ハ禾束置場)ヲ設ケ其ノ或ルモノニハ屋根ヲ設クヘシ、鐵道カ右ノ假繫所ヲ設クルトキハ井戸又ハ水道並ニ動物ノ繫結、飼料及飲料水給與所ヲモ具ヘ付クルコトヲ要ス、右ノ個所ハ



各種種族ノ動物及大家畜(馬、驃馬、駒、牛類、驢馬等)及小家畜(豚、犢、羊、山羊、犬、鳥類等)トニ各別ニ運搬シ得ル様之ヲ小區域ニ分ツコトヲ要ス、哺乳ヲ要スル乳兒ハ母獸ト共ニ運搬スヘシ、床板ハ順序ヨク清掃シ得ル構造トナスコトヲ要ス

(六) 圍繞セル箇所ニ於ケル動物ノ一時的運搬ニ關シテハ飼料及飲料水給與ノ設備使用ト共ニ賃率規則所定ノ料金ヲ徴收スルコトヲ得

### 第二條 車 輛

(一) 生動物ハ有蓋又ハ高キ縁ヲ有スル無蓋貨車ニテ運送スヘシ、十一月一日ヨリ三月三十一日迄ノ期間ニアリテハ無蓋貨車ハ荷送人ノ申出アリタルトキノミ配給スヘシ、鳥類ハ有蓋貨車ニ依リテノミ運送スヘシ

(二) 敷仕切床貨車ハ兩側ニ格子アル側板ヲ有スルモノニ限り使用スルコトヲ得、本貨車ハ幅廣ノ緻密ナル板ニテ製シ又ハ下部ヨリノ風ノ吹込ヲ防止シ且汚物及敷葉ノ散亂ヲ防ク装置アル揚ケ蓋ヲ具備スルコトヲ要ス、本規程ハ鳥類運送ニ供セラルル二個以上ノ床ヲ有スル貨車ニハ適用セス、本車輛ニ付テモ格子アル側板ヲ具ヘ且汚物及敷葉ノ散亂ヲ防ク保護棚板ヲ具フルコトヲ要ス

(三) 貨車ノ下部ニ備付ケタル檻ハ運送途中ニ於テ罹病セル或ル動物ノ運送ノ場合ニノミ使用スヘシ

(四) 大家畜ノ運送ニ使用スル貨車ノ内幅ハ少ナクトモ二・六〇米ヲ有スルコトヲ要ス

(五) 動物運送ニ有蓋貨車ヲ使用スル際ハ貨車ノ屋根附近ノ縦側及上部ノ側ニ各最小四十糎ノ長及三十糎ノ幅ヲ有スル各二個ノ閉塞シ得ヘキ開キヲ有シ且扉ノ側面ニ於テ大家畜ニ在リテハ三十五糎、小家畜ニ在リテハ十五糎ノ開キヲナシ得ヘキ設備ヲ具ヘタル貨車ヲ選擇スヘシ、運送中全ク開扉スヘキモノニ在リテハ

扉ノ開キハ一・五〇米ノ高サヲ有スル板仕切又ハ格子ヲ設クルコトヲ要ス

(六) 無蓋貨車ハ大家畜ヲ使用スルトキハ床板ノ上ニ少ナクトモ一・五〇米ノ高縁ヲ、又小家畜ニ在リテハ少ナクトモ七五糎ノ高縁ヲ有スルコトヲ要ス

(七) 動物ノ繫縛ニハ鐵環等ノ設備ヲ貨車内部ニ具フルコトヲ要ス

(八) 動物運送ニ使用スル貨車ノ積板ハ外側ニ面シ特ニ敷仕切床且多數ノ區域ニ分割セラレタル貨車ニ在リテハ各仕切内部ノ大サヲ明瞭ニ認メ得ル様ニ設備スルヲ要ス

(九) 現在ノ舊式貨車ニ對シ交通大臣ハ本條第四項及第五項ニ對シ例外規定ヲ定ムルコトヲ得

### 第三條 生動物ノ保護

(一) 生動物運送ニ使用スル容器ハ廣濶ニシテ且通風ノ設備アルコトヲ要ス、動物ハ束縛シテ之ヲ託送スルコトヲ得ス

(二) 籠又ハ之ニ類スル容器ハ緻密ナル底及上部ニ成ルヘク廣ク緻密ナル側面ヲ有シ汚物及敷葉ノ爲メニ貨車ヲ不潔ナラシメサルモノタルコトヲ要ス、本規定ハ貨切扱ニ依ル鳥類ニハ適用セス、容器ノ底ハ枯草、藁、砂、泥炭屑、鋸屑ヲ以テ敷キ詰ムヘシ、積込ニ際シテハ動物ニ對シ充分ニ新鮮ナル空氣ヲ流通セシムル様注意スヘシ、特ニ他ノ貨物ヲ容器ノ上部ニ積載スルコトヲ得ス但シ棚等ニテ容器ノ上部及下部ノ蓋トノ間ニ最小三糎ノ高ヲ有スル通風個所ヲ設ケタルトキノミ他ノ貨物ト積合スコトヲ得、全部又ハ一部格子ヲ有スル容器ハ動物カ肢體ヲハミ出スコト能ハサル様ニシ且動物カ容器内ニ自由ニ立脚シ得ル構造トナスヘシ、此外籠又ハ之ニ類スル容器ハ運送カ三十六時間以上ヲ要スル見込ノモノニ在リテハ荷送人ハ他ノ



方法ニ依リ途中驛ニ於テ飼料及飲料水ヲ給與セサル限リ飲料水給與及小家畜ニ在リテハ動物ノ飼料給與ニ關スル適當ナル設備ヲ爲スヘシ、容器ハ積込、積換及取卸ノ際テ突ケ、投ケ出シ又ハ突キ落スヘカラス、使用済ノ容器ハ完全ニ清掃シタル後再ヒ使用スルコトヲ得

- (三) 一貨車内ニ多數ヲ收容シテ積込ムヘキ動物ニ付テハ大家畜ニ在リテハ一所ニ又貨車ノ内壁ニ壓迫シテ立タシメサル様注意スヘシ、本規程ハ積込ミタル動物ノ間ヲ一名ノ者カ通行シ得ル程度ニテ足レリトス、斜向ニ積込ム場合ニハ此外動物ト貨車内壁トノ間ニハ充分ナル間隙ヲ置キ動物ノ負傷ヲ防クヘシ、籠ニ收容スル小家畜モ横臥シ得ヘキ構造トスヘシ、本規程ノ適否ニ關スル決定ハ監督官吏ニ屬ス
- (四) 大、小家畜及各種族ノ動物ヲ同一貨車ニ積込ム場合ニハ棚、板仕切又ハ格子仕切ヲ以テ分離セシムヘシ、籠及之ニ類スル容器ニ於テモ異種族ノ動物ハ仕切等ニテ分離スヘシ、哺乳ヲ要スル乳兒ヲ母獸ト共ニ運送スル場合ハ右ノ制限ヲ適用セス
- (五) 荷造ヲ爲ササル鳥類ヲ積載スヘキ貨車ハ鉛封印ヲ施シテ運送スヘシ
- (六) 無蓋及數仕切床貨車(第二條第二項)ノ床板ハ容易ニ燃焼セサル物質ヲ以テ之ヲ蔽フヘシ

## 二 運 送

### 第四條 列 車

- (一) 生動物ハ家畜列車及貨物列車ノ外鐵道取扱細則ニ從ヒ旅客列車ニテモ之ヲ運送スルコトヲ得
- (二) 家畜列車ハ鐵道ノ公示セル特定ノ日ニ於テ規則ノニ大量ノ家畜運送ヲナス區間ニ在リテハ定期又ハ臨時

時ニ列車運轉時刻表ノ改正ノ都度制定セララルル時刻表ニ依リ運轉スヘシ、本列車ハ接續線ニ於テ發着スル家畜ノ滞留ハ極メテ必要ナル數量ニ制限スヘキ様編成スルコトヲ要ス、時刻表制定ノ際ハ飲料水給與驛(第五條)ニ於ケル停車時間ハ之ヲ充分ニ制定スヘシ

- (三) 運送セララルヘキ家畜多量ニシテ其ノ積込ハ少ナクトモ二十車軸ヲ必要トスル場合ニ於テ他ニ適當ナル運送ノ機會ナキ時ハ特別家畜列車ヲ出發セシムヘシ
- (四) 家畜列車ノ平均運轉速度(第二項)ハ——特別ノ場合例外規定ヲ定ムヘキ交通大臣ノ權利ヲ留保シ一時間二十五基米以上タルコトヲ要ス、鐵道建設及運轉規程ノ規定ニ右ノ速度カ抵觸セサル限リハ之ヲ輕減スルコトヲ得、飲料水給與驛(第二項)ニ認ムル停車時間(第二項)ハ平均運轉速度ノ計算ニ算入セス

### 第五條 飼料及飲料水給與

- (一) 二十四時間又ハ夫レ以上ヲ要スル動物運送ノ場合ニハ積込前ニ於テ荷送人ハ飼料及飲料水ヲ給與スヘシ、運送カ三十六時間以上ニ亘ルトキハ遅クトモ三十六時間ノ經過後ニ於テ動物ニ飼料及飲料水ヲ給與スヘシ、軍屬ノ運送ニ關シテハ本規程ヲ適用セス
- (二) 途中驛ニ於ケル必要ナル飼料及飲料水給與ハ必要ニ應シ特定驛ニ其ノ設備ヲナスヘシ、本驛(飲料水給與驛)ハ交通大臣之ヲ定メ賃率規則ニ公示スヘシ

### 第六條 貨車ノ入換

生動物ヲ積載セル貨車ノ入換ハ必要已ムヲ得サル場合ニ止メ常ニ特別ナル注意ヲ以テ之ヲ爲スヘシ、激



突ハ之ヲ絶對ニ避クヘシ

第七條 火災ニ對スル保護

- (一) 家畜車内ニ於テハ車内ニ藁、枯草又ハ他ノ燃燒シ易キ物質アル場合ニハ喫煙スルコトヲ禁ス
- (二) 夜間運送ニ在リテハ家畜運送ノ附添人ハ良燃ノ且火災ニ對シ安全ナル燈ヲ携帯スヘシ

附 錄 C (第五十四條)

(譯者註) 本附錄ニ付テハ凡例ニ述ヘタル如ク項目ノミヲ掲記スルニ留メ内容ヲ省略シタリ

條件附ニテ運送ヲ許容スル物品ニ關スル規定  
(第五十四條第二項(イ))〔省略〕

- 一 (イ) 爆發物及他ノ爆發シ易キ物品

A 爆破藥

- 第一種 無制限ニ小口扱貨物トシテ運送シ得ヘキ取扱ニ安全ナル爆發物
- 第二種 二百基瓦迄小口扱貨物トシテ運送シ得ヘキモノニシテ大量託送ノ場合ハ第三種ノ爆發藥トシテ運送スヘキ爆發物
- 第三種 貸取扱ノミニ依リ運送シ得ル爆發物

B 發射藥

- 第一種 無制限ニ小口扱貨物トシテ運送シ得ル發射藥、就中發煙少ナキセラチン性ニトロセルロース火藥及ニトログリセリン含有ノニトロセルロース火藥(藥筒入ノモノ共)ニシテ次ニ掲クル規定ニ該當スルモノ
- 第三種 貸取扱ノミニ依リ運送シ得ル發射藥、就中發煙少ナキセラチン性ニトロセルロース火藥及



ニトログリセリン含有ノニトロセルローズ火藥ニシテ第一種ニ屬スル規則ニ該當セサルモノ  
發煙少ナキゼラチンナキニトロセルローズ火藥（所謂混合火藥）  
黑火藥（壓縮及粒狀共）及發射ノ目的ニ適合スル類似ノ火藥

C 其ノ他爆發シ易キ物品

一 (イ) A、B及Cニ掲クル物品ニ對スル運送條件

一 少量ノ試驗的運送

二 通常（第一項ニ該當セサル）ノ運送

A 荷造

B 託送

C 運送狀、證明書

D 車輛

E 積込

F 驛及進行中ニ於ケル取扱上ノ注意

G 列車及爆發物ヲ積載セル貨車編成ニ關スル規定

H 爆發物運送ノ附添

J 途中驛及運送ニ關係セル鐵道ヘノ通知

K 着驛ニ到着及引渡

一 (ロ) 彈藥

一 爆發力ヲ有セサル雷管

二 爆發力ヲ有スル雷管

三 導火索

四 運搬銃砲用藥莢

五 藥莢及大砲、坑山用、水雷發火藥莢

六 手用及手榴彈

七 大砲、水雷、坑山用轟爆藥、爆發雷管等

八 燈火及信號用ノモノ

九 信號花火

十 發煙材料

十一 發霧材料

一 (ハ) 彈藥ニ關スル運送條件

A 荷造

B 託送

C 運送狀、證明書

D 車輛及他ノ條項



E 積込

一 (ハ) 點火子及花火其他

第一種 無制限ニ小口扱貨物トシテ運送シ得ヘキ物品

第二種 第一種ニ屬セサル及貸切扱ノミニ依リ運送シ得ヘキ物品

運送條件

A 荷造

B 他ノ條項

一 (ニ) 壓縮及液化瓦斯

運送條件

A 包装容器ノ種類

B 物品ノ性質及容器ノ作成

C 容器ノ公定検査

D 容器ノ裝備(辨、記號)

E 容器充填

F 他ノ條項

G A乃至Fノ規定ニ對スル除外例

一 (ホ) 水トノ接觸ニヨリ可燃性瓦斯又ハ支燃性瓦斯ヲ發生スル物質

運送條件

A 荷造

B 他ノ條項

〔二〕 自然燃焼ノ虞アル物品

運送條件

A 荷造

B 運送狀

C 他ノ條項

〔三〕 可燃性液體

運送條件

A 荷造

B 運送狀

C 他ノ條項

〔四〕 有毒物

運送條件

A 荷造

B 運送狀

879  
111



579  
111

注意 太線ニテ圍ミタル部分ハ鐵道ニ於テ、其他ノ部分ハ荷主ノ責任ニ依リテ

爲替相場番 經由 着 發送セリ  
 送狀副狀寄託 有無

積込荷主負擔ノ場合荷送人ノ記入事項

貨車番號	貨記車所	積重載量(噸)	有蓋(無蓋)	自車(基瓦)	重(私有貨物)

普通 (運送契約ニ付テハ獨逸國內ノ運送自由市間ニ締結適用ス)

着 繼送ニ關スル規則ノ有無 (例、小鐵道ニ依リ……行)

所定又ハ許容セラルヘキ明告 (例、欠缺又ハ不完全ナル荷造、驛留、引渡地……ニ於ケル稅關又ハ稅務署手續) 添附書類

小口扱貨物ノ場合\*

宛名號	宛番	名號	個數	荷造	記

年 月 日  
 荷送人住所及署名

積換又ハ列車入換

一 二

(註) \* 貨切扱貨物ノ場合ニモ小口扱貨物ノ場合ニ認ム  
 \*\* 小口扱貨物ニ在リテハ荷受人ノ完全ナル宛名ヲニ〔宛名〕ト附記セラレタシ

電氣運轉ニ依ル鐵道ニ於ケル條件附ニテ運送ヲ許容スル物品ニ關スル特別規定〔省略〕

運送條件

〔五〕 腐蝕劑

〔六〕 嫌忌スル物品及惡臭ヲ發スル物品

A 荷造  
 B 運送狀  
 C 他ノ條項

(紙價九二七七七)







579  
111

注意 太線ニテ國ミタル部分ハ鐵道ニ於テ、其他ノ部分ハ

爲替相場番 經由 着 發送セリ

五條))

運送狀副狀寄託  
の有無

積込荷主負擔ノ場合荷送人ノ記入事項

貨車番號	貨記車所有號	積重載量(噸)	有無蓋(有蓋)	有無別車(別車)	自重(基瓦)(私有貨車ノ場合)

急行

(運送契約ニ付  
ノ獨逸國內ノ運送  
自由市間に締結  
適用ス)

ライヒスマルク

ライヒスマルク

ライヒスマルク

ライヒスマルク

着 驛

總送ニ關スル規則ノ有無  
(例、小鐵道ニ依リ……行)

ヨリ徴收スヘ

所定又ハ許容セラルヘキ明告  
(例、欠缺又ハ不完全ナル荷造、驛  
留、引渡地……ニ於ケル税關又ハ税  
務署手續) 添附書類

小口扱貨物ノ場合*					記
宛名記號**	宛番	宛名號**	個數	荷造	

年 月 日

荷送人住所及署名

驛 印

積換又ハ列車入換

一 二

(註) \* 貨切扱貨物ノ場合ニモ小口扱貨物ノ場合ニ認  
\*\* 小口扱貨物ニ在リテハ荷受人ノ完全ナル宛名ヲ  
ニ〔宛名〕ト附記セラレタシ

(紙七九二二高七九七)

四二〇耗)





注意 太線ニテ圍ミタル部分ハ鐵道ニ於テ、其他ノ部分ハ荷送人ニ於テ記載スヘシ

〔附錄E(第五十五條)〕

爲替相場番	經由	驛ニ於ケル關稅又ハ收稅手續
號	着	
	發送セリ	

積込荷主負擔ノ場合荷送人ノ記入事項					急行便貨物運送狀	
貨車番號	貨記車所	積重載量	有無蓋別	自車	重(基瓦)	(運送契約ニ付テハ鐵道運送規程——東プロシア及他ノ獨逸國內ノ運送ハ直通運送ニ關スル波蘭及ダンチヒ自由市間に締結セル協定ニ依ル——及當該貨率規則ヲ適用ス)  地 (住所) 殿宛

着 驛  
 繼送ニ關スル規則ノ有無  
 (例、小鐵道ニ依リ……行)

所定又ハ許容セラルヘキ明告  
 (例、欠缺又ハ不完全ナル荷造、驛留、引渡地……ニ於ケル稅關又ハ稅務署手續) 添附書類

小口扱貨物ノ場合*					記載事項	實重(基瓦)	總量(基瓦)
宛名記號**	宛番	名號**	個數	荷造			

年 月 日

荷送人住所及署名

ニ依リ  
 月 日 時  
 ニ於テ  
 引渡セリ

積換又ハ列車入換驛ノ印

一	二	三	四
---	---	---	---

(註)  
 \*) 貨取扱貨物ノ場合ニモ小口扱貨物ノ場合ニ認ムル記載ヲナスコトヲ得  
 \*\*) 小口扱貨物ニ在リテハ荷受人ノ完全ナル宛名ヲ明示セラレタシ、此場合ニハ本欄ニ〔宛名〕ト附記セラレタシ

運賃支拂濟記入

引渡價格申告アルトキハ其記載ノ綴文字ニテ記入ノコト

運送狀副狀寄託ノ有無

計算書記入  
 カード番號

電話、郵便、電信、使者ニ依ル通知又ハ準備料(留置料)支拂義務

代金引換、前渡代金引換

個々ノ證明

綴文字記入ニ依ル總額

前渡代金引換  
 後拂代金引換

運賃單價		荷送人ノ支拂フヘキモノ		運賃内譯		荷受人ヨリ徴收スヘキモノ	
切上重(基瓦)	等級	百基瓦ニ對スル貨率	ラウヒスマルク	ライヒス	引渡價格申告ノ料金	代金引換	ライヒスマルク
					前渡代金引換證、番號	後拂代金引換證、番號	
					代金引換料金		
					運賃(迄)基米		
					運送狀、番號		

發 驛 印      秤 量 印      運送狀副狀印又ハ證(證明簿)      着 驛 印

(紙高二九七耗)

(紙幅四二〇耗)



【(紙高) 二九七(紙)】

〔赤帯ハ表面ノ上下ノ縁ニ幅七乃至十耗ヲ有スルモノヲ附スルコトヲ要ス、赤帯ハ裏面ニモ之ヲ附スルコトヲ得〕

一片

發着

積板  
込床數

類

無

ヨリ

添人

送着

イビス  
シニヒ

イビス  
シニヒ

(紙高) 二九七(紙)





579  
111

注意 太線ニテ圍ミタル部分ハ鐵道ニ於テ、其ノ他ノ部分ハ條

經由				送狀ノ一片			
着				驛 印			
發送セリ				發 着			
貨車番號	貨車所有記號	現在床數	積込床數	貨車番號	貨車所有記號	現在床數	積込床數
				生			
				(運送契約ニ依リ、國境ノ通過ニ由リ、市間ニ締結セシメ用ス)			
				類			

着 驛  
繼送ニ關スル規則ノ有無  
(例、小鐵道ニ依リ行經由)

經由地指定ノ運送

増運賃ヲ要スル列車指定ノ運送

荷送人又ハ附添人ノ署名

貨車指定有無

附添人ノ數	指切ノ貨車無	貨指切ノ貨車無	其ノ他所定又ハ許容セラルヘキニ於ケル稅關又ハ稅務署手續)	年 月 日

記 號	番 號	數 量	種 類、年	運 賃	ケル徵收額
			(飼養動物及屠畜ニ在リテ)		
			一歲以上ノ馬、螺馬、駟		
			稅關地ニ規定アル屠殺馬		
			一歲未滿ノ馬、螺馬、駟		
			六ヶ月以上年齡ノ牛類		
			六ヶ月未滿年齡ノ犢(牛)		
			重量七十五基瓦以上ノ豚		
			重量三十五乃至七十五基		
			重量三十五基瓦迄ノ豚(		
			羊、山羊		
			仔羊、仔山羊、一頭重量		
			鳥類、就中		
			其ノ他ノ動物、就中		
			年 月		
			荷送人ノ住所		

證ハ裏面)  
四二〇耗)

(紙高九九七七耗)

[赤帶ハ表面ノ  
要ス、赤帶ハ裏















579  
111

日 星 期

禮拜一 其天降 二 全 完 不 以 又 好 火 入 畫 符

（廿一）

（廿一）

（廿一）

（廿一）

（廿一）

（廿一）

（廿一）

（廿一）

（廿一）

（廿一）



579  
111



